科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
災害費	円	円	円
軍需品補充費	円	円	円
海軍省所管			
軍艦水雷艇補充費	円	円	円
軍艦造修費	円	円	円
軍艦製造費	円	円	円
軍艦整備費	円	円	円
軍艦艤装費	円	円	円
軍艦補充費	円	円	円
軍需品補充費	円	円	円
海軍省所管計	円	円	円
陸軍省所管			
陸軍恩給費	円	円	円
陸軍恩給費	円	円	円
陸軍恩給費	円	円	円

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
第四編 臨時費			
高等警察費	一、三一二、八一六円	一、〇四〇、〇〇〇円	二七六、八一六円
臨時技術員養成費	二、八〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円
臨時産業調査費	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇円
臨時産業奬勵費	一、一一一、九九〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一一一、九九〇円
臨時産業及研究費	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇円
臨時鑛業奬勵費	一、一一一、九九〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一一一、九九〇円
臨時鑛業指導費	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇円
臨時鑛業研究費	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇円
臨時鑛業調査費	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇円
臨時鑛業奬勵費	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
合計	六八、七一七、六二九円	八七、〇六四、〇一六円	△一八、三四六、三八七
臨時部合計	五四四、〇一四、〇四三	六六二、九三五、六〇三	△一二八、九二一、四四三

右大正十三年度歳入歳出總決算は、同年度各特別會計決算及會計檢査院の檢査報告と共に、大正十五年二月二十四日第五十一回帝國議會に提出せられたり。衆議院決算委員會に於ては愼重審議を行ひし結果、一般會計歳入に於て課稅標準の決定其宜しきを得ざるもの一件、租稅の徵收不足に屬するもの十二件、租稅の徵收過に屬するもの五件合計十八件、同歳出に於て監督其宜しきを得ず國庫に損失を及ぼしたるもの四件、虛構の事實に對し支拂を爲したるもの一件、豫算目的外の支出を爲したるもの一件、物品完納前代償の支拂を爲したるもの一件合計七件を不當なるものと議決し、又一般會計歳出に於て豫算目的外の支出を爲したるもの三件を不法なるものと議決し、三月二十四日本會議に於て採決の結果、多數を以て右委員會議決の通可決確定したり。

貴族院決算委員會に於ては審議の結果、總決算中政府の措置穩當を缺くものと認めしもの十五件政府に對し將來の注意を促すべきものと認めしもの四十七件にして、其の他は總て異議なきものと決議し、三月二十五日本會議に於て採決の結果異議なく右委員會議決の通可決確定したり。

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
歳出總計	一、六二四、〇一四、〇四三円	一、六六二、九三五、六〇三円	△一三八、九二一、四四三円

第二十四節　大正十四年度歳計

第一款　豫算

第一項　豫算案の大綱

世界大戰終了後我國の財政は整理緊縮の要切なるに當り、大正十二年の關東大震災の結果更に其の必要に迫らるるに至れり。加之市場の狀況到底巨額の公債發行を許さざるものありて、公債財源の計畫亦變革を爲すを要し、其の他國務の遂行上施設すべき事項尠からざるを以て、大正十四年度の豫算は大體左記の方針に依り之を編成したり。

(一)財政の基礎を鞏固にする爲め行政財政の整理を斷行せしこと。
(二)公債發行額は極力之を減少し、一般市場に公募せざること。
(三)臨時國庫證券收入金特別會計を廢止し、臨時國庫證券は漸次之を整理することとし、依て以て財政上將來の禍根を芟除すること。
(四)臨時軍事費特別會計は其の收入不足額を別途調達したる上、之を廢止すること。
(五)貨幣鑄造益金の內を以て特別の資金を設け、之が運用に依る收入を財源として師範敎育改善及農村振興の計畫を立てたること。
(六)陸軍軍備整理を行ひ、航空部隊の充實、兵器の改良等、國防上の新威力を整備すること。
(七)農林・商工兩省を分立し、產業の發達奬勵に資すること。
(八)電話交換擴張の要望切なるに鑑み之が擴張の計畫を立てしこと。
(九)預金部制度を改正し、預金の運用を一層公明ならしむるを期せしこと。
(一〇)臨時國庫證券收入金及臨時軍事費の各特別會計の外、尙數個の特別會計の廢合を行ひ其の數

の減少を計りしこと。

右方針に依り編成したる大正十四年度歳入歳出総豫算の総額は、歳入歳出各十五億二千四百三十九萬九千二十八圓にして、内歳入經常部十三億二十九萬二千十八圓、同臨時部二億二千四百十萬七千十圓、歳出經常部十億千百三十八萬三千七百九十六圓、同臨時部五億千三百一萬五千二百三十二圓なり。今之を前年度豫算額に比較すれば左の如し。

區分	大正十四年度豫算額	大正十三年度豫算額 施行豫算額	大正十三年度豫算額 實行豫算額	比較增減（△） 施行豫算に比し	比較增減（△） 實行豫算に比し
歳入 經常部	一、三〇〇、一九三、〇一八円	一、三一〇、三六〇、四〇七円	一、二六五、二六三、四四八円	△一〇、〇六七、三九九円	△三五、〇〇八、三七〇円
歳入 臨時部	三四四、一〇七、〇一〇	三四五、二一九、五〇〇	三五〇、一二二、八〇三	△一二、一二二、四九〇	△一二六、〇一五、七九三
歳入 合計	一、五二四、三九九、〇二八	一、六五五、五七九、九〇七	一、六一五、四〇六、二五一	△一三一、一八〇、八七九	△一六一、〇四〇、三三二
歳出 經常部	一、〇一二、三六三、七九六	一、〇六五、四八四、六五五	一、〇五五、三六八、〇四〇	△五四、一〇一、一五九	△四三、九二四、二三四
歳出 臨時部	五一三、〇一五、一三三	六八一、二五三、四四四	五六〇、〇四六、二二二	△一六八、二三八、三一二	△一四七、〇二二、九九九
歳出 合計	一、五二四、三九九、〇二八	一、七三四、七三八、三九九	一、六一五、四〇六、二五一	△二二二、三三九、三七一	△九一、〇〇七、二二三

（備考）一、前年度豫算額は本豫算額及第四十九議會追加豫算額の合計額なり。

二、前年度豫算額中經常部と臨時部との間に組替掲記せるものあるを以て、該年度決定金額と符合せず。

大正十四年度歳入豫算中前年度に比して增加したるものに就き、其の事項及金額の重なるものを擧ぐれば左の如し。

經常部

地租の增加　一、四四五、八七三円

相續税の增加　三、〇八八、〇六四円

通行税の增加　一、四七七、七〇三

兌換銀行券發行税の增加　八、一七二、二九六

砂糖消費税の增加　一六、五六二、八七四

織物消費税の增加　五、三三二、七三二

關税の增加　一一、六〇九、六七八

印紙收入の增加　一、六三一、一九九

郵便電信及電話收入の增加　二七、三四〇、六二八

專賣局益金の增加　二五、五〇〇、二四六

印刷局益金の增加　五四一、五三四

海軍工廠資金益金の增加　三〇〇、〇〇〇

製鐵所益金の增加　七九六、八一一

恩給法納金の增加　二一五、二〇五

大藏省預金部特別會計より繰入　三、〇〇〇、〇〇〇

大正十四年度豫算の編成に當り行政及財政整理の趣旨に依り、大正十四年度に於て一般會計歳出豫算中節減又は繰延を行ひし額は、節減額六千八百六萬千百六十圓、繰延額八千四百二十一萬五千八百三十九圓、合計一億五千二百二十七萬六千九百九十九圓にして、今之を各省別に揭ぐれば左の如し。

所管別	節減額 普通費	節減額 繼續費	節減額 計	繰延額 普通費	繰延額 繼續費	繰延額 計	合計 普通費	合計 繼續費	合計 計
經常部									
外務省	三、一二三、八〇五円	〇円	三、一二三、八〇五円	〇円	〇円	〇円	三、一二三、八〇五円	〇円	三、一二三、八〇五円
内務省	二、七四〇、五九八	〇	二、七四〇、五九八	〇	〇	〇	二、七四〇、五九八	〇	二、七四〇、五九八
大藏省	三、〇一七、〇〇五	〇	三、〇一七、〇〇五	〇	〇	〇	三、〇一七、〇〇五	〇	三、〇一七、〇〇五
教育改善及農村振興基金特別會計より繰入	六、五〇〇、〇〇〇								
臨時部									
物品拂下代の增加	一、一九四、〇九五								
家畜拂下代の增加	五八二、九五九								
返納金の增加	四六九、七四〇								
陸軍委任經理積立金殘額繰入	二四一、〇〇〇								
保險會社納付金	一、〇二五、九五四								
在外國帝國專管居留地特別會計殘金繰入	五二四、五三五								
臨時國庫證券收入金殘額繰入	二三三、七三一、七九二								
陸軍營繕費補充資金殘額繰入	三九五、〇七〇								

所管別	節減額 普通費	節減額 繼續費	節減額 計	繰延額 普通費	繰延額 繼續費	繰延額 計	合計 普通費	合計 繼續費	合計 計
總合計	六、六六七、八三六円	三、六四九、〇三三円	一〇、三一六、八六九円	七、三六八、三三七円	一〇、三一六、八六九円	一七、六八五、二〇六円	一三、九三四、〇〇〇円	六、六四九、〇四六円	二〇、五八三、〇四六円
陸軍省	一、四三二、七四四円	〇円	一、四三二、七四四円	〇円	〇円	〇円	一、四三二、七四四円	〇円	一、四三二、七四四円
海軍省	九、四七七、四六六	〇	九、四七七、四六六	〇	〇	〇	九、四七七、四六六	〇	九、四七七、四六六
司法省	七一一、〇〇〇	〇	七一一、〇〇〇	〇	〇	〇	七一一、〇〇〇	〇	七一一、〇〇〇
農商務省	二、六五八、一三三	〇	二、六五八、一三三	〇	〇	〇	二、六五八、一三三	〇	二、六五八、一三三
文部省	四、〇三七、三三〇	〇	四、〇三七、三三〇	〇	〇	〇	四、〇三七、三三〇	〇	四、〇三七、三三〇
林業省	五六八、七一五	〇	五六八、七一五	〇	〇	〇	五六八、七一五	〇	五六八、七一五
工業省	八、八三三、六六四	〇	八、八三三、六六四	〇	〇	〇	八、八三三、六六四	〇	八、八三三、六六四
逓信省	四五、六〇二、一五〇	〇	四五、六〇二、一五〇	〇	〇	〇	四五、六〇二、一五〇	〇	四五、六〇二、一五〇
內務省	八四、一四七	〇	八四、一四七	〇	〇	〇	八四、一四七	〇	八四、一四七
大蔵省	二、五三二、六六六	四二〇、四	二、九四七、一〇七	四、八五〇、〇〇〇	三五、〇五一、六一	三、九九一、一五七	七、三三三、六六六	三五、〇五五、六六	四二、四〇六、一二二
陸軍省	二、八五一、七七七	五、五五〇	二、八七七、三三七	〇	九、九五七、三三七	九、九五七、三三七	二、八五一、七七七	九、九〇七、一七七	二、八六〇、四〇四
海軍省	八二一、三六五	三三、〇〇〇	一、一四三、三六五	〇	一一、三〇〇、四一八	一一、三〇〇、四一八	八二一、三六五	一一、三三、四一八	二、一七四、〇八三
司法省	五六〇、〇六六	〇	五六〇、〇六六	〇	七、八五五、〇〇〇	七、八五五、〇〇〇	五六〇、〇六六	七、八五五、〇〇〇	八、四五五、〇六六
文部省	一、五三〇、五三三	〇	一、五三〇、五三三	〇	一、〇五〇、九六四	一、〇五〇、九六四	一、五三〇、五三三	一、〇五〇、九六四	二、五八〇、四九七
林業省	三、五五、六三五	〇	三、五五、六三五	六二一、五〇〇	九、八六六、五三三	一〇、四四九、〇三三	九、八六六、五三三	一〇、四四九、〇三三	一九、三一五、五六六
工業省	四、三六六、四九三	四一、一四〇	四、四〇七、五三六	三、四四〇、五四四	一、五六、四五七	三、四八七、九五六	六、七〇七、九九九	一、九五一、六七七	八、六五九、六七六
逓信省	四、八六六、五三六	〇	四、八六六、五三六	一、三三、三四四	一、九五、一四四	一、九五、一四四	六二一、六六〇	一、九五一、六七七	八、三一二、三三三
內務省	二一一、〇一七、〇一六	〇	二一一、〇一七、〇一六	〇	九、三三、八九四	九、三三、八九四	二一一、〇一七、〇一六	九、三三、八九四	二二〇、三五〇、九一〇
大蔵省	六六、九六七、一三六	三六、〇四九、四四四	一〇四、〇一六、一八〇	七、三六八、三三七	一〇、三一六、八六九	一七、六八五、二〇六	七四、三三五、一三三	四六、三六五、七一三	一二〇、六〇一、八四六

第二章　一般會計　第二十四節　大正十四年度歳計

大正十四年度歳出豫算中新規要求に係るもの及前年度に比して增額したるものに就き其の事項金額の重なるものを擧ぐれば左の如し。

所管省	事項	金額 經常部	金額 臨時部	金額 計	備考
外務省	外交文書公表に關する經費	一、五〇〇円	〇円	一、五〇〇円	
	在支那公使館を大使館に昇格する爲要する經費	九、六〇〇	〇	九、六〇〇	
	「アレキサンドリア」總領事館新設に關する經費	八二、五七一	三〇、〇〇〇	一一二、五七一	
	在外兒童教育費補助の增加	〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
	山東地方公共施設に對する補助	〇	三七、六六七	三七、六六七	
	移民保護奬勵に關する經費	〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	
內務省	職業紹介事務局增設に關する經費	二八、五六六	〇	二八、五六六	
	工業組合法施行に關する經費	八七、五三〇	〇	八七、五三〇	貿易振興に關する經費
	地方教育課長待遇改善に關する經費	二四、八四〇	〇	二四、八四〇	
	震災復舊に伴ふ警察費連帶支拂金の增加	一、五九六、八六六	〇	一、五九六、八六六	
	岩手外二縣土木費借入金利子補給	〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	
	北上川改修費の追加	〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	總額に追加し、七〇〇、〇〇〇圓を支出する大正十四年度の繼續費なり。
	道路改修及助成費	〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	
	北海道拓殖に關する經費の增加	〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	
	長田神社社殿火災復舊費	〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	總額一五〇、〇〇〇圓にして、大正十四年度以降三箇年度間の繼續費なり。
	移殖民保護奬勵に關する經費	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

所管省	事項	金額 経常部	金額 臨時部	金額 計	備考
大蔵省	横須賀市小學校震災復興費借入金利子補給	〇円	二〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	以降四箇年度に限り補給を為す。但し正の十四年度。
	臨時警察費	〇	二、三〇七、〇五〇	二、三〇七、〇五〇	
	勤倹奨勵に要する經費	〇	二四八、〇五〇	二四八、〇五〇	
	臨時國庫證券利子及償還諸費	二、四六二、八七〇	〇	二、四六二、八七〇	
	長崎稅關廳舍其他新營費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	總年度額三〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十三年度に一〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二十九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三十九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四十九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五十九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六十九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七十九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八十九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九十九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正百九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正二百九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正三百九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正四百九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正五百九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正六百九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正七百九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正八百九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正九百九年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十百年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十百一年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十百二年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十百三年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十百四年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十百五年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十百六年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十百七年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十百八年度に二〇〇、〇〇〇箇年度間の繼續費として大正十

所管省	事項	金額 経常部	臨時部	計	備考
司法省	陪審法施行準備に關する經費の增加	〇円	九、三五〇円	九、三五〇円	
	司法官試補增員に要する經費	〇	三、三五〇	三、三五〇	
	陪審費經費例に關する印刷物頒布等に關する	〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	
文部省	學術紀要編纂統一に關する經費	三一〇、〇〇〇	〇	三一〇、〇〇〇	
	農業氣象攻究に要する經費	二六、七三	〇	二六、七三	地震調査費臨時費 地震研究施設に關する經費 三五、〇〇〇 一一〇〇、〇〇〇 一四五、〇〇〇 地震研究所に要する經費 一一〇〇、〇〇〇 地震研究所に關する經費 八、五〇〇 地震研究施設に關する經費 一一〇、〇〇〇 地震研究施設に關する經費 一一〇〇、〇〇〇
	師範教育改善に關する經費	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	四、〇〇〇、〇〇〇	
	公立學校職員年功加俸分擔金の增加	四六五、一三	〇	四六五、一三	
	大學及學校國費補助及出金の增加	二、四六七、四九	七一、八一四	二、五三八、三五三	出金に關する大臨大綱 出金の地計 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
	東京帝國大學地震研究施設に關する經費	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	增震 加研 あ究 り施 。設 の 爲 東 京 帝 國 大 學 支 出 す る もの は 六 年 總 額 一 〇 〇 、 〇 〇 〇 、 〇 〇 〇 圓 に 完 成 す る もの と して、 三 箇 年 度 間 に 支 出 す る もの と して、 四 箇 年 度 間 に 支 出 す る もの と して、 六 箇 年 度 間 に 支 出 す る もの と して、 一 〇 〇 、 〇 〇 〇 圓

所管省	事項	金額 経常部	金額 臨時部	金額 計	備考
	鹽素精糖法の試驗研究に關する經費	一三、五九一円	二七、一〇〇円	三九、六九一円	
	光學硝子製造試驗に關する經費	〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
遞信省	現業員保健衛生施設に關する經費	四二、八〇九	二一、〇〇〇	六三、八〇九	
	通信現業雇傭人待遇改善に要する經費	五、三五九、七四四	〇	五、三五九、七四四	
	請願に依る通信機關の增置擴張に要する經費	五〇、〇〇〇	〇	五〇、〇〇〇	
	前年度電話事業擴張に伴ふ維持費	一、〇五二、〇五六	〇	一、〇五二、〇五六	
	前年度震災被害電話設備復舊に伴ふ維持費	三、〇五八、九三八	〇	三、〇五八、九三八	
	本年度電話事業擴張に伴ふ維持費	八二〇、〇〇〇	〇	八二〇、〇〇〇	
	本年度震災被害電話設備復舊に伴ふ維持費	四五〇、七五八	〇	四五〇、七五八	
	大阪無線電信局に送信裝置に要する經費	七、四三三	四五、五〇〇	五三、九三三	
	郵便定期航路補助	〇	一、四五〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇	
	船員職業紹介事業補助費の增	〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
	航空機の製作竝維持に關する奬勵金	〇	一九二、八〇〇	一九二、八〇〇	
	電話交換擴張費の追加	〇	三二、七一〇、〇〇〇	三二、七一〇、〇〇〇	
	貯金奬勵に要する經費	〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	大正十四年度以降同十九年度迄の實行計畫總額一五〇、四一〇、一四二圓を、大正十四年度以降同十八年度迄總額二四五、八四〇、〇〇〇圓に改定するものなり。

大正十四年度に於て新に要求に係る繼續費は三千七百三十四萬千五百三十三圓、既定繼續費に對し新に追加を要するもの一億四十萬千八百九圓、大正十三年度に於て決算上不用と爲すべき金額の追加を要するもの一億四千九百五萬八千八百九圓、既定繼續費に對し減額を要するもの五千七百七十四萬六千八百七圓、增減差引增加額二億二千九百五萬五千三百四十四圓にして、之を大正十四年度以降の既定繼續費總額二十億五千百三十四萬四千七十圓に加ふるときは、大正十四年度以降の繼續費の總額は二十二億八千三十九萬九千四百十四圓となるの計算なり。

大正十四年度に於て國庫豫備金は第一豫備金六百萬圓、第二豫備金八百萬圓なり。

會計法第六條の規定に據る大藏省證券及借入金の最高額は、大正十四年度に於ては通じて五千萬圓とす。

會計法第十一條の規定に據り翌年度に亙る契約を爲すことを得べき金額は、大正十四年度に於ては四百萬圓とす。

第二項　豫算の成立及公布

大正十四年度歳入歳出總豫算案は同年度各特別會計豫算案と共に大正十四年一月二十二日第五十回帝國議會衆議院に提出せられ、同日大藏大臣濱口雄幸は大正十四年度歳計豫算案及財政計畫等に關し、衆議院に於て左の演說を爲したり。

『茲に大正十四年度歳入歳出總豫算を紹介し、政府の財政經濟の大要を說明することは余の光榮とする所なり。政府は我國財政經濟の現狀に顧み、財政の基礎を鞏固にし、將來の禍根を芟除すると共に、其民間經濟に對する壓迫を除去し、財界の整理恢復を促進することの急務なるを認め大正十四年度豫算編成に當りては特に意を此點に用ゐ、行政財政の整理緊縮を斷行したり。我

國の財政は戰後に於て却て著しき膨脹を見、大正十三年度の實行豫算は十六億千五百餘萬圓を算し、歐洲戰爭終了の年たる大正七年度に比して五億九千八百餘萬圓を增加せり。戰後反動の創痍尙癒えず、財界は不況に沈淪せる時に當り、斯の如き財政の膨脹が國民經濟の實力に適應せざるや言を俟たず。其結果年々新に巨額の公債を起し、辛うじて收支の均衡を保持し來れり。卽ち大正七年度末に於ける國債の總額は三十億五千百餘萬圓なりしに、爾來年々多額の新規公債を發行し、大正十三年度末に於ては四十七億四千二百餘萬圓に達し、其間實に十六億九千餘萬圓を增加せり。其外公債の借換を要するもの年々三億圓乃至六億圓に達し、彼此相俟つて短期公債の發行頻々たるの狀勢なりしを以て、金融市場は之が應接に遑なく、爲に旣發公債の市價を低落せしめ、發行條件は次第に不利に赴きたり。殊に震災の後を承け、大正十三年度より大正十七年度に至る公債の新規發行豫定額は總計十四億數千萬圓の多きに上り、就中大正十四年度の發行豫定額は三億五千八百餘萬圓を算するも、市場は斯の如き巨額の公債を消化する能力無きや明にして、强て此募債計畫を遂行せんか、之が爲益〻金融市場を壓迫し、財界の整理恢復を妨害し通貨の膨脹・物價の騰貴・貿易の逆調を助長する等、經濟上に及ぼす弊害測り知るべからざるものあらんとす。若し此弊害を避くるが爲公債の發行を差控ふるときは、豫算の實行は竟に不可能に陷るを免れず。又臨時國庫證券收入金特別會計に在りては、其證券發行に依る收入金五億二千二百餘萬圓の中二億九千百餘萬圓は舊露國政府の證券に、五千餘萬圓は支那國政府の證券に放資せられしものなるが、是等の外國證券に就きては數年來利息の受入無かりしが故に、已むを得ず元本を費消して證券利子の支拂に充當し來りしものにして、之が爲め生じたる缺損額は大正十二年度末迄に於て一億二千五百萬圓に達し、若し從來の方法を踏襲するときは、大正十五年度に至りて同會計の資金は皆無となり、臨時國庫證券の利子は之を支拂ふこと能はざるに至るべし。斯の如き狀態にも拘らず、從前の財政計畫に於て之が整理に就て何等施設する所なかりしは、財政上重大なる禍根を貽したるものと云ふべし。又臨時軍事費特別會計に在りては、大正三年以降臨時軍事費の支出濟額に對する財源として、公債の發行又は借入金を爲すを要する額は五億五千五百餘萬圓に上れるも、其內一億四百餘萬圓は今尙調達未濟に屬せり。元來本會計は夙に之を閉鎖すべかりしに拘らず、公債の發行困難の故を以て遷延今日に及び尙未整理の儘存續せしめ、財源調達未濟の分に對しては、已むなく國庫金を流用して之を彌縫し來れり。斯の如きは財政上不整理の甚しきものと謂はざるべからず。前述の如く從前の財政計畫は幾多重大なる缺陷を藏し、其基礎頗る薄弱にして、之が立直しは實に焦眉の急に迫れり。若し現狀の儘推移せんか、敢て積極的の施設を行はずとするも、遠からずして增稅を行ふの已むなきに至るべきは寔に必然の勢なりと云ふべし。此勢を避けんと欲せば、此際行政財政の整理を行ひ、以て收支の均衡を圖るの外執るべき途なし。卽ち我國の財政は增稅か整理か、孰れか其一を擇ばざるべからざる岐路に立てり。政府は財界の現況に鑑み、國民負擔の狀態に照し、此場合增稅を排して財政の整理を實行したり。轉じて經濟上より之を觀るも、從來財政の膨脹殊に巨額なる公債の發行は、財界の各方面に幾多の惡影響を及ぼしたり。是を以て此弊を矯め、現下の難問題たる物價・爲替・金利等の諸問題の解決に資し、財界の整理・產業の發達を圖らんとすれば、此際能ふ限り財政を整理し、公債の發行額を減じ、民間經濟に對する壓迫を緩和することを以て極めて緊要と

爲す。以上の理由に依り前議會終了後政府の實行したる財政整理の大要を述ぶれば、先づ大正十三年度に在りては一般會計歳出實行豫算の總額は十六億千五百餘萬圓なりしが、同年度は年度進行中なりしが爲め多額の整理を行ふことを得ず、右の内九百餘萬圓を節減し、二千百餘萬圓を後年度に繰延べ、合計三千百餘萬圓を整理し、尙特別會計に於ても千七百餘萬圓の整理を行へり。而して之に依り十三年度公債發行豫定額二億九千四百餘萬圓の内、約二千萬圓を減ずることを得たり。次で大正十四年度に在りては、豫算の編成に當りて先づ以て行政財政の整理を行ひ、一般會計に於ては六千八百餘萬圓を節減し、八千四百餘萬圓を後年度に繰延べ、合計一億五千二百餘萬圓を整理し、尙特別會計に於ても六千二百餘萬圓を節減し、四千二百餘萬圓を繰延べ、合計一億四百餘萬圓を整理し、此整理緊縮を基礎として大正十四年度の豫算を編成したり。茲に大正十四年度總豫算の概要を述ぶれば、歳入歳出各十五億二千四百餘萬圓にして、歳入に在りては經常部十三億餘萬圓、臨時部二億二千四百餘萬圓なり。之を前年度實行豫算に比較すれば、經常部に於て三千五百萬餘圓を增加し、臨時部に於て一億二千六百餘萬圓を減少し、經常部臨時部を通じて九千百萬圓を減少せり。右の減少を見る所以は、租稅に於て三千二百餘萬圓、郵便電信及電話收入に於て四千餘萬圓、專賣局益金に於て二千百餘萬圓、特別會計殘金繰入に於て二千四百餘萬圓、其他に於て千七百餘萬圓、計一億三千六百餘萬圓を增加すと雖も、公債金に於て一億四千九百餘萬圓、預金部制度の變更に依つて五千五百餘萬圓、其他に於て二千百餘萬圓、計二億二千七百餘萬圓を減少するを以てなり。右の内租稅收入增加の内容に就て其大要を說明すれば、酒稅に於て二千百餘萬圓、其他に於て三百餘萬圓、計二千四百餘萬圓を減少すと雖も、所得稅に於て二千九百餘萬圓、關稅に於て千六百餘萬圓、其他に於て六百九十餘萬圓、計五千七百萬餘圓を增加するを以て、差引三千二百餘萬圓を增加せり。又歳出に在りては經常部十億千百餘萬圓、臨時部五億千三百餘萬圓にして、之を前年度の實行豫算に比較すれば、經常部に於て四千三百餘萬圓、臨時部に於て四千七百餘萬圓、合計九千百萬餘圓の減少なり。右の減少を見る所以は、既定計畫に依る增加額八千九百餘萬圓、新規增加額一億千四百餘萬圓、計二億三百餘萬圓を增加すと雖も、既定計畫に依る減少額七千六百餘萬圓、整理節減額一億五千二百餘萬圓、預金部制度の變更に依る減少額五千五百餘萬圓、其他の減少額千餘萬圓、計二億九千四百餘萬圓を減少するを以てなり。次に大正十四年度の公債計畫に關しては財界の現狀に鑑み、新規發行額は預金部引受郵便局賣出等の方法に依り調達し得べき見込の限度に止めて之を一億五千萬圓とし、一切一般市場に公募せざることとせり。其内譯は一般會計に於て震災善後公債一億圓、特別會計に於て鐵道公債四千萬圓、朝鮮事業公債千萬圓なりとす。次に大正十四年度に於て新に施設したる重要事項の大要を述ぶれば、先づ臨時國庫證券收入金特別會計の整理に就ては、大正十三年度限り同會計を廢止して、大正十四年度より證券の元利支拂に關する負擔を一般會計に移し、之と共に現存の臨時國庫證券は償還期限の到來する每に漸次普通の公債に借換ふることとせり。右借換の實行に伴ひ國債整理基金特別會計法の適用を受け、元金償還の途が開かるるものなり。右整理の結果新に一般會計の負擔を增加すべき金額は、大正十五年度に於て二千五百餘萬圓にして、其後遞增して大正二十年度には二千九百九十餘萬圓に上り、其後次第に減少を見ると雖も、今後二十年間は每年度二千五百萬圓を下ることなきものとす。又臨時軍事

費特別會計の整理に就きては、新に設置することと爲したる教育改善及農村振興基金の運用として、同會計に對して其財源調達未濟額一億四百餘萬圓を貸付けしめ、以て大正十四年四月一日限り本會計を閉鎖することとし、大正十四年度に於ては臨時軍事費所要額は之を一般會計の追加豫算として要求する見込なり。尚右の外在外國帝國專管居留地・朝鮮醫院及濟生院・陸軍營繕費補充資金の三特別會計を廢止し、又東京帝國大學外四箇の帝國大學特別會計を合併して一の帝國大學特別會計とせり。又造幣局資金の內一億三千萬圓を以て教育改善及農村振興基金を設け、其運用に依る利殖金六百五十萬圓を財源として、內四百萬圓を以て師範教育の改善に要する經費に充て、殘額二百五十萬圓を以て農村產業の振興に要する經費に充つるの計畫を樹てたり。又預金部の資金は近年著しく膨大し、現在額十五億圓を超過するに至りしが、從來右資金の運用は動もすれば放漫に流れ、不確實に陷るの弊無きにしも非ず。仍て政府は其弊竇を匡正するの必要を認め、之が經理の方法に就て改善を加ふる爲め、從來の預金利子特別會計を廢止し、新に大藏省預金部特別會計を設くると共に、其資金の運用に就きて公明適切を期する爲め一の委員會を設置し、之に諮問することとしたり。以上の外新規施設に要する經費として、陸軍軍備の整理に伴ふ航空部隊の充實・兵器の改良・青少年訓練の一部實施等の經費千二百餘萬圓、電話交換擴張費の追加二千二百餘萬圓、其他職業紹介事務局增設に關する經費、勤儉貯蓄奬勵に關する經費、失業統計調査に關する經費、地震研究施設に關する經費、農林・商工兩省の分立に要する經費、貿易振興に關する經費等を計上したり。尚小學校教員俸給國庫負擔額の增加に就きては、近年地方に於ける教育費負擔の實況に鑑み其緊要なるを認むと雖も、本年度に於ては財政の都合上之を實行することを得ざりしが、大正十五年度に於ては財政の狀況に照し之が實現に向つて最善の努力を盡さんとす。

顧つて我國經濟界の現狀に就て一言せんとす。大正十三年度の財界は戰後反動の餘勢未だ去らざるに際し、更に前年の大震災の影響を受けて、依然不振の域を脫することを得ざりしが、貿易竝爲替の關係に於て殊に多難の時期に際會したり。卽ち昨年の外國貿易は輸出十八億七百餘萬圓、輸入二十四億五千三百餘萬圓、差引六億四千六百餘萬圓の輸入超過にして、輸入總額及輸入超過額共に我貿易史上の最高記錄を示し、之に朝鮮・臺灣の分を加ふれば輸入超過總額七億二千五百餘萬圓に達し、大正八年以降の入超累計は二十七億八千三百餘萬圓の巨額に上れり。而して貿易外の受拂勘定は、經常的收支に屬するものが戰時好況時代に於て受取超過年額五億圓內外に達せしことありしと雖も、戰後海運界の不況等の爲に受取超過額は次第に減少し、最近は一億圓內外に過ぎざる見込にして、到底斯の如き貿易の入超を決濟することを得ざりし爲め、我國の正貨は其最高記錄たる大正十年一月の二十一億九千餘萬圓より遞減して、大正十三年末には十五億百餘萬圓と成り、此間六億八千九百餘萬圓を減少したり。而して外國爲替は對米相場に於て大正七年末に五十二弗臺なりしもの、貿易の輸入超過に轉ずると共に低落の趨勢に移りしと雖も、而も尚平價を降ること甚しからず、一昨年の震災直前に於ては四十九弗臺を維持せしが震災の結果復興・復舊に要する物資の輸入及關稅の減免に基く輸入激增の爲め、貿易は甚しく逆調を示し、昨年一月以降三月迄の輸入超過累計四億八千三百餘萬圓に達し、前年同期の輸入超過額一億六千五百餘萬圓に比較すれば約三倍の多きに上れり。其結果爲替相場は著しく軟調を

呈し、昨年初め四十八弗臺なりしもの爾後漸落して四月下旬には四十弗に下り、十月上旬には輸入期を控えて遂に四十弗を割り、同月中旬には三十八弗臺に下り、以て今日に及べり。之を要するに近時に於ける爲替相場の低落は、其原因主として震災に基く貿易の大逆調に在り。斯の如き爲替相場の低落が物價・產業・貿易其他經濟界の各方面に及ぼす惡影響は容易ならざるものあるを以て、政府は之が對策に就て最善の考慮を拂ひ、爲替相場の低落を防止し、其安定を期するが爲に適切有效なる方策を實行するの方針を樹て、隨時在外正貨を拂下げ、必要の場合には政府竝日本銀行の內地に保有せる正貨の一部を海外に現送し、以て爲替の調節に資することに決定したり。尤も內地正貨の現送に就ては、之が爲め財界に急激なる影響を及ぼさざるやう、其程度及時期に就きて愼重考慮すべきは勿論なりとす。然りと雖も爲替恢復の根本策は畢竟國際貸借の改善に在り。卽ち輸入の抑制、輸出の促進に俟つの外途なきものなるを以て、一面に於て消費節約、內國品愛用の奬勵等に依り輸入の防遏に努むると共に、他面國民の勤儉力行に依りて資本の蓄積、生產の增加を圖り、產業及貿易の組織を改善して生產費を低廉ならしめ、商品の聲價を高めて海外に販路を擴張する等、輸出の發展を圖るが爲め擧國一致全幅の努力を竭すの緊要なるを感ずる次第なり。次に我が財界の整理に就て更に一言すべきことあり。戰後の反動以來既に數年を閱したるに拘らず、我が財界は未だ十分整理の進捗を見ざりしも、大正十三年に於て株式會社の減資したるもの四億九千餘萬圓、解散したるもの十億餘萬圓を算し、前年に比較すれば夫々三倍六割及二倍八割の多きに上れり。又社債の內地に於て發行されたる額は八億五千餘萬圓にして、前年に比し三倍四割を超ゆるの狀況なるが、右は主として救濟整理の目的に使用せられしものと見るべきものにして、是等の事實は何れも事業界の整理が相當に行はれしことを示すものと云ふべく、其の此に至りしは、歳計の緊縮、公債の非公募等、政府の財政政策の影響與つて力ありと信ずるものなり。之を要するに政府が上述の如き財政計畫を樹てし所以のものは我國現下の難局を打開し、國力の發展を期せんが爲には、之を措て他に途あるべからざるを確信せし故なり。國民も亦政府の意の存する所を諒とし、相共に奮勵努力、邦家の隆昌に貢獻せんことを庶幾ふ次第なり。終に臨み愼重審議、政府提出の豫算案に協贊を與へられんことを望む。』

衆議院豫算委員會に於ては審議の結果、豫算案全部原案の通可決すべきものと決定し、二月十二日豫算委員長町田忠治は豫算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『大正十四年度豫算案の編成方針及歳入歳出の金額は過日大藏大臣の財政演說に於て之を詳說せられしを以て、玆には一切之を省略し、唯豫算委員會に提供せられたる材料に依り二三必要の事項を紹介するに止めんとす。大正十四年度豫算案に於ては新規の增加額は一億千四百萬圓に上り、此の內には陸軍軍備整理費の增額・電話交換擴張費及臨時國庫證券の整理費等の諸計畫を包含せるものなるが、他方に於て大正十四年度一般會計に現はれたる公債發行額は、既定計畫に依れば二億八千八百萬圓に上れるも、現內閣は此の內約六千萬圓を繰延べて二億二千八百萬圓に減縮し、而して此の內一億圓のみを公債財源に求め、殘一億二千八百萬圓は之を普通財源に求めたり。以上の事實を以て見れば大正十四年度豫算に於ては、行政財政整理の結果と收入增加とに依り、新規の增加額は普通財源を基礎として見れば二億四千萬圓の多きに上れるものと稱するを得べし。尤も震災善後費二億二千八百萬圓の中一億二千八百萬圓を普通財源に求め

たる結果、新規の事業を增加し若くは國民の負擔輕減の財源に供することを得ざりしは遺憾なりと雖も、右は敢て帝都復興を重視せしに依るものに非ずして、政府當局の說明に依れば財政の基礎を鞏固にし、金融界の壓迫を除却し、將來國庫の自然增收と共に益〻積極的施設に努力せんとする前提に外ならざるものとす。次に紹介すべきは今囘の行政財政整理に依て得たる恒久的財源に關する數額にして、卽ち政府提供の材料に依れば、右整理に依て得たる恒久的財源は七千餘萬圓に上れるも、之と同時に整理の結果として人員の淘汰其他に要する恒久的歲出は約九百萬圓に上るが故に、差引恒久的財源として殘るものは六千數百萬圓に達するの計算なりとす。

尙今次の整理緊縮の結果、節約し得たる金額は一般會計及特別會計を通じて二億五千六百萬圓に上ると稱せらるるも、委員會に於て政府提出の材料に依り調査したる結果、右整理額より一般會計・特別會計に涉り重複せる金額八百幾萬圓を控除すべきものと認め、結局純整理金額は二億四千七百萬圓となれり。次に委員會に於ける質疑應答の主なるものを紹介せんとす。委員會に於ける質問應答は對米對支對露外交・綱紀肅正・貴族院改革・思想善導・社會政策・就中勞働問題・經濟及產業政策・稅制整理・關稅改正・師範敎育改善・通信機關の改善・鐵道・軍事敎育・師團減少・國防問題等內外百般の問題に亙り枚擧に遑なしと雖も、就中最も熱心に論議せられしものは物價問題・金輸出解禁問題・農村振興問題及義務敎育費國庫負擔額增加問題なりとす。物價問題に關しては多數の委員より數日に亙りて多數有益なる質問ありしが、今其の趣意を綜合するに、先づ第一は現內閣組織以來物價は益〻騰貴して、一面國民の生活を脅威し、他面生產費を增加して益〻貿易の逆調を助長するの傾あり、國民生活及產業政策上重大なる問題を惹起しつつあるに拘らず、政府は何故之に對し適當の施設を爲さざるやとの質問に對し、政府當局は現內閣成立以來物價指數の上向せる事實は政府も之を認むと雖も、最近に於ける物價騰貴は大體(一)米の不作に因る米價の騰貴(二)小麥の市價の世界的騰貴(三)操業短縮に依る生產品の減少(四)震災後一時著しく增加せし在庫品の消化されしこと(五)爲替の低落等幾多の原因の綜合せし結果にして、其責任現內閣に在るに非ず。然りと雖も、之に對して能ふ限りの施設を行ふべきは勿論なり。而も政府は大戰以來物價騰貴の根本原因は公私經濟の膨脹に在りと信ずるが故に、現內閣は先づ第一の方策として行政財政の整理緊縮を行ひ、以て直接に物資竝勞力に對する需要の減退を圖ると共に財界の整理恢復を助長せんことを期し、更に之と同時に國民に對しても消費節約の奬勵に努め、來年度に於ては此勤儉奬勵の效果を一層大ならしめんが爲め相當の豫算を計上したり。更に又物價騰貴に對する第二の方策として、政府は公債政策を改善して能ふ限り市場公募の方法を避くるの方針を採用し、之に依り公債發行額を減少すると共に通貨の膨脹を防ぐこととしたり。然れども政府は此等の施設を以て滿足するものに非ず、目下種々調査研究中なるを以て、今後此等の外更に新規の政策を樹つべきは勿論なりと答辯したり。物價問題に關する他の有力なる質問は、金輸出の解禁は通貨を收縮せしめ物價を低落せしむる根本義なるべきに、政府は物價の調節を行はんとする以上何故に之を斷行せざるやとの質問なりしが、之に對して政府は、金解禁の問題は之を物價調節なる一方面のみを以て決定すべきものにあらずして、經濟界全般の利害得失を考慮して決せざるべからざる重大問題なりと答辯したり。更に又委員中より物價問題に關聯して生產費を低落せしむる具體的方法に關する種々なる質問ありしが、其の中金利引下の手

段として中央銀行の機能を更に完全に發揮せしむるの必要あらずやとの質問に對して、政府當局は現在我國の金利の高き所以は、資本の乏しき上に生産資金の固定せる關係に依るものにして、特に日本銀行の機能に缺陷ありとは認めず、隨て國民の勤儉力行に依り資本の蓄積を圖ると共に財界の整理を促し、以て資金の流動性を恢復するの外直接に金利引下の手段方法無しと答辯したり。第二に報告すべきは金輸出解禁問題なり。金輸出の解禁に就きては委員より屢〻質問ありしが、之に對する政府の所見は、政府は主義として金の輸出解禁に反對するものには非ずと雖も、我國財界の現狀に於て、殊に現在の如き對外貿易の逆調竝爲替の暴落甚しき時に於て、直に金の輸出を解禁することは我が經濟社會に及ぼす影響憂ふべきものあるが故に、解禁は未だ其時機にあらずと認むと云ふに在りたり。隨て委員會に於ては解禁の結果如何なる影響を齎すかの點に就て詳細なる論議應答行はれしが、今其主なる事項を述ぶれば、先づ貿易上に及ぼす影響として、委員より我國の輸入は食料品及原料品其の大部分を占むるが故に、解禁の結果爲替相場恢復するも俄に輸入を增加する虞なく、寧ろ解禁に依り物價を引下ぐることを得ば、爲に輸出を增進するを得べしとの意見ありしに對し、政府當局は、食料品及原料品は價格の高低に依り消費額に相當の差異を生じ、隨て爲替相場の恢復に伴ひ或る程度輸入は增加する虞あり、況んや必要品に非ざる他の物資は價格低落の結果當然其輸入を增加するに至るべく、又現時爲替の低落は綿絲綿布其他の輸出に非常なる好影響を與へ居れるが故に、此場合若し解禁に依り爲替相場を急激に恢復せしめば、輸出貿易に一大頓挫を來す虞あるべしと答辯したり。又委員中より解禁に伴ひ金の流出する程度如何との質問ありしに對して、政府當局は具體的なる數字は之を擧げざりしも、其の額は相當大なるものあるべき旨を答辯し、且之に附加して、解禁の結果金の流出程度如何及兌換制度其他に及ぼす影響の程度如何に就き十分なる見込を立てし上にあらざれば、金の輸出を解禁することは一國の經濟を擧げて大なる冒險を敢てすることとなり、責任ある當局として執るべき途に非ずと信ずる旨を述べたり。更に金解禁問題に關聯して委員諸氏より、我國の兌換制度は果して法律の規定通り完全に維持せられ居るや否や、近時日本銀行に兌換を請ふ者日に增加するに拘らず、日本銀行は法律の命ずる所に從つて兌換を行ふことを避けるは我が兌換制度の前途に疑懼を懷き、假令金利を損失するも金貨を死藏することが却て將來の利益なりとの觀念を國民の一部に與へしは、政府之を不都合と考へざるやとの質疑あり。之に對して政府は我國は常に十二三億の兌換券を發行せるに對し、內外國に於て十五億內外の正貨を保持せるが故に、兌換制度の根柢は極めて鞏固なるも、目下金の輸出及鑄潰を禁ぜられ居れるが故に、兌換制度の運用は一時多少の不完全を免れずと答辯したり。尙日本銀行が現今故なくして兌換の義務を履行せずと稱せらるる事實に對し詳細なる政府の說明ありしも、是は速記錄に讓りて玆には之を省略す。第三は義務敎育費負擔額增加の問題なるも、本問題は過日本議場に於て略〻論議を盡されたりと考へらるるが故に玆には之を省略す。但し政府の聲明に係る十五年度よりの增額二千萬圓の財源に就ては政府は國庫收入の實績と經濟界の現狀等に徵し三個の根據を示して歳入の增加を生ずべき推測を下し、且十五年度豫算編成の際に非ざれば責任上具體的成案を示すを得ずと雖も、此の推測は多く誤らざるべきを信ずる旨開陳したり。尙十四年度以降十七年度に亙る財政計畫上、歳入不足の補塡に充てたる二億二千二百萬圓の剩餘

金を割きて十四年度より之が增額を實行することは、財政の基礎を鞏固ならしめんとする現内閣の重大政策と相容れざるを以て、遺憾ながら此希望を容るるの餘地なしと言明したり。第四は農村振興問題にして、是亦重大問題として委員諸氏より頗る熱心なる質問ありたり。其大要は歴代の内閣は其の經濟政策及産業政策に於て、稍〻もすれば都市に偏重して農村に偏輕の嫌あると同時に、其政策は商工業に有利にして農業に不利なるの憾ありとの見地より、農村振興の聲は全國農村に漲れる狀況なるが、之に對する政府の所見如何と云ふに在りたり。之に對して政府は現内閣の執る經濟政策は決して商工に偏するものに非ずと爲し、農林省の獨立竝に特別資金を以て農村振興計畫を立てたる内容を詳說したり。右の外尙農村金融機關の問題、食糧の自足問題、米麥の關稅問題、自作農問題、米穀法の改正等に關し率直なる質問應答ありしと雖も、是れ亦速記錄に於て承知せられんことを請ふ。尙鐵道問題に關しても盛に論議せられしが、既に既定計畫遂行の決議案討議の際に略〻論じ盡されたりと信ずるが故に之を省略し、唯地方鐵道補助の件及地方鐵道買收法制定に關する件に就て政府より答辯ありしことを紹介するに止めんとす。因に一委員より新聞紙の報ずる所に依れば過般總理大臣が鐵道事業費の件に關し過般三派交涉委員に對して爲したる聲明中に、將來財界の事情改善せられ、既定の計畫以上に公債發行差支なしと當局に於て認むる場合には、鐵道事業費に既定計畫以上の公債財源を振向くることを總理大臣に於て盡力する事なる條項を存するも、右は事實果して然るやとの質問に對して、大藏大臣は政府を代表して其通なりと答へ、玆に鐵道事業費に對する現政府の方針を確むることを得たり。又稅制整理に關しては、大藏大臣は負擔の公平を期する爲め國稅のみならず地方稅をも同時に整理することを聲明したり。其他外交問題、地方行政問題等の中豫算に關係ある一二點を述ぶれば、商務官の存廢に關しては、商務官の名稱は之を廢するも、其事務は繼續して之を行ふこととし、之が經費を計上せる旨の說明あり。又現内閣は府縣知事を公選の制度に改むるの意ありやとの質問に對しては、其の意志なき旨を答辯したり。最後に、政府は十四年度豫算の編成に依り大體財政の基礎を鞏固にすることを得たりと信ずるを以て、今後は國民の努力と相俟つて財界の振興を圖り、國庫自然の增收に依て益〻積極的施設を行ふ意思あることを屢〻聲明せしことを報告して質問應答に關する報告の大要を終ることとすべし。斯くて委員會に於ては採決の結果大多數を以て豫算案は全部原案の通可決せられたり。』

尋いで鳩山一郎は豫算返付の緊急動議を提出し、更に杉宜陳は豫算に對する左記の附帶決議案を提出したり。

一、大正十四年度豫算に現はれたる財政行政の整理は未だ根本に觸れざるものと認む。政府は更に徹底的整理を斷行し、且つ國民負擔の公正と輕減とを目的として稅制整理を行ひ、帝國將來の財政の基礎を鞏固にすべし。

一、現内閣の物價調節策は、國民の實生活に透徹せず、物價は却て騰貴の事實ありと認む。政府は速に物價の對策を講じ、國民生活の安定を圖るべし。

一、現内閣の產業政策は、未だ大綱の定まれるものあるを見ず。政府は須らく國產の振興を圖り以て貿易の發展に關する國策を樹立すべし。

一、師範敎育の改善は刻下の急務なりと認む。其方法に至つては尙攻究の餘地多きを認む。仍

て政府は本計畫遂行に當り本科の改善は固より、特に二部の改良に留意し以て萬全の實を擧ぐべし。

斯くて先づ右豫算返付の動議及附帶決議案に付順次採決の結果、前者は贊成者なく後者は贊成者少數にて孰れも否決せられ、次で委員長報告に付採決の結果、多數を以て委員長報告の通可決確定したり。

貴族院に於ては二月十二日衆議院より豫算案を受領し、二月二十一日より引續き豫算委員會を開きて審議の結果、一般會計歳出經常部文部省所管普通教育費の款師範教育費補助中より九十七萬七百圓を削減し、其の他は全部原案の通可決すべきものと決定し、三月二十四日豫算委員長伯爵林博太郎は豫算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『豫算委員會に於ける質問應答の情況を簡單に報告するに、第一に皇室費に關する質問ありしが右は衆議院に於けると其の趣旨略同樣なりとす。第二に所謂普選竝貴革問題に就ての質問應答あり、第三に財政經濟統計其他豫算に關する問題に就き多くの質問應答行はれしが、其の中注目すべき點は、今回政府は一般特別兩會計を通じて二億五千六百萬圓の整理を行ひしと稱するも、其の中に金額の重複せしものなきやとの質問あり、結局其内八百九十萬圓の重複あること明かとなり、政府は之に承認を與へたり。尤も政府は斯の如き重複は豫算編成上已むを得ざるものなりと辯明したり。第四に國防、第五に産業に就き種々重要なる質問應答行はれ、第六に内政に關し、思想問題及水平社問題其の他に就き質問應答あり。第七に農村振興及農林省獨立等に就き、第八に文政に就き、又第九に鐵道、第十に外交・海外植民に就き種々質問應答あり、其外にも質問行はれしが、會期切迫の際是等質問應答の情況は悉く之を速記錄に讓ることとし、委員會に於て最も重大なる論議の的となりし二三の問題に就き説明するに止むべし。先づ師範教育問題に就て説明せんに、右は政府原案に依れば、第一部に百六十九學級、第二部に五十六學級、專攻科に二百一學級總計四百二十六學級を增加せんとするものにして、其の中第一部の學級增加を必要とする所以は、元來小學校に於て高等小學三年を併置せるものは極めて稀なるのみならず、高等小學校二年を卒業後師範學校に入學せんとする者も更に一年間の準備を必要とするの不便を存するを以て、之が連絡を圖る意味に於て師範學校一部に於て下級の一箇年を增加せんとするものにして、又二部卽ち中等學校卒業者を一箇年間收容する施設に於て學級增加を行ふは、之に依り目下急迫せる小學校教員の供給に便ならしめんとするものなり。而して之に要する經費は、貨幣鑄造益金の中一億三千萬圓を農村振興及教育改善基金と爲し、其の利子六百五十萬圓の中、四百萬圓を以て之に充つるものにして、政府の計畫に依れば大正十四年度竝十五年度に於て學級增加を完成し、十六年度以降は右四百萬圓は年々經常費に使用し得るものとし、大正十六年度以後に於ては本科正教員約二千人づつを養成するを得るものとす。然るに第三分科に於ては之に對し一の修正案提出せられたり。卽ち其の修正案は經常部第五款第三項師範教育費補助四百萬圓を三百二萬九千三百圓に修正し、其の結果第五款普通教育費四千六百三十三萬三千七十八圓を四千五百三十六萬二千三百七十八圓に、文部省所管合計八千七十二萬二千三百三十八圓を七千九百七十五萬千六百三十八圓に改めんとするものなり。今此の修正の内容を説明すれば、第二部に於ける學級增加には同時に之が寄宿舍の增設をも包含することとして、其の經

常費五十五萬五千六百圓、臨時費百八十五萬三千六百圓、計二百四十萬九千二百圓と見積り、專攻科に於ける學級增加は原案の通六十二萬百圓と爲し、而して全部第一部の學級增加の計畫を中止せんとするものにして、卽ち政府原案四百萬圓より九十七萬七百圓を削減するの結果となるものなり。而して此の修正の趣旨とする所は、師範學校に於ける第一部及第二部の教育上の優劣は今之を論せずと雖も、今日教育上に於て最も必要を感ずるものは教員の補給に在り、此の教員の補給にして十分ならざれば驀て義務教育の延長も不可能なるべし。故に今回の豫算に於ては先づ教員の補充を最も重要視せざるべからずと云ふに在り。然るに政府は之に對し、政府が本案を立案するに當りては、政府に於て考慮に考慮を重ねたる上、文政審議會に於ても十分に審議を盡したるものにして、一朝一夕に作成せしものに非ず。而も修正案は二部に重きを置けるが如くなるも、政府は教育的訓練の完全を期するが爲には飽く迄一部を師範教育の本體と爲し、之に重きを置きて施設を行はざる可からずと爲して、修正案に對し不贊成の意を表したり。

次に鐵道問題に就て說明すべし。抑も鐵道に於ては從來鐵道の改良は鐵道益金を以て之を行ひ、建設は公債に依つて之を行ふを傳統的の方針と爲せるものにして、大正十四年度の如きも初めは建設の爲に九千萬圓の公債を募る豫定なりしなり。然るに內閣が財政行政の整理を標榜するに至りし爲め、公債發行額は千五百萬圓に減額せられしを以て、鐵道省に於ては已むことを得ず此際建設事業を打切らんとせしも、何分目下著手中に屬する十四年度の工事請負額は三千三百萬圓に上れるを以て、之に對しては其の差額を鐵道益金より補充することとせり。然るに政府與黨三派に於ては、建設は之を打切るべからずとして更に千三百萬圓を增額せしめしを以て、合計四千六百萬圓を建設費に計上することとなれり。右の如くにして建設計畫は當初に比し大に相違することとなりしを以て、鐵道省は是が彌縫策として、或は新線の著手年度を繰下げ或は新舊線路中或る年度に於ては繼續工事を打切り、甚しきは二年乃至五年間の間隔を以て工事を中斷することと爲し、斯くて新線路二十八線の中十四年度に於て工事に著手するは僅に八線に過ぎざることとなれり。茲に於てか委員會に於ては之に對して種々の非難を生じたり。第一は元來新線建設に著手する年度を鐵道省に於て自由に變更することは甚だ穩當を缺く處置にして、鐵道敷設法第四條には明瞭に左の如く規定する所あり。「豫定鐵道線路ヲ變更シ又ハ豫定鐵道線路中新ニ工事ニ著手スルモノヲ定ムルトキハ鐵道會議ノ諮詢ヲ經ヘシ」と。卽ち彼の新線二十八線の如きも右の規定に依り鐵道會議に諮詢して其の著手年度を定めしものなるに、其の年度を鐵道會議に付せずして恣に變更することは、鐵道敷設法第四條の精神に反するものなりとの非難なり。之に對し政府は右第四條は新に工事に著手するものを定めんとするときは鐵道會議に付すべきことを定めしものなるも、今次の線路の如きは既に鐵道會議の諮詢を經たるものにして、其の中より工事に著手すべき線路を決定するものなるを以て、著手期限を變更するも違法に非ずと答辯せしが、之に對しては更に委員の反駁あり、卽ち右二十八線著手の諮問案には「大正十二年度及大正十三年度に著手する豫定の鐵道線路左の如し」とありて、其の著手の年度及線路が順序を逐うて定まれり。然るに鐵道大臣が之を以て舊鐵道敷設法に於ける第一期線の繰上と同一視し、各種工事の著手期限は鐵道大臣の自由裁量に屬するが如く思惟するは大なる誤謬なりとせり。第二には財政上の都合に基くものなりとは云へ、二年乃至五年間建

設工事を中斷し、而も其の中斷せるものの中には二種の全く異れる繼續工事を一繼續工事として取扱ひしものあることは、憲法及會計法の規定に違反するものなりとの非難なり。更に又改良費に關しては、建設費と改良費との關係が不健全なる爲め今次の豫算計畫に於ても不統一を生せしものの如し。卽ち繰下げたる既定年割額は初年度に於ては少額に見積られ居るも、後年度に至りて甚だ巨額を計上せるもの多く、又大正二十年度以後の年割額を示すべきものをも、二十年度を以て打切り中斷せしめしものもあり。斯くて折角の整理が結局不整理不確實なるものとなりし憾少からず。其の他改良費に於ける費目の流用は從來に於ても尠からず存せし所なるも、此の點に就ても將來斯かる弊なき樣十五年度豫算の編成に於て充分の考慮を拂ふべし等の論難ありたり。鐵道問題に關して最後に生じたる重大問題は信濃川水力電氣に關するものなり。抑〻信濃川水力電氣工事に就ては既に大正十年來準備費三百七十三萬圓を支出して、目下新潟縣に於て實施設計の承認を經る手續中のものにして、右工事は豫定の如く工事に著手すれば大正十八年度に完成する見込のものなり。然るに政府は來年度に於ては之が工事を中斷して經費を計上せず、而も他面に於ては二千百萬圓の繼續費を以て火力發電の計畫を樹て、來年度に於ては其の中十萬圓の豫算を計上せり。固より火力發電も水力發電と相竝びて必要なる施設なるを疑はずと雖も、斯の如く一方に於て水力發電工事の完成を見んとするに際し之を中斷し、他方に於て更に六萬キロの火力發電計畫を樹つるが如きは、當を得たるものと認むるを得ざるを以て、火力發電計畫は更に調査の上十五年度の豫算編成に當りては、水力と火力との關係を適當に按排して計畫を樹つることとすべしとの意見提出せられたり。以上の如くにして鐵道問題に關しては委員會は左の如き決議を可決したり。

一、大正十四年度以降の建設計畫を改定するに當り、之を鐵道會議に付議せざりしは穩當を缺くものと認む。依て大正十五年度以降の建設に付ては財政の狀況に鑑み適切なる計畫を定め、鐵道會議に諮詢して次の帝國議會に提出すべし。

二、信濃川水力發電工事は速に調査を遂げ、急速其完成を計るべし。依て六萬キロの火力發電計畫は更に調査研究の上適當なる計畫を定め、次の帝國議會に提出すべし。

以上述べたる如き經過を經て採決に入り、先づ師範敎育費に關する修正案の採決を行ひしに、多數を以て修正案可決せられ、次に他の豫算案に就き採決したるに、全部政府提出原案の通可決せられたり。尙右豫算案に對し各分科より二三の希望決議提出せられ、豫算總會に於て全部之を可決せしを以て、左に之を報告すべし。

豫算委員第一分科會希望決議

一、土地增價稅を地方に於て課せむとするものあり。右は土地制度上其他重要の關係あるを以て、法律を制定し其根本の規定を設くるの必要ありと認むるに付、次期の議會に政府より右に關する法律案を提出せられむことを望む。

二、議院建築の事業は財政の容す限り其竣工年度を繰上げ、成るべく速に之が完成を期せられむことを望む。

豫算委員第五分科會希望決議

一、世界現今の趨勢に鑑み又我國國防の充實に資せむが爲、政府は民間航空事業の助成促進に關

し適當なる施設を整へ、速に之が實行を期せられむことを希望す。

二、從來我國の行政機關中には相當の統一連絡を缺如せるものありて、爲に事務の敏捷能率の增進を妨ぐること多く、加之其結果延いて一般經費を膨脹せしめ居る點も尠からざるを認む。因て來年度より一切の因襲的事情を排除し、行政機關就中産業行政機關の統一連絡を圖られむことを望む。

豫算委員第六分科會希望決議

一、私設鐵道の發達普及を圖るは朝鮮開發の爲極めて緊要なり。而して現行法に依る補助の方法を以てしては豫期の目的を達すること困難なりと認めらるるを以て、政府は更に調査の上適切なる方法を講ぜられむことを望む。

以上を以て大正十四年度豫算案に關する豫算委員會の經過竝結果の報告とす。』

斯くて採決の結果師範教育費修正案は多數を以て可決せられ、他の豫算案は全部異議なく原案の通可決確定したり。今貴族院に於て修正議決したる事項金額を示せば左の如し。

科目	政府原案	削減額	貴族院議決額	備考
歳入經常部				
教育改善及農村振興基金特別會計より繰入	六、五〇〇、〇〇〇円	九七〇、七〇〇円	五、五二九、三〇〇円	
教育改善及農村振興基金特別會計より繰入	六、五〇〇、〇〇〇	九七〇、七〇〇	五、五二九、三〇〇	
歳入經常部合計	一、三〇〇、二九二、〇一八	九七〇、七〇〇	一、二九九、三二一、三一八	
歳入總計	一、五二四、三九九、〇二八	九七〇、七〇〇	一、五二三、四二八、三二八	
歳出經常部				歳出の削減に伴ひ之が財源たる繰入金を削減したるものなり。

科目	政府原案	削減額	貴族院議決額	備考
普通教育費	四六、三三三、〇七八	九七〇、七〇〇	四五、三六二、三七八	
師範教育費補助	四、〇〇〇、〇〇〇	九七〇、七〇〇	三、〇二九、三〇〇	
文部省所管合計	八〇、七二二、三三八	九七〇、七〇〇	七九、七五一、六三八	
歳出經常部合計	一、〇一一、三八三、七九六	九七〇、七〇〇	一、〇一〇、四一三、〇九六	
歳出總計	一、五二四、三九九、〇二八	九七〇、七〇〇	一、五二三、四二八、三二八	

衆議院に於ては三月二十五日貴族院に於て修正議決の上回付せられたる總豫算案を院議に付し採決の結果多數を以て貴族院の修正に同意するに決したり。斯くて大正十四年度豫算案は茲に其の成立を見、裁可を經て大正十四年三月二十八日左表の如く公布せられたり。

大正十四年度歳入歳出總豫算額表

科目	金額	科目	金額	科目	金額
歳入					
經常部					
租稅	七五、三六、三六八円	鑛業稅	五、三五五、七八三円	噸稅	一、二七五、七九四円
地租	七四、〇〇四、八一六	兌換銀行券發行稅	二、三五七、五〇〇	印紙收入	八二、一四三、二九五
所得稅	一九五、八五五、二三二	酒稅	一九六、三七七、六四四	印紙收入	八二、一四三、二九五
營業稅	五七、二八二、五三四	醬油稅	六、八二一、二八二	官業及官有財産收入	三九五、一九二、八三二
相續稅	一三、七六三、二八五	砂糖消費稅	七〇、〇九九、三六九	郵便電信及電話收入	二〇三、六〇三、二七七
通行稅	一一、六八五、六六〇	織物消費稅	五三、六七二、四四二	森林收入	三九、二八八、四九三
		取引所稅	八、九六〇、一三四	專賣局益金	一三〇、二七六、二四八
		關稅	九八、八二五、二一四	印刷局益金	一、九六七、四六四

科目	金額
在外國居留民取締費	一、三八〇円
在外國居留民取締費給料	一、三五〇、〇〇〇
在外國居留民取締費給料金	一、〇〇

第二章　一般會計

第二十四節　大正十四年度歳計

科目	金額
市町村交付金	八、三三、〇〇〇
印紙類	三、〇〇〇、〇〇〇
歳入委員會費	三、六六、六〇〇
事務費	三、四六、六三〇
內閣會計檢査官費	六〇、四〇〇、〇〇〇
機密費	八、九三、〇〇〇
特別會計繰入金	一、五二〇、〇〇〇
國債整理基金繰入	八、七〇〇、〇〇〇
國債償還及補塡金	一、二五、〇〇〇
諸拂戻及交付金	四〇、七〇〇、〇〇〇
特別會計繰入金	一、一〇一、二五〇、〇〇〇
諸支出	一、三六、〇〇〇
諸支出	一、三五、〇〇〇
諸支出	一、三三、〇〇〇
國債償還基金繰入	八、七六、〇〇〇
國債償還基金繰入	一、〇〇〇、〇〇〇
諸拂戻及補塡金	八〇〇、〇〇〇
諸拂戻及交付金	六、三七、〇〇〇
內閣會計檢査官費	四、六三、〇〇〇
內閣會計檢査官費	八、三〇〇、〇〇〇
內閣會計檢査官費	一、九三、〇〇〇
內閣會計檢査官費	一、四三、〇〇〇
內閣會計檢査官費	一、〇〇〇

科目	金額
俸給	六、三四〇、〇〇〇円
公立分立擔學校職員年功加俸	八、〇〇〇
公立分立擔學校職員恩給費	一、〇〇〇
小學校教員恩給費	一、〇〇〇
小學校教員俸給分擔金	一、〇〇〇
普通試驗用患者費支出金	一、〇〇〇
醫師及薬剤師試驗費	一、〇〇〇
醫師及薬剤師試驗費	一、〇〇〇
公立分立擔學校職員恩給費	一、〇〇〇
師範學校教員俸給	一、〇〇〇
師範學校教員恩給費	一、〇〇〇
師範學校教育費	一、〇〇〇
師範學校教育費補助費	一、〇〇〇
師範學校教育費補助費	一、〇〇〇
普通教育費補助費	一、〇〇〇
普通教育費補助費	一、〇〇〇
普通

科目	金額
補助費	五〇〇〇
港湾修築費	三五〇〇〇
水道費補助	三七〇〇〇
道路費補助	五〇〇〇
山林費補助	一〇〇〇
日露協會學校費補助	五〇〇〇
在外民團費補助	三七〇〇〇
在外公館借料	五〇〇〇
在外公館移轉費	一〇〇〇
在外公館修繕費	一〇〇〇
在外公館新築費	一〇〇〇
在外公館移轉費	一〇〇〇
在外公館新築費	一〇〇〇
在外兒童教育費補助	一〇〇〇
在外兒童教育費補助	一〇〇〇
諸支出	一〇〇〇
合計	一〇〇〇
臨時費	一〇〇〇
臨時費	一〇〇〇
臨時費

科目	金額
帝都復興事業費	六八、六五〇、〇〇〇円
東京復興事業費	六、四五〇、〇〇〇
横濱復興事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
復興事業費補助金	一、〇〇〇、〇〇〇
地方復興事業費貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇
復興事業費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
地方復興事業費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
復興事業費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
復興事業費貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇
復興事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
復興事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
復興事業費

科目	金額
内閣圖書保存費	一〇、三六〇円
大藏省臨時海外通信費	五一、二四八
大藏省臨時海外通信費	五一、二四八
臨時國庫金取扱諸費	三、五四〇
臨時國庫金取扱諸費	三、五四〇
臨時軍事費令計檢査諸費	五、九六六
臨時軍事費令計檢査諸費	五、九六六
國有財産整理費	三七、三五〇
國有財産整理費	三七、三五〇
四分利付支那債券元利補償	二、六五五、五〇五
四分利付支那債券元利補償	二、六五五、五〇五
震災復舊諸費	五、四一八、七四五
横濱税關上屋其他復舊費	一、四五七、六四
税務署關令其他復舊費	八〇、六五〇
印刷局復舊及工場其他復舊費	一、四九六、八二
他族院及衆議院關令費	一四、三六六
復專賣局所費及工場其他費	一、四〇一、一〇〇
震災義捐金檢査諸費	一〇、〇〇〇
殺傷者計檢査諸費	九二、〇〇〇
他川復縣費及物貯	合計 一、〇〇〇、〇〇〇円

科目	金額
陸軍各部隊建造物復舊費	六八、三六円
千住製絨所建造物復舊費	一五〇、〇〇〇
海軍學校其他建造物復舊費	五〇、〇〇〇
鹿鳴館所復舊費	一四、一六六
水産講習所其他復舊費	三一一、三五〇
震災復舊及新營費	四、六一四、〇三五
生絲檢査所新營費	一、六七三、三五
絹業試驗所廳令新營費	一四〇、〇〇〇
通信官署其他新營費	二、八〇〇、七六〇
辯護士臨時試驗費	一、七六〇二
辯護士臨時試驗費	一、七六〇二
特別會計事業資金貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇
樺太廳事業資金貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇
内閣紀勲者名簿整理費	一四、三七〇
内閣紀勲者名簿整理費	一四、三七〇
臨時外國行諸費	二、〇〇〇
國際統計會議參列費	九、〇〇〇
會計檢査院官吏海外派遣費	五、〇〇〇
合計	三、四七、九六八

陸軍省所管

科目	金額
營繕費	一、六六、三五〇円
舊營令倉庫廠舍其他修築費	五〇、〇〇〇
火藥庫其他改築費	四〇、〇〇〇
小銃射撃場移轉改築費	五〇、〇〇〇
及演習場改築費廠令其他新築	一〇、〇〇〇
各隊炊爨設備改良費	一〇、〇〇〇
各部隊及演習場給水設備費	九、六〇〇
朝鮮守備隊其他營令改修費	一一、〇〇〇
修繕費	四四、四〇〇
新營費	六〇〇、〇〇〇
國防費	五、八八八、七七七
軍艦建造費	六四、〇〇〇
空充備費	一、四六、九七七
兵器部隊補充費	一、四六、九七七
兵器廠整理費	一、四〇一、七七七
火藥庫其他改築費	四〇、〇〇〇
小銃射撃場移轉改築費	五〇、〇〇〇
及演習場改築廠令其他新築	一〇、〇〇〇
各隊炊爨設備改良費	一〇、〇〇〇
各部隊及演習場給水設備費	九、六〇〇
朝鮮守備隊其他營令改修費	一一、〇〇〇
修繕費	四四、四〇〇
新營費	六〇〇、〇〇〇
國防費	五、八八八、七七七
軍艦建造費	六四、〇〇〇
空充備費	一、四六、九七七
兵器部隊補充費	一、四六、九七七
兵器廠整理費	一、四〇一、七七七
火藥庫其他改築費	四〇、〇〇〇
小銃射撃場移轉改築費	五〇、〇〇〇
及演習場改築廠令其他新築	一〇、〇〇〇
各隊炊爨設備改良費	一〇、〇〇〇
各部隊及演習場給水設備費	九、六〇〇
朝鮮守備隊其他營令改修費	一一、〇〇〇
修繕費	四四、四〇〇
新營費	六〇〇、〇〇〇

科目	金額
調査費	四〇〇、〇〇〇
軍事俸給費	一、三一、九四〇
軍備改築費	三六、〇六〇
震災復舊費	四、九六六、三三一
軍備編費	四、九六六、三三一
各部隊建造物其他復舊費	六、三六、三〇一
防禦營造物復舊費	一、六七、三二一
陸軍千住製絨所建造物復舊費	二、一五〇、〇〇〇
海軍學校其他復舊費	五、三〇〇
鹿鳴館復舊費	一、一四、一六六
水産講習所復舊費	三、一一、三五〇
震災復舊及新營費	四、六一四、〇三五
生絲檢査所新營費	一、六七三、三五
絹業試驗所廳令新營費	一四〇、〇〇〇
通信官署其他新營費	二、八〇〇、七六〇
辯護士臨時試驗費	一、七六〇二
辯護士臨時試驗費	一、七六〇二
特別會計事業資金貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇
樺太廳事業資金貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇
内閣紀勲者名簿整理費	一四、三七〇
内閣紀勲者名簿整理費	一四、三七〇
臨時外國行諸費	二、〇〇〇
國際統計會議參列費	九、〇〇〇
會計檢査院官吏海外派遣費	五、〇〇〇
合計	三、四七、九六八

海軍省所管

科目	金額
營繕費	一、六六、三五〇円
舊營令倉庫廠舍其他修築費	五〇、〇〇〇
火藥庫其他改築費	四〇、〇〇〇
小銃射撃場移轉改築費	五〇、〇〇〇
及演習場改築廠令其他新築	一〇、〇〇〇
各隊炊爨設備改良費	一〇、〇〇〇
各部隊及演習場給水設備費	九、六〇〇
朝鮮守備隊其他營令改修費	一一、〇〇〇
修繕費	四四、四〇〇
新營費	六〇〇、〇〇〇
國防費	五、八八八、七七七
軍艦建造費	六四、〇〇〇
空充備費	一、四六、九七七
兵器部隊補充費	一、四六、九七七
兵器廠整理費	一、四〇一、七七七
火藥庫其他改築費	四〇、〇〇〇
小銃射撃場移轉改築費	五〇、〇〇〇
及演習場改築廠令其他新築	一〇、〇〇〇
各隊炊爨設備改良費	一〇、〇〇〇
各部隊及演習場給水設備費	九、六〇〇
朝鮮守備隊其他營令改修費	一一、〇〇〇
修繕費	四四、四〇〇
新營費	六〇〇、〇〇〇

科目	金額
特種化學兵器研究費	一、三三〇、〇〇〇
一時研究費	一、三三〇、〇〇〇
一時昭和金	一、三三〇、〇〇〇
小演習費	一、三三〇、〇〇〇
平壌鑛業所移管費	八〇〇、〇〇〇
平壌鑛業所移管費	八〇〇、〇〇〇
國際水路局費分擔金	六一、〇〇〇
國際水路局費分擔金	六一、〇〇〇
測量費	八五、〇〇〇
測量費	八五、〇〇〇
震災復興費	三、三三、〇〇〇
官廳庁舎其他建物復興費	二、三三、〇〇〇
軍需品其他復興費	三、三三、〇〇〇
合計	二〇三、三三、〇〇〇
司法省所管	
法律調査費	三、〇〇〇
法律調査費	三、〇〇〇
營繕費	
札幌地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
青森地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
宮崎地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
大阪地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
函館地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
岐阜地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
鎮西地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
宇都宮地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
熊本地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
京都地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
沖縄地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
長崎地方裁判所庁舎建築費	二、〇〇〇
刑務所及支所廚房建築費	二、〇〇〇
新營費	二、〇〇〇
新營費	二、〇〇〇
修繕費	二、〇〇〇
國際法令調査費	二、〇〇〇
國際法令調査費	二、〇〇〇
國際法令調査費	二、〇〇〇
陸軍法務行政費	二、〇〇〇
陸軍法務行政費	二、〇〇〇
陸軍法務行政費	二、〇〇〇
震災復興費	二、〇〇〇
刑務所移管費	二、〇〇〇
刑務所移管費	二、〇〇〇
刑務所移管費	二、〇〇〇
刑務所移管費	二、〇〇〇
刑務所移管費	二、〇〇〇
時債事務費	二、〇〇〇
時債事務費	二、〇〇〇
時債事務

科目	金額
臨時救濟費	三、三七七、七七七円
臨時漁業許可費	三、三七七、七七七円
臨時漁業整理費	三、三七七、七七七円
臨時漁業整理費	三、三七七、七七七円
臨時漁業整理

科目	金額	科目	金額	科目	金額
郵便局舎其他新營費	九四九、三一〇円	物品購買其他設備復舊費	三、八六七、五〇〇円	歳出總計	一、三三、四八、三八円
航路標識復舊費	一九五、〇〇〇	合計	九五、七五五、九五六		
貯金原簿其他復舊及整理費	一、三八、〇〇〇	臨時部合計	五三、〇一五、一三三		

新規繼續費表

事項	總額	大正十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	自同十八年度至同二十一年度
長田神社社殿火災復舊費	一、八〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	〇円	〇円
長崎稅關廳舍其他新營費	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	〇
簡易國勢調査費	二、六〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	〇	〇	〇
失業統計調査費	一、八〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇	〇	〇
軍備改編費	三六、三四一、五三三	四、九二八、五三一	八、五三、九一七	九、三〇六、八四六	七、四七、一七三	六、一二五、〇六七
女島燈臺新設費	一、八〇、〇〇〇	五七、〇〇〇	四九、〇〇〇	四四、〇〇〇	〇	〇
合計	三七、三四一、五三三	五、四三五、五三一	八、八一一、九一七	九、五一〇、八四六	七、四七、一七三	六、一二五、〇六七

第二款　追加豫算

大正十四年度總豫算に對する追加豫算案は、第五十回帝國議會に於て三件、第五十一回帝國議會に於て一件提出せられたり。今其の內容及之が審議の經過を說明すれば左の如し。

第一　第五十回帝國議會提出追加豫算

（一）本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各二千六百五萬三千三十圓にして、其の追加を要する事項及金額は左の如し。

歳入臨時部

信濃川改修費追加に伴ふ治水事業費分擔金の增加	五〇、〇〇〇円
國有財產整理資金繰入の增加	二二一、〇〇〇
前年度剩餘金繰入の增加	二五、七八二、〇三〇

歳出經常部

外務省所管

土耳古大使館職員增加に要する經費	八〇、六六二
露國各公館開設に關する經費	一、〇一五、二八三
電信料の增加	八〇、〇〇〇

大藏省所管

議院內取締に要する經費	二三、六一六
列國議會同盟費寄付金の增加	二、八七〇
國債整理基金繰入金の增加	二、一〇二、八二〇
恩給分擔支出金	一〇、〇〇〇

遞信省所管

恩給の增加	八、〇〇〇、〇〇〇

歳出臨時部

外務省所管

露國各公館開設に關する經費	一九五、〇〇〇円
國際勞働會議參列費	一一六、八七三
國際阿片會議參列者歸朝旅費	七一八
退職特別賜金	四七、二四八
在勤俸其他臨時加給	三六四、九三一
天津居留地經營費貸付金	五〇〇、〇〇〇

內務省所管

信濃川改修費の追加 但し總額四〇〇、〇〇〇圓を治水事業費の既定繼續費に追加し、大正十四年度以降二箇年度間に支出するものなり。	二〇〇、〇〇〇
府縣災害旅費	六六、一一七
埼玉外二縣災害土木費補助	二一八、〇〇〇
退職特別賜金	三七、〇八八
在勤手當臨時加給	五〇四

大藏省所管

寺院境內地讓與審査會に關する經費	八、八六五
臨時稅制調査に要する經費	五三、四一六
在勤手當其他臨時加給	一〇、五四六

祿高整理公債端金	六〇三円
退職特別賜金	九八、九四九
災害復舊に要する經費	四三一、六六七
恩給臨時取扱に關する經費	三二、〇〇〇
陸軍省所管	
災害復舊に要する經費	五九五、二二五
軍馬補充部元用地整理に要する經費	二二一、〇〇〇
在勤俸其他臨時加給	三七、三八二
退職特別賜金	一、七八八、六一七
臨時軍事殘務に關する經費	四、五五六、三五五
海軍省所管	
退職特別賜金	三八六、八五一
退職者歸鄉旅費	六八、六二四
元軍艦三笠保存に要する經費	三〇〇、〇〇〇
呂號第二十五潛水艦復舊費	九〇〇、〇〇〇
在勤加俸其他臨時加給	二五、六六九
北海方面艦艇派遣諸費	二八一、五六二
臨時軍事殘務に關する經費	五二八、二六〇
司法省所管	
喪失國債證券審査會に關する經費	二〇、二九五
風水害復舊に要する經費	九、九七一
退職特別賜金	二四、三四七円
文部省所管	
國際教育會議參列費	九、〇〇〇
大學及學校圖書館傭外國人旅費	二〇、七二四
臨時加給臨時支出金	一六六、三九〇
在勤手當其他臨時加給	二〇九、三五六
大學及學校圖書館退職特別賜金	一三、〇一三
臨時支出金	四九六、〇〇〇
退職特別賜金	
災害復舊に要する經費	
農林省所管	
遠洋漁業奬勵に關する經費の增加	三〇三、四五〇
臘鮃獸保護用船得撫丸代船建造費	二五〇、〇〇〇
退職特別賜金	一六、七五一
在勤手當其他臨時加給	三、二〇二
海外漁業取締に關する經費	四五、〇〇〇
商工省所管	
退職特別賜金	七、五八八
學資其他臨時加給	四七三
遞信省所管	
海底電信線修理に要する經費	八六、四三五
三宮郵便局新營費	一五〇、〇〇〇

但し總額三三〇、〇〇〇圓にして、大正十四年度以降に

備年度間の繼續費なり。	
在勤手當其他臨時加給	七、六六〇
退職特別賜金	六四、九二五
臨時恩給事務取扱に要する經費	九、一一九
訪歐飛行費助に要する經費	二二、〇〇〇
日本無線電信株式會社設立準備に要する經費	三〇、〇〇〇
電信電話風雪害其他復舊費	七〇〇、〇〇〇

(二)本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各三十一萬四千七百四十八圓にして、右は前年度剩餘金繰入を財源と爲し、大藏省所管歳出臨時部に於て貴族院令改正に伴ひ議員席增加に要する經費三萬五千四百五十五圓、大藏省所管歳出臨時部に於て濱松高等工業學校實驗室其他火取擴に要する經費九千二百九十三圓、文部省所管歳出經常部に於て救恤審査會に要する經費を計上せ災復舊費二十七萬圓を計上せるものなり。

(三)本議會提出の第三號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各一萬八千六百八十圓にして右は前年度剩餘金繰入を財源とし、外務省所管歳出臨時部に於て救恤審査會に要する經費を計上せしものなり。

以上追加豫算案三件の中、第一號は大正十四年三月十三日、第二號及第三號は同月十五日夫々衆議院に提出せられしが、此等豫算案に關し大藏大臣濱口雄幸は同月十九日貴族院に於て大要左の如き說明を爲したり。

『大正十四年度歳入歳出總豫算追加第一號に計上する所は歳入歳出各二千六百五萬三千三十圓にして、今其の主なる事項に就き說明すれば、第一、日露國交恢復の結果露國に各公館を開設するの必要あり、卽ち莫斯科に大使館を置き、亞港及ハバロフスクに總領事館を、ペトロパウロフスク・ブラゴエスチエンスク・尼港及オデッサに領事館を置き、オハに領事館分館を開設せんとするの

計畫にして之に要する經費として經常部に於て百一萬圓、臨時部に於て十九萬餘圓を要求したり。第二、今次の行政整理に依り退官退職又は解傭したる官吏以下雇傭人・職工等の總數は一般會計及特別會計を通じて約四萬四千人にして、内鐵道省の分を除くも約四萬人に上る見込なるが、此等の者に支給する退職特別賜金の總額は四千三百餘萬圓にして、其の内公債に依るものは四千四十餘萬圓、之を額面に換算して四千八百餘萬圓、現金支給に屬する分は大正十四年度に於て二百九十餘萬圓にして、此の現金支給に屬する分を今次の追加豫算に於て要求せしものなり。又右退官退職の官吏に支給する恩給は年金恩給に於て約六百萬圓、一時恩給に於て約四百萬圓の見込なるも、一時恩給の中二百萬圓は曩に大正十三年度追加豫算に於て要求せしを以て、本追加豫算に於ては殘額二百萬圓及年金恩給六百萬圓を要求したり。尚退職者に支給する公債の利子竝に國債雜費として總額二百四十餘萬圓を要求せしが、其の内一般會計に屬する分は二百十餘萬圓にして、殘部は外地等の特別會計に屬するものなりとす。第三、大正十三年度追加豫算に於て說明せし如く爲替相場低落の結果、在外公館の在勤者其の他に在勤俸其の他の臨時加給を爲すの必要あり、依て之に要する經費として各省に亙り總額六十五萬餘圓を要求したり。尤も對外爲替相場變動の傾向を考慮し、大正十三年度追加豫算に於ける要求額に比し多少其の割合を減少計上せり。第四、日露國交恢復の結果薩哈嗹駐屯軍を撤退するに依り之に要する經費竝に臨時軍事費特別會計を廢止する結果其の殘務整理に要する經費、及臨時軍事費支辨に屬する官吏以下の退職者に對する退職賜金等を必要とするを以て、此等の臨時軍事殘務に關する經費として陸軍省に於て四百五十五萬餘圓、海軍省に於て五十二萬餘圓を要求したり。第五、信濃川改修工事の箇所に於て地辷りを生せしを以て改修費の追加二十萬圓、又軍馬補充部元用地の買收費として二十二萬餘圓を計上したり。以上の外各省に亙り災害復舊費其の他諸種の經費を要求せしが、何れも必要已むべからざるものなりとす。尚貨幣交換差金は今日の爲替相場を以てすれば大正十四年度に於ても千數百萬圓を要すべしと雖も、最近對外爲替相場變動の傾向を察するに、果して其の不足額幾干に上るやは今日に於て豫測すること困難なるのみならず、右は年度末に於て之を精算するものにして、必ずしも今期議會に追加豫算を提出することを要せざるを以て、次期議會に於て必要なる金額を要求することとして單に其の財源を留保することとせり。以上歳出に對する財源としては、信濃川改修費追加に伴ふ治水事業費分擔金の增加五萬圓及國有財産整理資金繰入の增加二十二萬一千圓の外は、總て前年度剩餘金繰入の增加二千五百七十八萬餘圓に依るものとす。次に追加豫算第二號は貴族院令改正に伴ふ經費及火災復舊に要する經費の二件を計上せるものなり。貴族院令改正の結果議員の增員せらるる爲め、之に要する經常費の追加三萬五千餘圓、及其の議席を設くる爲め議場の取擴に要する經費を臨時部に於て九千餘圓を要求し、又濱松高等工業學校實驗室は先般火災に罹りしを以て、之が復舊に要する經費二十七萬圓を要求せり。次に追加豫算第三號は、今期議會に提案し目下衆議院に於て審議中に係る、日獨戰爭の結果損害を被りたる者に對し救恤金交付に關する法律案に伴ふものにして、卽ち被害者の申請に就き救恤の範圍及程度を審査する爲に設けらるる救恤審査會に要する經費なりとす。』

衆議院豫算委員會に於ては此等追加豫算案三件に就き、同年度特別會計追加豫算案と共に審議を

遂げたる結果、全部原案の通可決すべきものと決定し、三月十八日豫算委員長町田忠治は委員會に於ける審議の結果に就き大要左の如く本會議に報告したり。

『第一號大正十四年度總豫算追加案に掲げたる金額は歳入歳出共に二千六百餘萬圓にして、其の費目の主要なるものを擧ぐれば、第一は日露國交恢復に基き露國に於ける大使館其他公館の設置費、第二は今次の行政整理に依る退職特別賜金、第三は爲替相場下落に依る在外官吏の在勤俸其他臨時加給費、第四は臨時軍事殘務費なり。以上は歳出中の主なる項目なるが、之に對する歳入は主として前年度剩餘金繰入に屬し、其金額は二千五百餘萬圓に上れり。第二號大正十四年度總豫算追加案の金額は三十萬圓にして、主として貴族院令改正の爲に生ずる經費を計上せしものなり。特第二號に計上せる金額は五百萬圓にして、右は日獨戰役の結果損害を蒙りたる帝國臣民に對し救恤金を交付するの趣旨に出づるものなり。右諸案に對しては委員及政府間に種々質問應答ありしが、今其主なる二三を紹介すれば、第一は大正十三年度の追加豫算に於ては爲替交換差金千數百萬圓を計上せしに拘らず、大正十四年度豫算に於ては何故之を計上せざるや、大藏大臣は豫算内示會に於ても、亦豫算總會に於ても、遠からず爲替差金の追加豫算を提出すべしとの意を漏しながら、之を計上せざるは如何なる理由に依るものなりやとの質問なり。之に對し大藏大臣は、大正十四年度に於ても爲替低落の結果として千數百萬圓の差損を生ずることは想像するに足ると雖も、最近爲替相場は漸次回復の途上にありて其の安定を得るに至らず。十三年度に於て爲替差金を計上したるは三十八弗二分の一を基礎とせるものなるも、大正十四年度に於ては右の如く爲替差金算出の基礎未だ明確ならざるのみならず、右差金は實際上年度末に至り初めて精算せらるべきものにして、今日俄に之を提出するの必要なきものなるを以て之に關する經費は次期議會に於て十四年度豫算追加案として協贊を求むべしと答辯したり。第二は尼港事件に關する質問にして、其の質問の要旨は、露國政變殊に西伯利亞事件に際し露國内若くは露支國境に在留したる帝國臣民の被りたる生命財産上の損害に對して、政府は曩に百五十萬圓の救恤を爲したるも、日露國交の恢復したる今日、政府は更に相當なる處置を執りて彼等の損害を恢復するの責任あるものと信ず。殊に尼港に於ける悲慘なる事件に對しては國民の齊しく熱烈なる同情を表せし所にして、貴衆兩院及時の政府は一致して衆議院内廣場に於て其弔祭を執行したる際、彼等の慘死を無意義ならしめざることを表明し、殊に損害賠償保障の目的を以て出兵せる以上は、假令國交恢復には損害賠償の條約なしとするも適當なる處置を執るは政府の責任なりと信ずるも、政府の意見如何と云ふに在り。之に對して政府は尼港事件を以て最も遺憾なる悲慘事とし、質問者に讓らざる深厚なる同情を表するものなりと雖も、右質問に對し今日具體的答辯を爲す時機に達せざるを遺憾とすと答辯したり。第三は救恤金五百萬圓の件に關する質問なるが、本件に關しては救恤金交付に關する法律案政府より提出され、目下特別委員會に於て審議中なるが故に、一切右委員會の説明報告に待ちて、茲には之を省略す。其他北樺太に於ける油田會社設置の件・預金部委員組織に關する件・樺太令取消の件・議員の提出に係る北海道農地特別處理法案公債の件等に關する質問應答ありしも、之れ亦速記錄に讓りて茲には之を省略す。次で討論の後表決の結果、大多數を以て追加案六案とも全部可決したり。』

次で伊坂秀五郎は修正案を提出して、其の趣旨を左の如く辯明せり。

『吾人は遺憾ながら追加豫算案に對し修正の必要を認めて、茲に其動議を提出す。卽ち其の修正は大正十四年度歳入歳出總豫算追加第二號案に於て、歳入臨時部第十款前年度剩餘金繰入三十一萬四千七百四十八圓を二十七萬圓と修正し、歳出經常部大藏省所管第四款貴族院三萬五千四百五十五圓の中第一項議員諸費二萬八千四百五十五圓、第三項事務費七千圓及歳出臨時部大藏省所管第一款營繕費九千二百九十三圓を削除せんとするものなり。而して其修正せんとする理由は貴族院令改正に伴ふ經費を削除するに在り。蓋し政府は貴族院令改正に依り議員の增員に伴ふ歳費・事務費及議場議席の擴張に要する經費を追加要求せるものなるが、右貴族院令改正案は目下貴族院に於て愼重審議査覈中に屬し、前途の歸結も未だ判明せざる狀況なるを以て之に關する豫算は右貴族院令改正案の通過を俟つて之を要求すべく、之を今日要求するは穩當を缺くものと信ずるなり。若夫れ改正案の決定を待つて追加豫算を要求することが、時機の關係上或は不能に陷るが如き虞あらば、政府は宜しく適正なる支出の方法に依て處辨すべきものなりと信じ、此理由に依りて本修正案を提出するものなり。』

斯くて採決の結果、右修正案は少數にて否決せられ、追加豫算案は多數を以て全部原案の通可決確定したり。

貴族院に於ては三月十八日衆議院より右追加豫算案を受領し、豫算委員會に於て審議の結果全部衆議院議決案の通可決すべきものと決定し、同月二十四日本會議に於て採決の結果第一號追加豫算案は直に可決確定し、第二號追加豫算案は翌二十五日、第三號追加豫算案は二十六日孰れも可決確定したり。

右貴衆兩院の協贊を經たる追加豫算は孰れも裁可を經て、第一號追加豫算は三月二十八日、第二號及第三號追加豫算は同月三十日之を公布せられたり。今之を一括表揭すれば左の如し。

大正十四年度歳入歳出總豫算追加表（一）

科目	金額	科目	金額	科目	金額
歳入		俸給	四五〇、八〇三円	諸支出金	一〇、〇〇〇円
臨時部		館費	一三五、九六五	諸支出金	一〇、〇〇〇
公共團體工事費分擔金	五〇、〇〇〇円	旅費	三一一、七八七	合計	二、一五〇、九六一
治水事業費分擔金	五〇、〇〇〇	地所家屋借料	一〇〇、〇〇〇	**遞信省所管**	
特別會計資金繰入	三二、〇〇〇	電信料	三三、三五〇	年金及恩給	八、〇〇〇、〇〇〇
國有財産整理資金繰入	三二、〇〇〇	宴會費	二五、〇〇〇	恩給	八、〇〇〇、〇〇〇
前年度剩餘金繰入	二六、一二五、四五八	**合計**	一、一七五、九四五	**經常部合計**	二、一五〇、九六一
前年度剩餘金繰入	二六、一二五、四五八	**大藏省所管**		**臨時部**	
臨時部合計	二六、三八六、四五八	貴族院		**外務省所管**	
歳出		議員諸費	四三、八八三	在外公館創立費	二八、四五五
經常部		事務費	二八、四五五	在外公館創立費	二五、四二七
外務省所管		衆議院		國際會議參列費	一八、〇九九
外務本省	四二、一四〇	事務費	一五、二八九	國際勞働會議參列費	一五、二八九
事務費	二、六四〇	列國議會同盟諸費	二、八七〇	國際阿片會議參列費	七八
電信料	三八、五〇〇	國債整理基金繰入	二、一〇二、八三〇	退職特別賜金	四七、三四八
在外公館	一、二三四、八〇五	國債整理基金繰入	二、一〇二、八三〇	退職特別賜金	四七、三四八

科目	金額
左動俸其他臨時加給	三、〇〇〇
軍馬補充部元用地整理費	三、〇〇〇
左動俸其他臨時加給	三、〇〇〇
天津居留地經費貸付金	五、〇〇〇、〇〇〇
天津居留地經費貸付金	五、〇〇〇、〇〇〇
左動俸其他臨時加給	三、〇〇〇
退職特別賜金及退職手當	一、七八六、三七七
退職特別賜金及退職手當	一、七八六、三七七
臨時軍事費	三、七三、三三
臨時軍事費	三、七三、三三
臨時軍事費	四、四五、三六五
臨時軍事費	四、四五、三六五
臨時軍事費	一、八二、九〇九
臨時軍事費	一、八二、九〇九
臨時軍事費	七、一九、三五九
臨時軍事費	七、一九、三五九
臨時軍事費	三、〇〇〇
臨時軍事費	三、〇〇〇
臨時軍事費	三、〇〇〇

科目	金額	科目	金額
新營費	三五〇、〇〇〇円	學資其他臨時加給	四三円
退職特別賜金	一六、七五一	學資其他臨時加給	四七三
退職特別賜金	一六、七五一	合計	八、〇八一
在勤手當其他臨時加給	三、一〇三	**遞信省所管**	
在勤手當其他臨時加給	三、一〇三	電信電話營繕費	八六、四三五
海外漁業取締費	四五、〇〇〇	電信電話營繕費	八六、四三五
海外漁業取締費	四五、〇〇〇	營繕費	一五〇、〇〇〇
合計	六二八、四〇三	三宮郵便局新營費	一五〇、〇〇〇
商工省所管		在勤手當其他臨時加給	七、六六〇
退職特別賜金	七、五六八	在勤手當其他臨時加給	七、六六〇
退職特別賜金	七、五六八	退職特別賜金	六四、九二五
		退職特別賜金	四七三
		臨時恩給事務取扱費	九、二一九
		訪歐飛行費助費	三三、〇〇〇
		日本無線電信株式會社設立準備費	八〇、〇〇〇
		日本無線電信株式會社設立準備費	八〇、〇〇〇
		災害費	七〇〇、〇〇〇
		電信電話風雪害其他復舊費	七〇〇、〇〇〇
		合計	一、〇四〇、一三九
		臨時部合計	一二、〇三五、七三一
		歳出總計	三六、三六六、四三八

新規繼續費表

事項	總額	大正十四年度	同十五年度
三宮郵便局新營費	三四〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円

第二　第五十一回帝國議會提出追加豫算

本議會提出の追加豫算案に計上する所の金額は、歳入歳出各三千六十四萬七千二百二十四圓にして、其の追加を要する事項及金額を示せば左の如し。

歳入經常部

刑務所收入の增加　二〇七、二〇〇円

歳入臨時部

帝國學士院奬勵費寄付金の增加　三一八、〇〇〇

前年度剩餘金繰入の增加　三〇、一二二、〇二四

歳出經常部

外務省所管

在外公館在勤俸及妻加俸の增加　二〇二、七八一

內務省所管

徵兵檢丁及新兵旅費の增加　五六四、三九七

警察費連帶支辨金の增加　一、二二七、五六四

結核豫防費補助の增加　一六二、三七二

精神病院費補助の增加　六九、六六九

大藏省所管

貴衆兩院議案類印刷費の增加　一五六、〇三四

貴衆兩院燃料費等の增加　三〇、五六三

市町村交付金の增加　四九一、九九一

諸拂戻及補塡金の增加　一一、三八五、九五一

陸軍省所管

精米及精麥價格騰貴に依る增加　五二三、四二四

司法省所管

裁判及登記諸費の增加　九〇、〇一四円

刑務所收容費の增加　一、〇二七、四二四

文部省所管

學藝研究奬勵費支出金の增加　三一八、〇〇〇

遞信省所管

日本無線電信株式會社交付金　四二三、八一五

恩給の增加　三、五九一、二一〇八

歳出臨時部

外務省所管

國際勞働會議參列費　四七、一二六

支那關稅特別會議參列費　五七、一九〇

日露漁業協約改訂會議參列費　二六、〇五一

內務省所管

六大都市に於ける冬期失業勞働者救濟事業費補助　一、二二四、三六四

傳染病豫防檢疫諸費の增加　八四、六三〇

府縣災害旅費　一四五、七一〇

大分縣災害土木費補助　一一、六八九

山陰地方震災復舊貸付金　六〇〇、〇〇〇

橫濱市永代借地整理資金貸付金　六、〇〇〇、〇〇〇

大藏省所管

行政調査會に關する經費　三、九二四

中央諸官衙建築準備調査に關する經費	一二、一七〇円
朝鮮總督府水害復舊に要する經費補充金の增加	一、五五四、五二九
罹災救助基金補助	三五九、七一八
司法省所管	
國際海法會議參列費	二、三六三
農林省所管	
家畜傳染病費の增加	六一、三五六
國際農事協會委員派遣費	二、〇八四円
國際森林會議代表者派遣費	二、〇八四
臨時畜牛傳染病豫防に關する經費	一三九、一八〇
商工省所管	
國際工業品規格統一會議參列費	一、七七八
遞信省所管	
郵便貯金局所外預入事務取扱費	四六、〇七一

右追加豫算案は同年度特別會計追加豫算案と共に、大正十五年三月三日衆議院に提出せられしが衆議院豫算委員會に於ては審議の結果、原案の通可決すべきものと決定し、三月九日豫算委員長藤澤幾之輔は豫算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『大正十四年度總豫算追加案に計上せられたる金額は各三千六十四萬七千二百二十四圓なり。其の歳入の項目は刑務所收入の增加・帝國學士院奬勵費寄付金の增加・前年度剩餘金繰入の增加にして、歳出の主なるものは、第一は爲替相場の變動に基く貨幣交換差金にして、第二は横濱市永代借地整理資金貸付金なり。右は同市所在の永代借地を同市に於て買收せんとする計畫を樹てたる所、同市の現狀は此等の資金を支辨するの餘裕を存せざるを以て、政府に於て之に必要なる金額を貸與せんとするものなり。第三は失業勞働者救濟事業費補助費にして、右は冬期に於ける失業勞働者の救濟の爲め六大都市關係の地方公共團體をして公營事業を起さしめ、之に對して國庫より補助金を支給せんとするものなり。第四は朝鮮總督府經費補充金にして、右は朝鮮總督府特別會計に於て水害復舊費等を必要とする所、同特別會計に於ては到底其財源を得ること能はざるを以て、一般會計より之を補充せんとするものなり。右の外恩給の增加・警察費連帶支辨金の增加・刑務所收容費の增加等を主要なるものとす。之を要するに本追加豫算は大體に於て補充費途に屬するものにして、普通費に屬するものと雖も何れも必要缺く可からざるものなるが故に、之を提出せしものなり。委員會は數日に亙り質問應答を重ね愼重審議を遂げたる結果、政府原案に對し滿場一致を以て之を可決したり。』

斯くて採決の結果多數を以て委員長報告の通可決確定したり。

貴族院に於ては三月九日衆議院より右追加豫算案を受領し、豫算委員會に於て審議の結果全部衆議院議決の通可決すべきものと決定し、同月十八日本議會に於て採決の結果、滿場異議なく委員會議決の通可決確定したり。

右兩院の協贊を經たる追加豫算は裁可を經て、大正十五年三月二十日左の如く公布せられたり。

大正十四年度歳入歳出總豫算追加表（二）

科目	金額	科目	金額	科目	金額
歳入		寄付金	三一八、〇〇〇円	**經常部**	
經常部		前年度剩餘金繰入	三〇、一三二、〇二四	**外務省所管**	
官業及官有財産收入	三〇七、一〇〇円	前年度剩餘金繰入	三〇、一三二、〇二四	在外公館俸給	三〇二、七八一円
刑務所收入	三〇七、一〇〇	**臨時部合計**	三〇、四四〇、〇一四		三〇二、七八一
臨時部		**歳入總計**	三〇、七四七、二二四	**內務省所管**	
學術研究奬勵金受入	三一八、〇〇〇	**歳出**		徴兵費	五六四、三九七

科目	金額
徴兵費	一、三七、五六四、五九七円
警察費連帶支辨金	一、三七、五六四
警察費連帶支辨金補助費	三三、〇四一
傳染病豫防費補助	一六三、三七三
精神病院費補助	六九、六六九
合計	二、〇二四、〇〇二
大藏省所管	
貴族院事務費	八八、一四五
衆議院事務費	八八、一四五
内國稅徴收費	九八、四五三
市町村交付金	九八、四五三
諸拂戻及補塡金	四九、九九一
諸拂戻及補塡金	四九、九九一
合計	二、三五五、九五一
陸軍省所管	
軍事費	二、三五五、九五一
合計	三、〇六四、五三九
陸軍省所管	
衣糧費	五六四、三七七円
司法省所管	
法務費	一、三七、五六四
裁判及登記諸費	三三、〇四一
刑務費	一六三、三七三
收容費	六九、六六九
合計	二、〇二四、〇〇二
文部省所管	
文部本省	八八、一四五
學藝研究及奬勵費	八八、一四五
遞信省所管	
遞信費	九八、四五三
遞信事業費	九八、四五三
年金及恩給	四九、九九一
恩給	四九、九九一
合計	二、三五五、九五一
經常部合計	三、〇六四、五三九
臨時部	
外務管所管	
國際會議參列費	五三三、四三四円
國際勞働會議參列費	九〇、〇一四
支那關稅特別會議參列費	九〇、〇一四
日露漁業協約改訂會議參列費	一、〇二七、四三四
內務省所管	
補助費	一、〇二七、四三四
失業勞働者救濟事業費補助	一、一二七、四三八
傳染病豫防費	三八、〇〇〇
災害費	三八、〇〇〇
府縣災害土木費補助	四三三、八一五
大分縣災害土木費補助	四三三、八一五
山陰地方震災復舊貸付金	三、五九二、一〇八
山陰地方震災復舊貸付金	三、五九二、一〇八
横濱市永代借地整理資金貸付金	四、〇一四、〇二四
横濱市永代借地整理資金貸付金	四、〇一四、〇二四
合計	二〇、二六五、二〇七
大藏省所管	
調査費	二六、〇九四

科目	金額
行政調査會諸費	三、九二四
中央諸官衙建築準備調査諸費	二二、一七〇
特別會計經費補充金	一、五五四、五二九
朝鮮總督府經費補充金	一、五五四、五二九
罹災救助基金補助	三五九、七一八
罹災救助基金補助	三五九、七一八
合計	一、九二〇、三四一
司法省所管	
臨時外國行諸費	二、六六三
國際海法會議參列費	二、六六三
農林省所管	
家畜傳染病及害蟲豫防費	六一、三六六
家畜傳染病費	六一、三六六
臨時外國行諸費	四、一六八
國際農事協會委員派遣費	二、〇八四
國際森林會議代表者派遣費	二、〇八四
臨時畜牛傳染病豫防費	二九、一八〇
臨時畜牛傳染病豫防費	二九、一八〇
合計	二〇四、七〇四
商工省所管	
臨時外國行諸費	一、七六
國際工業品規格統一會議參列費	一、七六
遞信省所管	
郵便貯金局所外預入事務取扱費	四六、〇七一
郵便貯金局所外預入事務取扱費	四六、〇七一
臨時部合計	一〇、六六二、〇一四
歳出總計	三〇、六四七、二二四

以上第五十五十一兩議會の協賛を經たる追加豫算額を、其の本豫算額に加算して、大正十四年度總豫算の總額を示せば左の如し。

大正十四年度歳入歳出總豫算總計表

區分	本豫算額	第五十議會追加豫算額	第五十一議會追加豫算額	總計
歳入				
經常部	一、二九九、三二一、三一八円	二六、三八六、四五八〇円	二〇七、二〇〇円	一、二九九、五二八、五一八円
臨時部	二二四、一〇七、〇一〇	二六、三八六、四五八	三〇、四四〇、〇二四	二八〇、九三三、四九二
合計	一、五二三、四二八、三二八	二六、三八六、四五八	三〇、六四七、二二四	一、五八〇、四六二、〇一〇
歳出				
經常部	一、〇一〇、四一三、〇九六	一一、三五〇、七〇六	二〇、二六五、二〇七	一、〇四二、〇二九、〇〇九

區分	本豫算額	第五十議會追加豫算額	第五十一議會追加豫算額	總計
臨時部	五一三、〇一五、二三二円	一五、〇三五、七五二円	一〇、三八二、〇一七円	五三八、四三三、〇〇一円
合計	一、五二三、四二八、三二八	二六、三八六、四五八	三〇、六四七、二二四	一、五八〇、四六二、〇一〇

第三款　豫備金及豫備金外支出

大正十四年度第一豫備金の豫算額は六百萬圓にして、大正十四年勅令第二百十七號に據り之を各費途に補充したる金額は五百九十七萬千六百十四圓なり。今其支出の重要なる事項を擧ぐれば外國在勤俸其他臨時加給・衞生試驗所阿片費・傳染病豫防檢疫諸費・海港檢疫費・印紙類諸費・航空勤務遭難者保護賜金・離現役手當・受託造修費・刑務所收容費・少年審判所審判費・家畜傳染病豫防費・特許局公報發行諸費・染料製造奬勵金等なり。

大正十四年度第二豫備金の豫算額は八百萬圓にして、大正十四年四月一日より同年十月九日に至る間に於て、豫算外に生じたる各費途に豫算全額を支出せり。今其支出の重要なる事項を擧ぐれば國際聯盟總會參列費・支那事件費・臨時物資供給殘務取扱費・貴族院多額納稅者議員改選諸費・山陰地方震災復舊貸付金・貴衆兩院火災復舊竝應急諸費・樺太廳臨時經費補充金・陸軍各部隊風雪害及凍害復舊竝新營費・臺灣及樺太方面軍艦派遣費・軍艦北米派遣費・震災復舊及新營費・京都帝國大學醫學部火災應急費支出金・一年現役服役敎員俸給支出金・漁業取締船天鳥丸救難及臨時傭船諸費・漁業取締船天鳥丸復舊費・米國獨立百五十年記念萬國博覽會參同費・海底電信線修繕及改修費・貯金奬勵費補足等なり。

大正十四年度第二豫備金豫算拂切となりたるに付、豫備金外に於て國庫剩餘金を以て豫算外の支出を爲したる金額は五百四十三萬八千百七十三圓なり。今其支出の重要なる事項を擧ぐれば、支那關稅特別會議參列費・地方災害旅費・風水害復舊及新營費・火災復舊費・支那事件費・臨時畜牛傳染病豫防費等なり。

右大正十四年度豫備金及豫備金外支出の件に關しては、政府は之が事後承諾を求むる爲め曩に第五十一・五十二及五十五回帝國議會に提出したりしも、審議未了に終りしを以て、更に昭和四年一月二十二日第五十六回帝國議會に之を提出したり。貴衆兩院に於ては何れも之を特別委員に付託して審査を爲さしめしが、委員會に於ては審議の結果共に全部承諾を與ふべきものと決定し、衆議院に於ては二月十六日、貴族院に於ては三月二日何れも委員會の議決通り可決確定したり。

第四款　決　算

大正十四年度の歳入歳出總決算に計上する所の經常部歳入額は十四億四千三百二十三萬四千九百三十八圓二十八錢五厘、臨時部歳入額は六億二千八百十三萬四千三百七十四圓四十八錢、歳入合計二十億七千百三十六萬九千三百十二圓七十六錢五厘にして、之に對する經常部歳出額は十億千六百二十八萬九千九十五圓七十三錢九厘、臨時部歳出額は五億八百六十九萬九千四百九十四圓八厘、歳出合計十五億二千四百九十八萬八千五百八十九圓七十四錢七厘なり。故に歳入歳出差引五億四千六百三十八萬七百二十三圓一錢八厘の剩餘を生じたり。該剩餘金は會計法第二十六條の規定に依り之を大正十五・昭和元年度の歳入に繰入れたり。今右歳入歳出決算を豫算に比較して其の大要を說明すれば左の如し。

第一　歳入

大正十四年度歳入の決算額二十億七千百三十六萬九千三百十二圓七十六錢五厘を以て、其の豫算額十五億八千四十六萬二千十圓に對比すれば、四億九千九十萬七千三百二圓七十六錢五厘を增加せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳入の決算額は十四億四千三百二十三萬四千九百三十八圓二十八錢五厘にして、之を其の豫算額十二億九千九百五十二萬八千五百十八圓に對比すれば、一億四千三百七十萬六千四百二十圓二十八錢五厘を增加し、臨時部歳入の決算額は六億二千八百十三萬四千三百七十四圓四十八錢にして、之を其の豫算額二億八千九十三萬三千四百九十二圓に對比すれば、三億四千七百二十八萬八百八十二圓四十八錢を增加せり。今歳入の增減を生じたる重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）經常部

租稅は所得額の多かりしが爲め所得稅の收入增加せしと、造石高の多かりしが爲め酒稅の收入增加せしと、有稅品の輸入多かりしが爲め關稅の收入增加せしと、其他營業稅・砂糖消費稅・取引所稅・相續稅等の收入增加せしとに依り、九千九百五十七萬二千二百六十八圓十二錢七厘を增加せり。

印紙收入は收入印紙賣捌代の收入多かりし等に依り、九百三十八萬七千八百二十四圓七十七錢を增加せり。

官業及官有財産收入は製造煙草賣渡代價の引上を爲したる等の爲め專賣局益金の增加せしと其他郵便電信及電話收入・森林收入等の收入增加せしとに依り、三千二百九十三萬六十七圓九錢七厘を增加せりと雖も、海軍工廠資金益金・海軍燃料廠益金・配當金收入等の收入減少せしに依り七十一萬七千二十五圓五十三錢六厘を減少せしを以て、差引三千二百二十一萬三千四十一圓五十六錢一厘を增加せり。

雜收入は國庫金預入等に係る利子の收入多かりしが爲め利子收入の增加せしと、其他懲罰及沒收金・稅關雜收入・雜入等の收入增加せしとに依り、三百四十九萬二百五十五圓六十六錢三厘を增加せりと雖も、辨償及違約金・免許及手數料等の收入減少せしに依り、九十五萬六千九百六十九圓八十三錢を減少せしを以て、差引二百五十三萬三千二百八十五圓八十二錢七厘を增加せり。

（二）臨時部

官有物拂下代は不用物品拂下代の收入多かりしが爲め物品拂下代の增加せしと、家畜拂下代の收入增加せしとに依り、百九十四萬九千八百七十七圓七十三錢を增加せり。

雜收入は海軍受託造修收入の多かりしが爲め受託造修收入の增加せしと、其他青島電氣會社納付金・返納金等の收入增加せしとに依り、二百三十三萬九千八百五十八圓七十七錢四厘を增加せり。

公共團體工事費納付金は港灣修築費納付金の收入多かりしに依り、三十萬圓を增加せり。

公共團體工事費分擔金は治水事業費分擔金の收入少かりしに依り、二十七萬三千九百三十二圓を減少せり。

學術研究奬勵金受入は寄付金の收入少かりしに依り三千圓を減少せり。

特別會計資金繰入は國有財産整理資金の繰入多かりしに依り、七十七萬六千五百二十四圓七十九錢二厘を增加せり。

公債金は震災善後費の財源に充用すべき公債金の收入少かりしに依り、五千三百四十一萬二百

八十四圓二十八錢三厘を減少せり。

保險會社納付金は大正十三年勅令第八十四號に依り助成金の交付を受けたる保險會社の納付金多かりしに依り、二十三錢を增加せり。

特別會計殘金繰入は臨時國庫證券收入金陸軍營繕費補充資金等殘額の繰入多かりしに依り、百五十七萬三千四百六圓八十九錢一厘を增加せりと雖も、在外國帝國專管居留地特別會計殘金繰入の減少せしに依り五千六百六十三圓四十二錢を減少せしを以て、差引百五十六萬七千七百四十三圓四十七錢一厘を增加せり。

前年度剩餘金繰入は歳計剩餘金の繰入多かりしに依り、三億六千八百十萬七千四百三圓六十錢三厘を增加せり。

戰時利得稅は既往年度未納金の徵收ありし等に依り、八萬六千五百六十八圓八十七錢を皆增せり。

高等諸學校創設及擴張費受入金は、高等諸學校創設及擴張費の財源に充用すべき寄付金の收入ありしに依り、十七萬二千四百圓を皆增せり。

臨時物資供給收入は木材類・鐵物類賣拂代等の收入ありしに依り、六百五十六萬八千九百四圓七十五錢を皆增せり。

建築費寄付金は學校及監獄建築費寄付金の收入ありしに依り、七萬六千百四十五圓を皆增せり。

講和條約實施委員派遣費償還金受入は、講和條約實施の爲派遣せられたる委員に係る經費の償還として對手國より受入たる金額ありしに依り、五萬八千四十九圓二十六錢一厘を皆增せり。

臨時軍事費特別會計剩餘金繰入は、臨時軍事費特別會計廢止に伴ひ剩餘金の繰入ありしに依り千八百八十八萬四千六百二十二圓二十八錢二厘を皆增せり。

第二　歳　出

大正十四年度歳出の決算額十五億二千四百九十八萬八千五百八十九圓七十四錢七厘を以て、其の豫算額十五億八千四十六萬二千十圓に對比すれば、五千五百四十七萬三千四百二十圓二十五錢三厘を減少せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳出の決算額は十億千六百二十八萬九千九十五圓七十三錢九厘にして、之を其の豫算額十億四千二百二萬九千九圓に對比すれば、二千五百七十三萬九千九百十三圓二十六錢一厘を減少し、臨時部歳出の決算額は五億八百六十九萬九千四百九十四圓八厘にして、之を其の豫算額五億三千八百四十三萬三千一圓に對比すれば、二千九百七十三萬三千五百六圓九十九錢二厘を減少せり。

大正十四年度歳出豫算額は十五億八千四十六萬二千十圓なるも、豫算決定後に於て會計法第二十七條・第二十八條及明治四十四年法律第二號に依り前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億二千六百四十八萬八千五百九十五圓十七錢三厘、大正十四年法律第三十四號に依り臨時軍事費特別會計の豫算殘額を移換へたるが爲め千七百七十萬六千三百五十八圓七十五錢七厘、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありしが爲め五百四十三萬八千百七十三圓、合計一億四千九百六十三萬三千百二十六圓九十三錢を增加せり。依て右歳出豫算額及豫算決定後增加額を合計すれば十七億三千九萬五千百三十六圓九十三錢にして、同年度支出濟額は十五億二千四百九十八萬八千五百八十九圓七十四錢七厘、同年度に於て支出を終らずして翌年度に繰越したる金額は一億六千四百六十五

萬二十九圓七十五錢四厘なるを以て、差引四千四十五萬六千五百十七圓四十二錢九厘の不用額を生せり。今翌年度繰越及豫算不用に係る重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）　翌年度繰越

復興事業費貸付・震災貸付・兵器の製造修理・防火地區建築費の補助・航路の補助・其他營繕土木の工事等に關し、天候不良其他避くべからざる事故に依り事業を遲延し、又は豫定の計畫を遂行すること能はざるものありし等の爲め、年度内支出を終らざりし經費にして、會計法第二十七條に依り翌年度に繰越したる金額は二千九百八十八萬二千五百圓九十三錢九厘なり。又帝都復興事業・震災復舊及新營電信及電話の擴張・國防充備及軍備補充・其他河川及港灣修築等の繼續事業にして、天候不良其他の事故に依り豫定の如く事業進行せざるものありしが爲め、會計法第二十八條に依り翌年度に繰越したる金額は九千八百三十一萬九千三百二十圓三十七錢五厘なり。更に又公共團體の經營に係る工事の經費に對する補助にして、年度内支出を終らざりし爲め、明治四十四年法律第二號に依り翌年度に繰越したる金額は三千六百四十四萬八千二百八圓四十四錢なり。以上翌年度繰越額の合計は一億六千四百六十五萬二十九圓七十五錢四厘なり。

（二）　豫算不用

電信料等の支出少かりしが爲め、在外公館の經費に於て不用に歸したる金額は五十一萬三千百四十二圓二十九錢、復興事業施行に要する經費にして現金に代へ公債を以て交付したるが爲め、帝都復興事業費に於て不用に歸したる金額は千七百七十二萬七千八百六圓四十錢、防火地區建築費補助の支出少かりしが爲め、復興事業費補助に於て不用に歸したる金額は百八十九萬六千六百三十五圓四十九錢、地方復興事業債利子補給の支出少かりしが爲め、復興事業債利子補給に於て不用に歸したる金額は百三萬五千九百七十七圓十五錢、大藏省證券の發行を要せざりし等の爲め、國債整理基金繰入に於て不用に歸したる金額は九百二十九萬九千四百五十四圓十四錢、雜給及雜費等の支出少かりしが爲め、陸軍省所管軍事費に於て不用に歸したる金額は百十六萬千二百二圓九十六錢、俸給等の支出少かりしが爲め、海軍省所管軍事費に於て不用に歸したる金額は八十七萬五千四百七十四圓七錢三厘、遞信事業費等の支出少かりしが爲め、遞信費に於て不用に歸したる金額は九十六萬七千六百五十六圓四十二錢二厘、事業費等の支出少かりしが爲め、無線電信施設費に於て不用に歸したる金額は五十九萬千三百十圓八十七錢、以上の外諸般の經費に於て不用に歸したる金額は六百三十八萬七千八百五十七圓六十三錢四厘にして、以上豫算不用額の合計は四千四十五萬六千五百十七圓四十二錢九厘なりとす。

大正十四年度に於て大藏省證券發行最高額は五千萬圓の豫定なりしも、實際之が發行を爲さざりき。

大正十四年度に於て會計法第十一條に據り翌年度に亙る契約を爲したる金額は百七十五萬四百二十二圓にして、之を其豫定額四百萬圓に對比すれば二百二十四萬九千五百七十八圓を減少せり。

今大正十四年度決算額と其豫算額とを對照すれば左の如し（圓位以下切捨）。

大正十四年度歳入歳出決算額豫算額對照表

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
歳入			

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
經常部			

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
國有財産收入	四五六、六六六円	四五六、六六六円	円
國有財産賣拂代金	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	円
國有財産賃貸料	五六、六六六	五六、六六六	円
國有財産地代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	円
國有財産家賃	一、〇〇〇	一、〇〇〇	円
國有財産建物賃貸料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	円
國有財産雜收入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	円
官有物拂下代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	円
官有物拂下代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	円
官有地拂下代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	円
官有地拂下代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	円
雜收入

第二十四節　大正十四年度歳計

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
諸内税行會衆費、臨内大藏省	六、六二一、二五七円	六、〇二〇、〇〇〇円	五六一、二五七円
諸内税行會衆費、臨内大藏省 大藏省所管 合計	四〇、三二二、〇〇一円	三〇、〇〇一、〇〇〇円	一〇、三二一、〇〇一円
諸補償費	三、三六六、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三六六、〇〇〇円
諸補償費、臨内大藏省	三、三六六、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三六六、〇〇〇円
諸補償費、臨内大藏省 大藏省所管 合計	四三、六八八、〇〇一円	三三、〇〇一、〇〇〇円	一〇、六八八、〇〇一円
諸補償費、臨内大藏省	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
諸補償費、臨内大藏省 大藏省所管 合計	四四、六八八、〇〇一円	四四、〇〇一、〇〇〇円	六八七、〇〇一円
諸補償費、臨内大藏省	〇	〇

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
諸費	円	円	円
田大修公	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△一、〇〇〇
金學分立	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△一、〇〇〇
及繕學	三、〇〇〇	三、〇〇〇	△三、〇〇〇
學校	八、〇〇〇	八、〇〇〇	△八、〇〇〇
金職	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△一、〇〇〇
員	〇	〇	〇
年	〇	〇	〇
功	三、〇〇〇	三、〇〇〇	△三、〇〇〇
加	四、〇〇〇	四、〇〇〇	△四、〇〇〇
費

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
大藏省臨時軍費特別會計	三、六六、〇四四、四四四円	三、六六、〇四四、四四四円	円
臨時國庫金取扱費	六、六五〇	六、六五〇	〇
臨時海外通信費	三、六六、〇四四、四四四	三、六六、〇四四、四四四	〇
地方制度及財政調査費	一、八九一、五四〇	一、八九一、五四〇	〇
社會事業調査及奬勵費	二、八九〇、〇四〇	二、八九〇、〇四〇	〇
統化事業調査及奬勵費	一、九一〇、五四〇	一、九一〇、五四〇	〇
地方廳改革費	四、八〇五	四、八〇五	〇
工場及鑛業衛生取締費	五、四四〇、〇〇〇	五、四四〇、〇〇〇	〇
移民保護及奬勵費	三、〇六〇	三、〇六〇	〇
土地調査費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
國有財産整理費	三、三一〇、〇六〇	三、三一〇、〇六〇	〇
國債及那債償還費	三、六六、〇四四、四四四	三、六六、〇四四、四四四	〇
國債及那債利子補給費	三、六六、〇四四、四四四	三、六六、〇四四、四四四	〇
國債及那債償還

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
退職特別賜金	一、六六七、〇〇〇円	一、六六七、〇〇〇円	円
退職特別賜金	四、四五五、〇〇〇	四、四五五、〇〇〇	〇
退職賜金	一、六六七、〇〇〇	一、六六七、〇〇〇	〇
臨時軍事費	四、三二一、七五五	四、三二一、七五五	〇
臨時軍事費	一、三三一、八三三	一、三三一、八三三

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
退職特別賜金	二、三三、三三円	一、六、七五円	△ 四、四一、九一円
在勤手當其他臨時加給	四、一一一	三、一〇三	九、〇九
海外漁業取締費	四三、〇一一	四五、〇〇〇	△ 九、九九
臨時外國行諸費	三、九、五五	四、一、六六	△ 一、七三
臨時蓄牛傳染病豫防費	七、六、三五	一三、八、〇〇	五七、七、一五
漁業及臨時船舶天然記念物保存費	一一一、三六六	〇	一一一、三六六
災害臨時木材伐採費	四五、三一九	〇	四五、三一九
災害臨時費	二八、二六四	〇	二八、二六四
合計	三一、五〇、九九九	二〇、八五、五一五	一、四五、四五〇
商工省所管			
産業奬勵費	三、五五、三六六	三、一九五、八六五	三七、七三一
研究所費	三五六、五六二	三五七、一〇一	△ 六四〇
調査及試驗費	一九、一一七〇	一八、五一六〇	〇一〇、六
營繕費	一五四、一九三	一六一、九〇一	△ 七、七〇八
臨時整理費	一、一四七、〇六〇	一、三三五、〇〇〇	△ 一七七、九六〇
製鐵所擴張費	三七、三三九	三七、三三〇	△ 一
軍需工業研究奬勵金	二一、〇〇〇	九、〇〇〇	三一、〇〇〇
震災復舊及新營費	四六四、一六〇	四二、八二三	△ 一八、六三五
震災地産業復興助成費	六四七、九三一	一、一〇〇、〇〇〇	△ 五三、〇〇七
臨時恩給事務取扱費	九、二九	九、二九	
退職特別賜金	三六、〇〇〇	六四、九三五	△ 三五、九三五
在勤手當其他臨時加給	一、六、一五	七、六〇	二、四九一
震災復舊及新營費	五、七二、一四一	四六、四二、三六六	△ 二、三九、九五
器具機械設備費	一四、五五五	二、九、〇〇〇	八、九八
無線電話施設費	二、五、九八	一、九、〇〇〇	八、九八
臨時外國行諸費	四、一六六	四、一二二	△ 一、七三
海外漁業取締費	四四、〇一一	四五、〇〇〇	九、九
在勤手當其他臨時加給	四、一一一	三、一〇三	九、九
臨時外國行諸費	三、九、五五	四、一六六	△ 一、七三
臨時蓄牛傳染病豫防費	七、六、三五	一三、八、〇〇	五七、七、一五
漁業及臨時船舶天然記念物保存費	一一一、三六六	〇	一一一、三六六
臨時木材伐採費	四五、三一九	〇	四五、三一九
臨時費	二八、二六四	〇	二八、二六四
合計	三一、五〇、九九九	二〇、八五、五一五	一、四五、四五〇
逓信省所管			
補助電信電話營繕費	六、九三四、一一六	七、一八五、七六六	△ 三六一、六五〇
航路標識營繕費	一一三、六九八	一一三、七〇一	三
營繕費	八九、一五三	九、六、六七四	△ 一六〇、四七四
電話交換擴張費	三一、四三一、三六六	三七、〇〇〇、〇〇〇	△ 四、三六六、六三四
電信擴張及改良費	一、七九、四三一	一、〇〇〇、〇〇〇	△ 三六〇、九八八
無線電信施設費	九八、三三	一、〇〇〇、〇〇〇	△ 一、七七七
船舶試驗渠設置費	一三、六六	六〇、〇〇〇	一三、六六
造船鐵材調査費	四、七、九八	五〇、一三九	△ 五八一
臨時恩給事務取扱費	九、二九	六四、九三五	△ 五五、九三五
退職特別賜金	六、〇〇〇	六四、九三五	△ 五八、九三五
在勤手當其他臨時加給	一、六、一五	七、六〇	二、四九一
臨時外國行諸費	九、〇四五	九、〇四五	四五
退職特別賜金	六、〇三五	七、六八	一、四六六
學資其他臨時加給	一一〇	四三三	六三三
商品陳列費補助	三、三四七	〇	三、三四七
商品陳列費補助ア	三、三四七	〇	三、三四七
合計	二四〇、〇一一、九	二一〇、八四九、九	三〇、一一一

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
震災造船備費	一三七、七六円	三〇、〇〇〇円	△ 一九、一三四円
復興用鋼材製			
覽國博覽會參同費	三七、一一七	三九、〇九一	△ 一、九六六
國博覽會參同費美術工藝			
港商品陳列費補助	三六、五五〇	三六、五五〇	〇
臨時外國行諸費	九、〇四五	九、〇四五	四五
退職特別賜金	六、〇三五	七、六八	△ 一、四六六
學資其他臨時加給	一一〇	四三三	△ 三五三
商品陳列費補助ア	六七、一五〇	〇	六七、一五〇
商品陳列費補助ア	一一、四七	〇	一一、四七
合計	二一〇、八四九、九	二一〇、八四九、九	
豫備費	一、三三、六八六、六九	一、三三、六八六、六九	
豫備費	五八、六九、四四	五八、六九、四四	
總計	二、五三、九八、六九	二、五三、九八、六九	
賠償金	二〇、三一六	三一、〇〇〇	△ 一、六八四
訪問飛行費	二七、〇九九	三〇、〇〇〇	△ 九二一
歐米飛行費補助費	八四、〇一一	七〇〇、〇〇〇	一五、六〇一
本邦株式會社出資	四五、四三	四六、〇七一	△ 五九九
郵便貯金事務取扱費	四、一〇三	〇	四、一〇三
郵便貯金事務取扱費	八、八〇、一六六	九、八〇、一六六	△ 一、四九、一六九
郵便貯金事務取扱費	五〇、九四四	一〇〇、三四一、〇〇〇	△ 四九、三五六
總計	一、五四、六八、六九	一、六〇、四二、〇一〇	△ 五五、四三、四三一

第三章　一般會計

第二十四節　大正十四年度歳計

『決算委員會に於て愼重審議を盡したる結果、會計檢査院の檢査報告に係る大正十四年度一般會計檢査院の報告を是認したるもの及決算特別會計を通じ批難件數百五十六件の中、政府が會計檢査院に於て愼重審議を行ひし結果、一般會計歳入に於て歳入歳出を混同したるもの一件、同歳出に於て租税の徴收に當り措置其宜しきを得ざるもの二件、監督其宜しきを得ず國庫に損失を及ぼしたるもの一件、同歳出に於て借地權の買收に當り措置其宜しきを得ざるもの十五件、租税の徴收過に屬するもの一件を不法なるものと議決し、又一般會計歳入の一件、同歳出に於て歳入歳出を豫算目的外の支出を爲したるもの一件を不法なるものと議決し、其の他二件は政府に對し警告を與ふべきもの、十五件は政府に對し注意を促すべきものと決定したり。三月二十四日決算委員長磯部尙は委員會に於ける審議の經過及結果を本會議に報告せしが、其の中一般會計に關する部分を摘錄すれば大要左の如し。

右大正十四年度歳入歳出總決算は、同年度各特別會計決算臨時軍事費歳入歳出決算並に會計檢査院に於ては愼重審議を行ひし結果、一般會計歳入に於て歳入歳出を混同したるもの一件、同歳出に於て租税の徴收に當り措置其

委員會に於て不法又は不當と決定したるもの七十五件、政府に警告すべきものと決定せるもの二件、政府に注意を與ふべきものと決定せるもの三十五件、政府の辯明を承認せるもの四十四件なり。以下委員會に於ける希望決議を簡單に報告すべし。數年以前より會計檢査院は毎年官吏に對する賞與の支給方を批難し來りしが、本年度に於ては各省に亙り痛切なる批難を加へたり。即ち官吏に對し賞與を支給すること自體は敢て咎むべきに非ずと雖も、之を從來の如く各省俸給豫算の殘額を以て支給することは、各省間に大なる不均衡を生ずるの嫌あるのみならず更に進んで俸給殘額に止まらず事業費・事務費等より流用するに至りては、豫算使用上妥當の處置と認むるを得ず。十四年度決算に現はるる所に依れば、經常部の賞與に就ては大なる不權衡は之を認むるを得ずと雖も、臨時部の賞與に至りては其の支給額甚だ多額に上れるものあり。大藏省所管に於ける或る特別會計に在りては平均二十三割に上るが如き、不權衡の甚しきものなりと云ふに在り。之に對して政府は、目以下の流用は所管大臣の權限に在るを以て、他の目より慰勞金に流用することは會計法上何等違法に非ず。又臨時部に於ては當該部局員以外に對し賞與を支給すべき場合甚だ多く、例へば國債整理基金の如きは大藏省所管に屬するものなれども、近時國債非公募の方針を採用して公債は多く郵便局に於て賣出を行はしむる關係上、國債の募集に關係する者は大藏省よりも寧ろ遞信省に多數存するの狀況にして、此等遞信省に於ける關係者に對しても、國債整理基金より賞與を支給せざるべからざる結果、自然總額に於て多額に上れるものにして、事實に於て二十數割の賞與を支給せらるるが如き官吏などある可き筈なく、各省を通じ少きは一割内外、多くも二割見當なりと辯明せしも、豫算の使用其の當を得ざるの批難に至りては政府は之を甘受せざるべからざるものにして、此の點に關し太田信治郎君より完膚なき迄に政府を追窮したる結果、政府も目下行政調査會に於て賞與手當統一の方法に就き調査研究中なるを以て、次年度迄には最善の考慮を費すべき旨を言明したり。仍て委員會に於ては左の如き希望條件を決議したり。

一般特別兩會計を通じ官吏に對し賞與又は慰勞手當として給與したるものの中、豫算の使用其當を得ずと認むるもの少からず。政府は速に適當の方法を講じ、賞與制度の公正を期すべし。仍て將來の爲注意を促す。

右の希望決議を附して、委員會は大正十四年度總決算を承認することとせり。』

本會議に於ては同日及翌二十五日の兩日に亙り討論を交したる後採決の結果、多數を以て委員長報告の通可決確定したり。

貴族院決算委員會に於ては審議の結果、總決算中歳出に於て一件は政府の措置不當なりと認めて左記決議案を議決し、歳出に於て三件は政府の措置穩當を缺くものと認め、更に歳入に於て十八件、歳出に於て十九件、竝に一般會計及特別會計を通じて各省所管賞與慰勞金の給與に係るもの百六十三件は政府に對し將來の注意を促すべきものと認め、其の中官吏賞與及慰勞金の支出に關しては特に左記の如き希望決議を可決し、其の他は總て異議なきものと議決し、三月二十四日決算委員長は之を本會議に報告せしが、本會議に於て採決の結果異議なく委員會議決の通可決確定したり。

一、貴族院は大正十四年度歳入歳出總決算歳出臨時部内務省所管第三十款帝都復興事業費第一項東京復興費中、復興局に於て東海土地興業株式會社より材料置場として東京府品川町八ッ山下

埋立地の借地權買收に當り、巨額の代金を支拂ながら契約を解除し、其後別箇の賃借契約を爲すも未だ土地を使用するに至らざるは、其措置宜しきを得ざりしものにして不當なりと議決す。

一、官吏に對する賞與及慰勞金は從來其所屬官廳に依り多大の相違あり、一般會計特別會計を通じ其支給の跡を觀るに、俸給決算年額の割合は一方に七割又は二十三割八分を給與するものあるに拘らず、他面一割乃至一割二分に過ぎざるものありて、支給率の均衡を得ざるのみならず、其資源に付ても穩當と認むるを得ざるものあり。政府は速に適當の方法を講じ、以て給與の衡平を保持せられむことを望む。

第二十五節　大正十五昭和元年度歳計

第一款　豫　算

第一項　豫算案の大綱

前年度に於て極力行政財政の整理緊縮を圖り、以て財政の基礎を鞏固ならしむるに努めしも、財政經濟の現狀に鑑み尙從前の方針を持續するの必要を認め、大正十五年度豫算は前年度同樣緊縮を旨とし、大體左記の方針に依り之を編成したり。

(一)歳出豫算の財源たるべき公債の發行額は前年度同樣一般會計及特別會計を通じて一億五千萬圓とし、且之を一般市場に公募せざること。

(二)歳入に著しき增減なからしむる範圍内に於て稅制整理を行ひ、以て國民負擔の公正を期せしこと。

(三)現行關稅定率は現時の經濟界の實情に適合せざるを以て、之が一般的改正を爲すこと。

(四)小學校敎員俸給國庫負擔額の增加、健康保險法實施に關する經費、陪審法施行準備に要する經費の增加を計上し、多年の懸案を解決すること。

(五)貿易の振興、移殖民の保護奬勵及外國航路の擴張を計り、以て國際貸借の改善に資すること。

(六)社會政策的施設に關しては健康保險法實施、移殖民保護奬勵の外、小作調停に關する經費の增加家計調査・自作農維持創設計畫に就き夫々經費を計上し、尙歳入の方面に在りても前述稅制の整理に當り特に社會政策的見地に重きを置きしこと。

(七)對支借款を整理し、以て之に因る財界多年の病根を除くこと。

(八)北海道拓殖計畫は大正十六年度に於て同年度以降の計畫を樹立することとし、本年度に於ては差向き相當の追加を爲すこと。

(九)朝鮮に於ける產米增殖の計畫を樹て、食糧問題の解決に資すること。

右方針に依り編成したる大正十五年度歳入歳出總豫算の總額は、歳入歳出各十五億九千八百二十九萬千七百八十五圓にして、内歳入經常部十三億六千五百四十九萬九百九十五圓、同臨時部二億三千二百八十萬七百九十圓、歳出經常部十億七千五百四十七萬三百七十六圓、同臨時部五億二千二百八十二萬千四百九圓なり。今之を前年度豫算額に比較すれば左の如し。

區分	大正十五年度豫算額	大正十四年度豫算額	比較 增	比較 減
歳入				

區分	大正十五年度豫算額	大正十四年度豫算額	比較 増	比較 減
歳出 経常部	一、三六五、四九〇、九九五円	一、二九九、三二一、三一八円	六六、一六九、六七七円	〇円
歳出 臨時部	二三二、八〇〇、七九〇	二五〇、四九三、四六八	〇	一七、六九二、六七八
歳出 合計	一、五九八、二九一、七八五	一、五四九、八一四、七八六	四八、四七六、九九九	〇
臨時部 経常部	一、〇七五、四七〇、三七六	一、〇二一、七六三、八〇二	五三、七〇六、五七四	〇
臨時部 臨時部	五二二、八二一、四〇九	五二八、〇五〇、九八四	〇	五、二二九、五七五
臨時部 合計	一、五九八、二九一、七八五	一、五四九、八一四、七八六	四八、四七六、九九九	〇

（備考）前年度豫算額は本豫算額及第五十議會追加豫算額の合算額なり。

大正十五年度歳入豫算中前年度に比して増加したるものに就き、其の事項及金額の主なるものを擧ぐれば左の如し。

經常部

所得税の増加	一一、二二〇、一二九円
營業税の増加	二、一九五、〇六七
資本利子税	一三、五三六、九六七
相續税の増加	二、七四六、一四五
兌換銀行券發行税の増加	二、二三九、七〇四
酒税の増加	一〇、八八三、九七七
清涼飲料税	三、七一一、〇七〇
砂糖消費税の増加	四、七五七、七五八
取引所税の増加	三、六九二、四五二円
關税の増加	六、五五六、一四〇
印紙收入の増加	一、五四三、四六四
郵便電信及電話收入の増加	二六、五三一、四八八
森林收入の増加	二、八七三、五一八
專賣局益金の増加	二一、九三六、三八四
教育改善及農村振興基金特別會計より繰入の増加	二、一八九、三二〇

臨時部

大正十五年度歳出豫算中、新規要求に係るもの及前年度に比し増額したるものに就き、其の事項及金額の主なるものを擧ぐれば左の如し。

所管省	事項	金額 經常部	金額 臨時部	金額 合計	備考
	國有財産整理資金繰入の増加			四、二三八、二九五円	前年度剩餘金繰入の増加　二〇、九九二、八一九
外務省	海防領事館を河内に移し總領事館と爲すに要する經費	三八、八三三円	三〇、〇〇〇円	六八、八三三円	
外務省	商務職員増員に伴ふ經費	一〇一、五〇一	四〇、〇〇〇	一四一、五〇一	
外務省	移民保護奬勵に關する經費	〇	二六〇、九四〇	二六〇、九四〇	
外務省	在外兒童教育費補助の増加	〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
内務省	健康保險法實施に關する經費	一、一三六、〇七六	三四八、八六七	一、四八四、九四三	
内務省	小作調停に關する經費の増加	四九、四八五	〇	四九、四八五	
内務省	郡役所廢止に伴ふ善後處置に關する經費	八二、六〇八	四一、一七五	八二、七八三	經常部に在りては他方に於て減額すべきもの一、三六、六四三圓あるを以て、差引三二、〇三五圓の減額となるの計算なり。
内務省	沖繩縣財政救濟に關する經費	六四、〇〇〇	〇	六四、〇〇〇	
内務省	那覇港修築費補給追加	〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	總額七三五、〇〇〇圓を追加し、大正十五年度以降五箇年度間に補給するものなり。
内務省	長崎港修築費補助	〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	總額四五〇、〇〇〇圓にして、大正十五年度以降十箇年度間に補助するものなり。
内務省	警察電話架設費補給に要する經費	〇	三七二、〇〇〇	三七二、〇〇〇	
内務省	治水事業費の追加	〇	一、〇一四、八〇〇	一、〇一四、八〇〇	總額三五、三〇二、八〇〇圓を既定繼續費に追加し、大正十五年度以降十四箇年度間に支出するものなり。
内務省	北海道拓殖費の増加	〇	二、八三〇、〇〇〇	二、八三〇、〇〇〇	
内務省	消化器傳染病及寄生蟲病豫防撲滅實驗に關する經費	〇	三一、三〇〇	三一、三〇〇	

所管省	事項	金額 経常部	金額 臨時部	金額 計	備考
	移殖民保護及奬勵費	〇円	一、四五〇、〇〇〇円	一、四五〇、〇〇〇円	
	山陰地方震災復旊費付金	〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
大蔵省	稅制整理に伴ふ内國稅徵收費の增加	一、三〇〇、四八七	〇	一、三〇〇、四八七	七二一万四一千の円に於て減額あるも以て減額となるを以て差引の計算なり。二、〇六三、六四八、七二一
	諸拂戾及補塡金の增加	一、五五、六三	〇	一、五五、六三	
	對支借款關係債務整理に要する經費	三、九一七、三二	三、一二三、一五	七、〇四〇、五〇六	
	議院建築費既定年割額繼上に依る增加	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	總額繼續大正五年度に於て一万円の減額なるも、其の翌年度以降三箇年間の繼續費上費ならざる年度に互り繼續年數を二十年に延長したるに伴ふ年度割の減額なり。
	造幣局工場其他改築に關する經費	〇	一七、〇六八	一、七〇六	
	横濱稅關棧橋上屋新營に關する經費	〇	三四五、九三	三四五、九三	
	農事試驗場建物其他新營に關する經費	〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	總額大正五年度以降三箇年間の繼續費總額に對して、大正十五年度以降三箇年間の繼續費總額に對して、大正十五年度以降三箇年間の繼續費總額に對して、大正十

所管省	事項	金額 経常部	金額 臨時部	金額 計	備考
文部省	小學校教員俸給分擔金の增加	円 二〇、〇〇〇、〇〇〇	円 〇	円 二〇、〇〇〇、〇〇〇	
	師範教育改善に關する經費の增加	一、四七〇、七〇〇	〇	一、四七〇、七〇〇	
	青年訓練費補助に要する經費	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
	成人教育施設に要する經費	五〇、九〇〇	〇	五〇、九〇〇	
	農村教科書編纂に要する經費	二四、五八〇	〇	二四、五八〇	
	一年現役服役教員俸給支出金	六二、八四四	〇	六二、八四四	
	設上に要する經費	二二、八一〇	〇	二二、八一〇	
	東京、京都、東北各帝國大學講座增設に要する經費	五二、四九〇	〇	五二、四九〇	
	啓上費	〇	一六、三二一	一六、三二一	
	氣象臺擴張費	〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	總額一億九〇〇、〇〇〇圓ニシテ、大正三年度以降三箇年間ノ繼續費ナリ。
	大學及直轄學校防火施設に要する經費	〇	七四、一四二	七四、一四二	
	航空研究試驗に要する經費	〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
	宗教制度調査に關する經費	〇	三〇、四七〇	三〇、四七〇	
	汎太平洋學術會議費補助	〇	二一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	
	新東京帝國大學醫院內科物理療法病室其他啓費	〇	一五、〇八〇	一五、〇八〇	
農林省	自作農創設維持に關する經費	六四、一四四	〇	六四、一四四	
	機船底曳網漁業取締に關する經費	二九、〇三五	一九五、〇〇〇	二二四、〇三五	
	馬鈴薯の傳染性貧血並骨軟症の研究に關する經費	二三、四七七	〇	二三、四七七	
	生絲檢査所事業擴張に關する經費	二五、九七〇	〇	二五、九七〇	
	用排水幹線改良事業費補助費の增加	〇	三五、七五五	三五、七五五	
	開墾奬勵費の增加	〇	一二八、〇〇〇	一二八、〇〇〇	
	水產增殖奬勵に關する經費	〇	二四四、六六八	二四四、六六八	
	農村振興に關する經費の增加	〇	七二〇、四四八	七二〇、四四八	
	沖繩縣產業助成金	〇	五九、三〇三	五九、三〇三	
商工省	關工業試驗所中間工業的試驗設備の充實に關する經費	一七、三四八	一九、三四〇	三七、六八八	
	工業試驗所用放射研究室設置に關する經費	一七、四六八	一八、〇〇〇	三五、四六八	
	鑛物精錬研究奬勵に關する經費	〇	一〇八、三三一	一〇八、三三一	
	貿易振興に關する經費	〇	六〇七、三五	六〇七、三五	
	經濟時報事業研究所事業進捗に伴ひ要する經費	〇	二四三、五六六	二四三、五六六	
	低溫タール精製研究に關する經費	〇	九、二六四	九、二六四	
逓信省	航空法實施に伴ふ經費	一五、一一四	〇	一五、一一四	
	放送無線電話の監督に要する經費の增加	四四、九五五	七六、〇〇〇	一二〇、九五五	
	通信機關の增設擴張に要する經費	一四一、五六九	四二、八三一	一八四、四〇一	
	短波長電波に依る通信裝置に要する經費	二四、六二一	九〇、〇〇〇	一二四、六二一	
	電氣工作物定期檢査に關する經費の增加	五四、〇〇一	一二、八四〇	六六、八四一	
	日本無線電信株式會社交付金	一、〇〇一、九六六	〇	一、〇〇一、九六六	
	恩給の增加	五、一二四、七一五	〇	五、一二四、七一五	
	阿弗利加航路補助	〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	

所管省	事項	金額			備考
		經常部	臨時部	計	
		円	円	円	
	支那沿岸航路北方線補助	0	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	大正十五年度以降三箇年間補助するものなり。
	大阪那覇線航路補助	0	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	同上
	航空奬勵金の增加	0	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	同上
	郵便貯金の局所外預入事務取扱に要する經費	0	六〇五、三七五	六〇五、三七五	

大正十五年度に於て新に要求に係る繼續費は二千六百二十八萬七千七百七圓、既定繼續費に對し新に追加を要するもの八千七百六十一萬七千二百八十八圓、既定繼續費に對し減額を要するもの七百五萬八千八百十二圓、增減差引增加額一億六百八十四萬六千百八十三圓にして、之を大正十五年度以降の既定繼續費總額十九億四千八百五十一萬九千九十五圓に加ふるときは、大正十五年度以降の繼續費の總額は二十億五千五百三十六萬五千二百七十八圓となるの計算なり。

大正十五年度に於て國庫豫備金は第一豫備金六百萬圓、第二豫備金八百萬圓なり。

會計法第六條の規定に據る大藏省證券及借入金の最高額は、大正十五年度に於ては通じて五千萬圓とす。

會計法第十一條の規定に據り翌年度に亙る契約を爲すことを得べき金額は、大正十五年度に於ては四百萬圓とす。

第二項　豫算の成立及公布

大正十五年度歳入歳出總豫算案は大正十五年一月二十一日第五十一回帝國議會衆議院に提出せられ、同日大藏大臣濱口雄幸は大正十五年度歳計豫算案及財政計畫に關し、衆議院に於て左の演說を爲したり。

『茲に大正十五年度歳入歳出總豫算を紹介して、政府の財政計畫の大要を說明するは余の光榮とする所なり。政府は前年度に於て極力行政財政の整理緊縮を圖り、公債の新規發行額を減少し且つ之を一般市場に公募することを避け、由て以て財政の基礎を鞏固にすると共に、財界の整理恢復を促進するに努めしが、我國財政經濟の現狀に鑑み、本年度に於ても尙從前の方針を繼續するの必要あることを認めたり。然れども年來の懸案にして、國民の福利增進上將又財界の整理上、此際急施を要するものあり、其他緊急已むを得ざる事項亦少からず。而も他方に於て國民負擔の公正を期するが爲め、我國の租稅制度を一般的に整理する必要切なるものありて、是が爲め歳入に於て一時相當の減收を來すことを免れず。仍て大正十五年度の豫算編成に當りては、前年度同樣緊縮の方針を維持すると共に、鋭意是等諸問題の解決に努めたり。右の方針を以て編成したる大正十五年度總豫算は、歳入歳出各十五億九千八百二十餘萬圓なり。歳入に在りては經常部十三億六千五百四十餘萬圓、臨時部二億三千二百八十萬餘圓にして、歳入臨時部の內公債金八千萬圓、前年度剩餘金の繰入一億二千五百十餘萬圓なり。右の歳入豫算を前年度豫算に比較すれば、經常部に於て六千六百十餘萬圓を增加し、臨時部に於て千七百六十餘萬圓を減少し、經常部臨時部を通じて四千八百四十餘萬圓を增加せり。歳入豫算の中經常歳入は、假に現行制度の下に之を見積るときは十四億二百四十餘萬圓となると雖も、稅制整理に依る租稅及印紙收入の減收八千二百四十餘萬圓、同租稅及印紙收入の增收二千二百八十餘萬圓、專賣益金の增加千五

百餘萬圓差引減少四千四百四十餘萬圓を控除し、又關税定率法の改正に伴ふ收入增加の見込七百五十餘萬圓を加算するときは、前述の通十三億六千五百四十餘萬圓となるの計算なり。又歳出に在りては經常部十億七千五百四十餘萬圓、臨時部五億二千二百八十餘萬圓にして、之を前年度豫算に比較すれば、經常部に於て五千三百七十萬餘圓を增加し、臨時部に於て五百二十餘萬圓を減少し、經常部臨時部を通じて四千八百四十餘萬圓を增加せり。然るに前年度豫算十五億四千九百八十餘萬圓に對し、當然の增減額を差引したる減少額及其の他の減少額合せて六千二百八十餘萬圓を存するを以て、新規增加額は一億千百二十餘萬圓となるの計算なり。次に税制整理に關して說明せんに、我國財政の現狀は税制の整理に依りて減税を行ふ餘裕を存せざるが故に、今回の整理は歳入に著しき增減を來さしめざる範圍内に於て、之を行ふことと爲したり。今其綱要を擧ぐれば、第一に直接國税の體系は大體現在の制度を是認して所得税を中樞とし、地租に適當なる改善を加へ、營業税は大正十六年度より之を廢止し、之に代ふるに營業收益税を以てし、新に資本利子税を設け、第二に綿織物消費税を免除し、通行税・醬油税・賣藥印紙税を廢止し、地租に免税點を設け、所得税及相續税の免税點を引上げ、第三に是等の減免税に依る財源を補塡するが爲め、相續税及酒税を增率し、製造煙草の定價を引上げ、清凉飲料税を新設すること等卽ち是なり。而して整理の全體を通じて政府の最も重きを置きたる點は、租税の體系を整へ、負擔の均衡を圖ると共に、現下社會上經濟上の狀況に鑑み、中産階級以下多數國民の負擔を輕減し、社會政策的の效果を擧ぐるに在り。而して之と同時に事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の發展を助成する點に就きても、相當意を用ゐたり。右の整理に依り平年度に於て租税收入の減少するものは所得税法の改正に依り千二十萬餘圓、地租條例の改正に依り二千百七十餘萬圓、織物消費税法の改正に依り二千五百三十餘萬圓、營業税法の廢止と營業收益税法の創設に依り差引四百十餘萬圓、通行税法の廢止に依り千百六十餘萬圓、醬油税則及自家用醬油税法の廢止に依り七百十餘萬圓、賣藥税法の廢止に依り千十萬餘圓、計九千三十餘萬圓にして、其增加するものは、相續税法の改正に依り六百二十萬餘圓、酒税の增徵に依り三千三百八十餘萬圓、骨牌税の增徵に依り五十餘萬圓、煙草定價の引上に依り二千二百二十餘萬圓、資本利子税の創設に依り千四百八十餘萬圓、清凉飲料税の創設に依り四百三十餘萬圓、計八千二百餘萬圓、增減差引八百三十餘萬圓の減少なりとす。右は平年度に於ける增減の計算なるが、其廢税若くは減税に屬するものは、大體に於て直に其結果を現すべきも、增税若くは新税に屬するものは、一時消費減少の關係等に依り、後年度に至りて初めて金額の增加を來すものあるを以て、大正十五年度に於ては前述の如く、增減差引四千四百四十餘萬圓の減少となる計算なり。次に關税率は明治四十三年度の制定に係り、其後多少の部分的改正行はれしと雖も、未だ一回も一般的改正を行ひしことなく、其間著しく變化したる内外經濟界の實情に適應せず、且物價の變動に依り從價税と從量税との間に甚しき不權衡を生ずるに至れり、故に關税率の一般的改正を行ひ、一方原料品は努めて無税とし若くは其税率を輕からしめ、内地重要産業にして今猶發達の道程に在るもの、及新に成立の見込あるものには、外國品の競爭に對し必要なる限度の保護を加ふる方針の下に、適當なる税率を定め、且從量税從價税の不均衡を匡して税率の適正を圖ると共に、他方消費者の利害を考慮し、生活必需品に對しては之に配するに成るべく輕度の税率を以てし、之に依て産

業の發展竝國民生活の安定を期したり。右改正の結果平年度に於て千九百三十萬餘圓の增收を生ずる見込なりと雖も、初年度に於ては稅率の增加するものに在りては、自然相當輸入の減少を免れざるべきを以て、前述の通七百五十餘萬圓の增收に止まる見込なりとす。次に大正十五年度に於て歳出豫算の財源たるべき公債の發行額は、前年度同樣一般會計及特別會計を通じて一億五千萬圓に止め、且之を一般市場に公募せざることと爲したり。今其內譯を述ぶれば、一般會計に在りては震災善後公債八千萬圓、特別會計に在りては、鐵道公債五千萬圓、朝鮮事業公債千五百萬圓、臺灣事業公債三百萬圓、樺太事業公債二百萬圓なり。次に大正十五年度に於て施設すべき重要事項に就きて其大略を說明すれば、市町村立尋常小學校敎員俸給國庫負擔額の增加は朝野多年の懸案にして、國民一般の要望甚だ切なるものあるを以て、政府は前議會に於ける言明に基き二千萬圓を增額して、其年額を六千萬圓とすることとしたり。又健康保險法は大正十一年四月に公布せられしが、爾來數年を閱するも財政其他の事由に依り未だ實施の運びに至らず社會政策上遺憾少からざるを以て、政府は之が實施に關する準備を整へ、愈〻大正十六年一月一日より健康保險の給付を開始することとせり。仍て之に關する經費百六十萬餘圓を大正十五年度總豫算に計上したり。右は初年度に要する經費にして、次年度以降は每年四百六十餘萬圓を要する見込なり。尙政府の施設に係る健康保險事業に關する收入は、經理の便宜上之を特別會計と爲すこととせり。大正七年寺內內閣の當時成立したる對支那政府借款中、有線電信借款吉會鐵道借款前貸・黑吉林鑛借款・滿蒙四鐵道借款前貸及山東二鐵道借款前貸、合計一億圓は、日本興業銀行・臺灣銀行及朝鮮銀行より直接に又は中華滙業銀行を經由して、支那政府に貸付けたるものにして、其資源は之を政府の元利支拂保證を有する興業債券の發行に求めたり。然るに爾來一として元金の支拂を受けたることなく、利子に就ても大部分は受入未濟に屬せり。而して借款の資源として發行せし興業債券の元金は、期限每に政府の保證の下に借換を爲すことを得たりと雖も、利子の支拂に就ては、大藏省預金部より融通を受けたるものを除きては、三銀行の自行の資金を以て充當する外に途なく、其額最近までに二千數百萬圓に上り、爲に三銀行は甚しき窮狀に陷りたり。政府は三銀行竝一般財界の現狀之が解決の遷延を許さざるものあるに鑑み、之が整理を爲すこととし、之に要する經費七百餘萬圓を總豫算に計上したり。右整理に要する每年度國庫の負擔額は爾後漸次增加して、大正十八年度に至り最高千四百餘萬圓に達する見込なり。右の外新規施設に要する經費として計上したる主なるものを擧ぐれば、第一、年來の懸案を解決するものに、陪審法施行準備に關する經費の增加あり。第二、社會政策的の施設に屬するものに、移殖民保護奬勵費・小作調停に關する經費及家計調査に要する經費あり。第三、產業貿易の助成發達を圖るものに、農村振興に關する經費・水產奬勵に關する經費及航路補助の增加あり。第四、地方開發及災害防止に關するものに、治水事業費の追加・北海道拓殖費の增加及沖繩縣產業助成費あり。

顧て我國經濟界の現狀に就て一言すべし。大正十四年の財界は官民一致協力して其の整理恢復に努めしと雖も、未だ不振の域を脫するに至らざりき。然れども之を前年卽ち大正十三年に比較すれば、財界の各方面に於て幾多重要なる變化を生じたり。先づ大正十四年の外國貿易は輸出二十三億五百餘萬圓、輸入二十五億七千二百餘萬圓、合計四十八億七千八百餘萬圓にして、輸

出額輸入額共に我貿易史上の最高記録を示せしが、輸入超過額は二億六千七百餘萬圓にして、前年度に比較すれば實に三億七千九百餘萬圓を減少し、貿易改善の跡極めて顯著なるものあるを示せり。今試に輸出入の内容に就て觀察するに、輸出に在りては前年に比し四億九千八百萬圓を增加せるも、右の中約三億千四百餘萬圓は生絲及綿絲布の輸出增加に基き、又輸入に在りては前年に比して一億九百餘萬圓を增加せるも、棉花の增加三億千八百餘萬圓を除算するときは、其他の貨物は却て一億九千八百餘萬圓を減少せり。外國爲替相場も主として貿易好轉の影響を受け、漸次恢復の歩調を辿れり。即ち對米相場は大正十三年十一月以降三箇月間は三十八弗二分の一の低位を持續せしも、其後徐々に恢復の趨勢に轉じ、殊に大正十四年秋季に入りては、翌春の輸入旺盛期を控へて相場最も軟調を呈すべき時期なるに拘らず、十月下旬以降却て强調を呈し、本年一月十八日遂に四十四弗四分の一に上れり。之を一年前の相場に比較すれば實に五弗四分の三の恢復に當る。次に金融市場の狀勢は大正十四年に入りて漸次緩和の傾向を示し、四月十五日日本銀行は遂に其公定割引歩合を引下げしが、爾來金融界は引續き緩和の趨勢を辿り公債社債等の發行利廻は次第に低下して、高利又は短期債務の有利なる借換容易となり、爲に財界の整理を進捗せしめしのみならず、政府に於ても多年の懸案たる朝鮮銀行及臺灣銀行の整理を遂行せしめて、一般財界整理の障害を除き、以て財界恢復の促進に資する所ありたり。斯の如く經濟界各般の狀勢は漸次改善の傾向を示すに至りしと雖も、未だ俄に樂觀を許さざるものあり。即ち國際貸借の現狀に就て見るに、大正十四年の貿易入超額は前述の如く二億六千七百餘萬圓なるも、之に朝鮮・臺灣の分を加ふれば三億五千六百餘萬圓に上り、而も貿易外の經常的受取超過見込額は一億圓を超ゆること多からざるが故に、國際貸借の調整に就ては前途尙多大の努力を要するものありと認む。又爲替相場は漸次强調に向ひつつありと雖も、之を平價に比較すれば尙一割一分二厘の低位に在り。更に又金融は緩和せりと雖も、其程度たるや僅に日本銀行の公定割引歩合二厘方を引下げ得たるに過ぎざるなり。然るに若し前述の財界變遷の事實を目して、我財界の整理既に了れりと速斷し、延て人心の緊張を失ひ、投機思惑に走り、玆に中間景氣の出現を見るが如きことあらば、一昨年來財界の整理恢復の爲に行ひ來りし我官民の努力を、一朝にして水泡に歸せしめ、我財界をして再び收拾すべからざる難境に陷らしむるに至るべし。政府に於ても右に述べたる見地に基き、引續き消費節約、勤儉力行の奬勵に力め、殊に國際貸借の改善に關して各般の施設を講ずることとせり。即ち先づ國產品の使用其他の方法に依り、極力政府の對外支拂を減少せしむると共に、大正十五年度豫算の編成に際しては一般に緊縮の方針を嚴守したるに拘らず、貿易の振興・移殖民の保護奬勵・外國航路の擴張及朝鮮米增殖計畫等、國際貸借の改善に關する施設に就ては、努めて之が經費を計上することとしたり。尙政府は昨年九月以來內地正貨の海外現送を開始し、今日に至るまでに合計二千六百萬圓を米國に現送し、今後も之を續行する方針なり。此正貨は政府の所有に係り、之に依て政府の海外支拂上生ずべき爲替の差損額を減少すると共に、延て海外に於ける邦貨の信用を增進し、爲替相場の恢復に資する所あるべきを信じて疑はざるなり。然りと雖も爲替相場の恢復は、獨り政府の施設のみに依て其目的を達することを得ざるは言を俟たざる所にして、廣く國民一般の協力に依り國際貸借の改善を圖るが爲に、引續き全幅の力を致すことの緊要なるを感ずるものなり。之を要するに我

國は今や財界の整理漸く進み其恢復の道程に於て最も重要なる時期に際會せり。余は國民一般が政府の意の存する所を諒とし、協同一致此財界轉回の時機に善處し、財界の秩序ある恢復と堅實なる發達とに努力せんことを切望して已まざるなり。終に臨み愼重審議政府提出の豫算に協贊を與へられんことを希望す。』

然るに同月二十八日內閣總理大臣加藤高明薨去したる結果內閣更迭し、同月三十日若槻禮次郎新內閣を組織せしを以て、二月一日政府は議院法第三十條に依り、大正十五年度豫算案を一應撤回の上卽日之を再提出したり。衆議院に於ては豫算委員會に於て質問應答を重ね、愼重審議の結果、特別會計豫算の一部に些少の修正を加へたる上、左記の希望決議を附し、其の他は全部原案の通可決すべきものと決定したり。

自治權の擴張を圖り事務の簡捷を期するが爲に郡役所を廢止するは可とするも、若し夫れ善後の措置其宜しきを得ざるとせば、監督煩瑣に亙り事務の澁滯を來し、經費は却て增加し、地方行政に混亂を惹起する虞あり。故に政府は速に法規を改廢して町村自治の擴張と權限の分配を行ひ、事務を簡捷にし地方の行政上萬遺算なきを期すべし。

二月二十三日豫算委員長藤澤幾之輔は、豫算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『委員會に於て內外百般の政務に亙り委員政府間に行はれたる質問應答の題目は多數に上り、貴族院改革の問題・綱紀肅正の問題・海軍補助艦艇補充の問題・移民の問題・支那關稅會議の問題・日露交涉の問題・外國爲替の問題・金輸出解禁の問題・國民精神作興の問題・國民思想の惡化問題・敎育改善の問題・文官任用令改正の問題・農村振興の問題・小作爭議の問題・食糧增殖の問題・國民生活安定の問題等、擧げて數ふ可からずと雖も、余は此の中特に重要なるもの、卽ち豫算に直接又は間接に關係のあるもの數箇條に就き、紹介を爲すに止めんとす。先づ外交に關する質問に就て述ぶれば、其第一は目下北京に於て開催中の關稅會議に關するものにして、卽ち支那の關稅自主權を尊重することは何人も異議なき所なりと雖も、是が爲に我が對支貿易の上に大なる打擊を被るが如き關稅率を、課せらるる虞なきや否との質問に對し、政府は關稅會議に就ては我が對支貿易をして打擊を受けざらしむることに常に努力を怠らず、支那政府に於ても亦日支兩國の經濟關係の密接なるべきを認め、我國との間に互惠關稅率を協定すべき公約を爲したりと答辯したり。次に滿蒙に於ける我が經濟的發展に關する質問に對しては、政府は右に關しても常に全力を盡しつつあり。又土地商租權問題の解決に就ても現に努力しつつありと答辯したり。次に又對支文化事業の成績に關する質問に對しては、政府は北京に於ける人文科學研究所・圖書館、上海に於ける自然科學研究所等の設立に關する經過を詳細に述べたる上、支那に於ける種々の學校・病院其他文化を助長すべき事業に對しても說明を加へ、且是等の事業の進展に伴ひ經費の增額を要するを以て、從來の一箇年支出制限額二百五十萬圓を三百萬圓に增加すべき計畫を樹て、十五年度豫算に計上したる旨答辯したり。次に內政に關する質問事項に就て紹介すべし。先づ金輸出解禁に關する問題に就ては、本年は昨年に比すれば金の輸出解禁を斷行するも其害甚しからざる狀況に在るものと信ずるも、政府は今日と雖も尙之を斷行して國際貸借の改善を圖る必要を認めざるやとの質問あり、之に對し政府は金の輸出を自由ならしむることは金貨制度の根

本なるを以て、主義としては固より異議なきのみならず、願はくば我國經濟界の改善を圖り、國際貸借を順調ならしめん爲には、一日も之が實現の速かならんことを希望するものなりと雖も、現在の狀態にては尙未だ解禁の域に達せるものと認むるを得ず。卽ち貿易は一昨年に較ぶれば昨年は大に改善せられ、其結果爲替相場も漸次順調に向ひつつありと雖も、右の相場は尙平價を去ること一割內外の開きを有する現狀なるを以て、此の狀態の下に於て金輸出解禁を爲すことは時期尙早なり。尤も金輸出の解禁を爲すべきや否やを定むる標準は、單に爲替相場の高下のみに依るべきものには非ずして、總ての經濟上の狀態を綜合して之を斷ずべきものなりと雖も右爲替相場のみよりするも今日之を解禁するは一種の冒險なりと斷言したり。次に爲替相場の恢復に關聯して一委員は、爲替相場回復の原因は、昨年に於ける我國內地米の豐作及亞米利加への輸出生絲の增加が其の主なるものと認めらるるも、此の爲替相場恢復の結果は原則として輸出減少輸入增加を齎すものにして、爲に將來再び爲替相場の大なる暴落を來す如き虞なきやとの質問を爲せしに對し、政府は爲替相場の回復は歐米各國が我が國力を認めたること、及我が國民の外國品に對する消費の節約、其他種々なる原因が相錯綜したる結果に因るものなるを以て、僅に一の原因の爲に對外貿易が再び逆調に向ふが如きことは今日想像するを得ずと答辯したり。次には曩に濱口大藏大臣の唱へたる說を援用して、政府は通貨收縮に依て物價を調節するの意思ありや否やとの質問ありしが、之に對し政府は物價の調節は時の經濟事情に深く思を致し、且物價騰貴の原因の由て來る所を十分に研究して、之が對策を樹つべきものなり。卽ち物價調節は時代に依り其方策を異にすべきものにして、五年前に於て現大藏大臣が通貨收縮を唱へたりとて、今日經濟事情の如何に拘らず通貨收縮に依り物價の調節を圖るべしと爲すが如きは、洵に單純なる考と云ふべく、現內閣の物價調節策は財政の整理緊縮・國民消費の節約・勤儉力行の奬勵・生活必需品課稅の減免・爲替相場の恢復・公債政策の改善等に依り之を爲すものなりと答辯したり。次に又政府は大正十五年度の豫算は緊縮方針を以て編成せりと稱するも、事實は全く之に反し、之を大正十年度又は十一年度に比較すれば、十五年度は十年度より多きこと一億八千百五十萬圓、十一年度より多きこと一億六千百九十二萬餘圓なり。卽ち其實は全く其名に相反する結果を現はせるに非ずやとの質問に對し、大藏大臣は之に答へて自己の所信を開陳したる後、今試に海軍軍備制限條約の結果に因る縮小額・震災善後費・預金利子手數料・臨時國庫證券特別會計廢止の結果一般會計の負擔となりたる金額・國債の元利拂・恩給年金等を彼此斟酌控除したる上にて、大正十年度の豫算と比較すれば、大正十五年度の豫算は確に二億五千萬圓の減少となる旨說明したり。次は郡役所廢止に關する問題にして、卽ち政府は郡役所廢止に伴ふ經費を豫算に計上せるも、國家行政上重要の機關たる郡役所を廢するは、如何なる理由に基くものなりやとの質問に對し、政府は地方自治の發達促進・町村監督事務の敏活・町村監督の系統整理・經費の節約等の事項を擧げて、郡役所廢止の理由と爲したり。次は自作農維持創定に關する質問にして、其の要旨は政府の立案したる本計畫は甚だ貧弱にして問題の根本に觸れたるものに非ず、政府は更に將來根本的計畫を樹つるの意思ありや否やと云ふに在り。之に對して政府は本計畫が貧弱なりとの非難あるも、簡易保險の積立金は年々歳々增加するものにして、此增加したる金額を運用して、自作農維持創定の爲に貸付くることとすれば、漸次其の規模を擴大することを得

べく、尚能ふべくんば將來貯金局の低利資金をも供給することを得べし。されば今回の計畫は僅に其端緒を開きしに過ぎずして、今後二十五年の後に至れば八萬五百町歩の自作農を創定することを得べし。殊に政府が自作農維持創定に對して努力を拂ふときは、小農又は小作農者は爲に良好なる衝動を受くるに至るべきを以て、本計畫は假令其規模小なりと雖も、決して輕々に付すべき問題に非ずと答辯せり。審議の經過は大要右に述べたる所の如し。次に其結果に就て述ぶれば、去る二十日各分科會主査より何れも原案の通可決せる旨の報告あり、翌二十一日の總會に於て、各分科主査より夫々分科會に於ける經過及結果の報告を爲したる後討論に移り、政友會の東君及政友本黨の松田君は夫々修正案を提出し、且松田君は郡役所廢止に關する希望決議案をも提出したり。憲政會の森田君は政府原案に贊成するの外、松田君提出の希望決議に贊成の旨を述べたり。斯くて採決の結果政友會及政友本黨より提出の修正案の中、大正十五年度各特別會計乙號豫算鐵道省所管帝國鐵道資本勘定中、鐵道建設及改良費の追加額二千六百三十五萬圓中より、下諏訪鹽尻間鐵道建設に關する經費二百五十八萬五千圓を削除する案は可決することに決定し、右以外の政友會の修正案は總て否決せられたり。而して右修正以外の政府原案は全部之を可決したり。尚松田君提出の希望決議は之を可決したり。次で小野義一は修正案を提出して其の趣旨を左の如く辯明せり。

『吾人は豫算返付論を主張することなく、豫算修正案を提出することとせり。右修正案の說明に入るに先ち修正の箇所を述ぶれば、甲號歳出經常部の中、大藏省所管國債整理基金の繰入に於て二百四十三萬八千八百六十一圓を減少し、文部省所管普通教育費に於て百十一萬五千百圓を減じ、海軍省所管艦艇製造費に於て八百萬圓を削除し、更に乙號海軍省所管に於て二千六百十一萬四百圓の繼續費を削除せんとするものなり。而して右の一般會計に於ける減少に對應して、特別會計に於て、國債整理基金の支出二百四十三萬八千八百六十一圓、及文部省所管教育改善及農村振興基金の支出百十一萬五千百圓を減少し、尚特別會計豫算乙號鐵道省所管に於て二百五十八萬五千圓を減少せんとするものなり。次に修正案の內容及其理由を說明すべし。修正の第一點は海軍省所管に於て驅逐艦四隻の建設に伴ふ費用を削除するものなり。吾人は決して驅逐艦建造計畫自體を不必要なりとするものに非ず、國防の充實を必要とし之を重要視することに於て、決して人後に落つる者に非ず。而も尚之を削除する所以のものは、吾人は此計畫を以て不完全なりと認むるを以て、之が立直しを要求せんとするに在るものなり。豫算委員會及分科會に於ける海軍當局の率直なる告白に依れば、海軍大臣は海軍の計畫として當初閣議に於て所謂三億二千萬圓の計畫を諮りし所、閣議に於ては財政上の理由に依て容れられざりしを以て、已むを得ず其の一部を切離して今回提案せる二千六百萬圓計畫と爲し、之を次善の策として決定せしものなるが、之に關聯して、所謂現有勢力の維持を確保するが爲には年々幾何の金額を必要とするやとの委員の質問に對し、海軍大臣は年々少くとも八千八百萬圓の補充費を必要とする旨を言明したり。轉じて委員は大藏大臣に對し、海軍省の必要とする八千八百萬圓の最低金額は將來の財政計畫に於て認められ居れるや否やとの質問を發せしに、大藏大臣は相當金額は見積りありと稱するのみにて、金額に關しては明答を避けたり。此海軍當局の言明と大藏當局の答辯とを綜合して推斷すれば、海軍大臣の所謂最善策と今回提案の所謂次善策との間には、尠く

とも其間に尙歩み寄り得る一種の計畫を提出し得る可能性あることを想像するに難からず。然るに海軍大臣は閣議に於て大藏大臣の一蹴に會ふや、其の理想とする最善策を放棄して直に今回提出の計畫を決定したり。斯くて吾人は此の結果國防充實の上に於て遺憾なきを得るや否やを疑はざるを得ざるに至れり。茲に於て吾人は今回の提案を切離さざる以前に於ける所謂三億二千萬圓計畫の全體に就て詳細なる說明を求めし所、海軍大臣は頑强に之を拒否したり。吾々國民は國家の存在の爲め必要とする經費に就ては、如何なる苦痛を忍ぶも敢て之が負擔を辭する者に非す。然りと雖も之が爲には國防の局に當る者に於て國防の計畫を明確にし、國民の理解と協力とを得て、其の計畫の遂行に當るの態度に出でざるべからざるは言を俟たざる所にして、卽ち國防の民衆化なるものは此に胚胎するものなり。然るに海軍當局が委員會及分科會等に於ける吾人の右の要求を拒否せられしは、國防の爲め慨嘆に堪えざる所なり。斯の如くにして結局今回提案の計畫のみを以てしては、吾人は或は國防充實の上に於て遺憾を來すことなきやを憂ふるものなり。此の見地よりして吾人は海軍大臣が須く責任の重大なるに鑑み、本計畫を更に改訂の上更めて提出せられんことを希望して、之が經費を削除せんとするものなり。修正の第二點は文部省所管師範敎育費補助四百五十萬圓中、百十一萬五千百圓を削除するものなり。豫算委員會に於ける委員の要求に依り政府當局の提出せられたる師範敎育費補助の內譯を見るに、其の中には旣に議會に於て協贊を經たる經費にして、而も議會後文部大臣が院議を無視して協贊の目的以外に使用したる經費百十一萬五千百圓を、再び要求せることを發見したり。右は帝國議會の權威を維持する上に於て、今日再び之に協贊を與ふることを得ざるを以て之を削除せんとするものなり。修正の第三點は國債整理基金の支出中より二百四十三萬餘圓を減少するものなり。右は所謂對支借款整理の爲に政府が大正十五年度中に交付せんとする交付公債額中より、預金部關係のものは爾く緊急を要せざるの故を以て之を削除せるに由るものなり。對支借款に關聯して目下三銀行の窮迫狀態に陷れるに對し、之が救濟案を講せんとする政府の趣旨に對しては、吾人と雖も何等異議あることなし。唯吾人の主張する所は、物には順序あり事には緩急あり、之を對支借款の沿革に照し、又現在進行中なる支那關稅會議の狀況に考へ、今回は姑く當面の窮迫を救濟するの程度に止め、關稅會議の成行如何に依りて更に將來の根本策を講ずることを以て、妥當と爲さざるやと云ふに在り。抑帝國議會が興業債券の借換に際して、其の債務の保證に對し承諾を與へしは、前後二回に上れるも、其の都度政府は議會の質問に對し、將來支那關稅會議開催の上は、支那政府は之に依りて相當の關稅增收を見るべきが故に、之を將來の目途として保證の承諾を與へられたしと答辯し、議會も亦政府の此の答辯を諒として承諾を與へしものなり。此の待望の關稅會議は漸く昨年十月に至り開催せられ、目下其の進行の途上に在り。而して對支借款整理に關する法律案の委員會に於て、政府當局は支那政府に對する貸付金は、多少の歲月は之を要すと雖も之が回收の見込あり、又政府は必ず回收するの方針を以て努力中なる旨を辯明したり。若し政府當局の意見にして、到底回收の見込なきが故に根本的の整理を行ふ必要ありと爲さば卽ち已む。旣に待望の關稅會議は開催せられ、而して政府當局も貸付金回收の見込ありと稱する以上、回收の見込なきことを前提とするが如き案を提出するは、矛盾に非すして何ぞや。人或は云はん、若し今日三銀行の救濟を根本的に解決せざれば

三銀行の不安は除去せられず、隨て財界の病根亦芟除せらるるに至らざるべしと。然れども帝國議會に於て今日三銀行救濟の趣旨を確定する以上は、萬一將來關稅會議の成行に依り貸付金回收の見込なきに至らば、其際に於て帝國議會は適當なる對策を講ずるも遲からず。加之政府提案の如く將來に亙る根本策として、實質上政府が三銀行の債務を肩代りするが如き案を今日確定せんか、或は支那政府は誠意を以て其の債務の履行を爲す上に於て、多少遺憾なる態度を示すが如き虞なしとせず。此の點より考ふるも吾人は今暫く關稅會議の推移を待ち、現下の解決策としては最も窮迫せる狀態の救濟のみに止むることを以て妥當なりと信ずるものなり。修正の第四點は鐵道の建設改良費中より二百五十八萬五千圓を削減するものにして、右は鐵道敷設法の否決に伴ふ修正なるを以て、特に說明する必要なかるべし。以上は修正案の說明の大要なり。次に十五年度豫算に就て一言すべし。今回の豫算編成に關し世上頻に傳へて曰く、大藏當局は各省の新規要求に對し一大斧鉞を加へしと。吾人は此點に於ける大藏當局の努力又は苦心の大なるものありしは、之を諒とするものなりと雖も、此の甚大なる苦心努力の結晶たる豫算が、所謂緊縮豫算なりや否やは別問題に屬す。主觀的判斷を恣にするならば各人夫々觀る所を異にすべしと雖も、客觀的標準に依り判斷するときは、今回の豫算の膨脹豫算なることは、余の過日豫算總會に於て斷定せし所にして、今日も尙此の信念の誤らざるを信ずるものなり。其の然る所以に就きて、余は六箇の前提の下に之を論證すべし。六箇の前提とは、第一は今次の豫算の數字が前古未曾有の巨額に達せることなり。第二は新規要求額の一億千百二十萬圓に上れることにして、右は本議會の劈頭に於て小川鄕太郎君の指摘せし所なり。第三は昨年政府當局が當議會に提出したる概計表に於ける基本標準額十五億八百萬圓に對し、今次の豫算は九千百餘萬圓の增加を示せることなり。第四に大藏大臣は本會議劈頭の財政演說に於て、十五年度の豫算は前年度の豫算に比し四千八百萬圓の增加を示せる旨を說明せり。然れども其の比較の對照たる十四年度豫算には、二千六百餘萬圓の追加豫算を包含せるを以て、今次の豫算卽ち追加豫算を含まざる豫算を前年度豫算と比較するに當りては、前年度豫算も其の中より追加豫算を除外するを以て正當と爲すべし。果して然りとすれば、十五年度の豫算は前年度に比して七千四百六十餘萬圓の增加となるなり。第五に政府當局は世上今次の豫算が膨脹豫算なりとの批難あるを憂へ、其の然らざる所以を說明するが爲め昨年十一月十八日、嘗て政友會內閣時代に編成せられし大正十年度の豫算卽ち十五億六千二百餘萬圓を捉へ來りて比較を爲し、且今次の豫算中には二億二千萬圓の震災善後費を包含せられ居れるも、右經費は特別の取扱を爲すべきものとして之を除算し、斯くて得たる結果を十年度豫算に比較して、一億八千四百萬圓の減少となる旨を聲明したり。之に對して余は豫算委員會に於て、若し震災善後費を控除することを適當と爲さば、同樣に兩年度豫算中より國防費の全部をも控除せざれば權衡を失すべく、且又預金部及臨時國庫證券特別會計に於ける振替勘定をも考慮に入れて、計算を行ふ必要あることを主張したり。斯くして得たる結果は十五年度豫算は十年度に比して遂に一億八千百餘萬圓の增加となるなり。第六には更に前段の計算方法を採るときは、物價調節の見地より國費緊縮の方針を以て編成せられたる大正十二年度の豫算に比較するも、實に一億千四百五萬圓の增加となるなり。以上六個の前提の第一乃至第四の四箇條に就ては、大藏當局は無條件に之を承認せりと

雖も、第五及第六の兩條に就ては容易に承服せざりしが、結局震災費の外に、國防費中海軍軍備制限に依り減少したる海軍費及兩特別會計振替勘定を控除することを是認すると共に、更に進んで義務費に屬する恩給年金及國債元利拂を控除することと爲し、斯くて得たる結果を以て、十五年度豫算は十年度に比して二億五千七百餘萬圓の減少なりと發表せり。是に於て吾人は曩に十一月十八日の聲明に係る一億八千四百萬圓減と、今次の發表に係る二億五千七百萬圓減と、何れが眞なるやに就き疑なき能はず。加之右の如く義務費に屬するもの迄も控除するものとすれば、新規要求の如きも亦已むを得ざるものなりとの理由を以て控除せざる可からざるに至るべし。客觀的標準たる數字の比較を爲すに當り、斯の如く種々の條件を附して種々の費目を控除するときは、結局殆ど總ての費目を控除することとなりて、比較すべきものなきに至るべし。之れ卽ち大藏當局が最初震災費を控除すべきものと爲せるに基因するものにして、結局震災費又は國防費等各種費目を控除することを全廢して、豫算面に現はれたる數額其のものを比較するを以て最も適正と爲すべし。斯くて其の結果は矢張り十五年度に比して三千六百餘萬圓の增加となり、十二年度に比して二億五千萬圓を增加するの計算となるなり。之を要するに客觀的標準より判斷すれば、今次の豫算は實は緊縮豫算に非すして、膨脹豫算なりとの結論を下すことを得べし。但し吾人は膨脹豫算なりとの理由を以て、漫然之に對して豫算返上論を唱ふる者に非ざることは冒頭に述べたる所にして、吾人は議員當然の權能と職責とに鑑み、豫算の內容に立入りて其の必要の有無又は程度を愼重に檢討し、其の結果上述の如き修正の意見を提出せるものなり。賢明なる諸君は必ずや吾人の修正案に贊成せられんことを期待す。』

翌二十四日前會の續きを開き討論に入り、森田茂・中村啓次郎・馬場義興は委員長報告に贊成修正案に反對、東武・山崎達之輔・板野友造は修正案に贊成委員長報告に反對の演說を爲し、次で財部海軍大臣は政府の所見を大要左の如く陳述せり。

『海軍の補助艦製造費追加額削減の理由として小野君の述べられたる中、二箇の點に就きて世上の誤解を避くるが爲め予の所見を簡單に述べんとす。第一の論點は、海軍大臣は當初閣議に提案したりと傳へらるる所謂三億二千五百餘萬圓案を、他の閣僚の一蹴に辟易して之を拋棄し、僅に二千六百餘萬圓の案を豫算に計上したり。斯の如きは一定の國防方針を有するや否やを疑ふものにして、卽ち斯かる案は國防上の不安を來すものと認むるを以て、之に同意することを得ずと云ふに在るものの如し。我が國防方針は大正十一二年の交に於て、陸海兩軍の間に於ける長時日に亙る論議と幾多の研鑽との結果一の成案を得、而して之を嚴肅なる手順を經て確定せるものなり。卽ち大正十一二年當時の海軍當局者は此の國防の根本方針に基き、補助艦艇充實の目的を以て製艦案を立てしが、此の案は幸に第四十六議會の協贊を經て確定し、之が經費の豫算は今正に其實行の途上に在り。此計畫の實行に依りて得べき艦艇を從前より保有せる艦艇に合すれば、補助艦艇の總數は大小合せて三百隻に上るの計算にして、我海軍當局は此三百隻の艦艇を適當に編裝配備し、以て平戰兩時の要求に對し敢て遺算なきを期し居れる次第なり。隨て今日に於ては國防上不安を來すが如き虞決してあることなし。然るに此の三百隻の補助艦艇は固より年々歳々老朽に傾くものにして、之を補充するの途を講せざれば、次第に廢棄せられて其の數を減少するに至るべし。本會議に於て屢〻問題となれる所謂三億二千五百萬圓案なる

ものは、此の減耗し行く艦艇を補充せんが爲の目的に外ならざるなり。最初海軍當局者が三億二千五百萬圓の案を立てたるは正に事實なり。而も之を閣議に提出して他の諸閣僚と共に鳩と攻究論議を遂げたる所、今日の我國の狀況に於ては、之を單り財政上のみならず國家施設の萬般の緩急に鑑みて、斯の如き案を一擧に强行することは適當ならずと認めたり。故に政府は此三億二千五百萬圓案の中、絶對に大正十五年度より著手するを必要とする分のみを豫算に計上することと爲し、其の他の部分に就ては大正十六年度豫算編成の時に至つて徐に攻究調査し、以て國防上缺陷を生ずる如き虞なき最も適當なる案を立つることと決定せしものなり。故に今若し小野君の說の如く、十五年度より此の二千六百萬圓計畫に著手することなく、之を十六年度に延期するときは、其結果は直に一年間國防兵力の缺陷を來すことは明白なるのみならず、一年間を無爲に過すことは工業經濟上にも又工業力維持の上にも、大なる不利を來すものと云ふべし。次に第二の論點は、豫算分科會に於て委員が豫算審議上必要なる事項の開示を求めたる所海軍大臣は頑强に之を拒否したり。斯の如きは國民と共に國防の事に當るの意圖を有せざるものなりとの非難なり。右は事頗る小なるに似たれども、斯かる非難は平素海軍の抱持せる精神と全く背馳するものにして、頗る遺憾とする所なるを以て、玆に一言せんとす。抑國防の事は國家の重大事なるを以て、國防上必要なる事項は普く國民の正當なる理解を得るに努むることの極めて必要なることは、海軍當局の常に忘れざる所なるのみならず、更に願くば國防の如き重大事は、國民の自覺に基き其の發意に依て之が萬全を講ずることを希望するものなり。故に豫算分科會に於ては審議上必要なりと考ふる所のものは努めて之を取集めて提供し、又質問の事項に對しては能ふ限り極めて虛心坦懷に應答したり。現に三億二千萬圓計畫の內容に關する質問に對しても、建造豫定艦艇の種類及隻數に至る迄之を回答したり。唯回答せざりしは其の噸數及豫算の計數のみなるも、噸數の如きは之を回答せざるを可と認め、又計數の如きは全く未定のものなるを以て、何れも之を回答せざりしものにして、余は之を以て正當なりと確信す。』

次で濱口大藏大臣は政府の所見を左の如く陳述せり。

『豫算案の討議が將に終局を告げんとするに當り、政府の所見を開陳することは此の場合必要なりと信ず。大正十五年度豫算の編成に當りては、現在の財政竝經濟の狀況に鑑み整理緊縮の方針を繼續することを必要なりと確信し、其の方針の下に豫算の編成を行ひしも、之と同時に屢述べたる如く、年來の懸案を解決し、或は財界の整理の促進に資し、其の他緊急已むを得ざるものに就きては、之に相當の解決を與へ、以て十五年度豫算の編成を了したり。隨て右豫算は政府に於て今日の場合最も適當なる豫算なりと確信するものなり。然るに政友會の諸君は此の豫算を以て厖大なる豫算となし、或は放漫なる豫算として非難を加へたり。然れども凡そ豫算の緊縮なりや厖大なりやは、其の豫算の內容に就て具體的に之を研究すべきものにして、若し政友會の諸君にして此の豫算案を以て厖大なりと爲さば、宜しく其の厖大なる所以のものを具體的に指摘し、それに依て豫算の修正を行ふこそ責任ある態度なるべし。尤も政友會の諸君は一般會計に就て三點の修正意見を提出せしと雖も、右修正意見は豫算の厖大なりとの理由に基くものに非ずして、他の理由に基くものなり。又政友會の諸君は此の豫算案を以て厖大なる豫算なりと稱する反面に於て、何等積極的方針を加味せずとの非難を加へたり。而も余は政友會の諸君よ

り、其の所謂積極政策なるものの具體的說明を承知するの機會を得ざりしことを遺憾とするものなり。政友會の諸君は獨り其の主張に係る積極的政策の內容を具體的に開示せられざりしのみならず、之に要する財源をも開示することなく、却て反對に地租委讓を主張して、七千萬圓に上る恒久財源を失ふことを主張せられたり。而して地租委讓の財源としては或は關稅の增收を主張し、其の一部分は公債の發行に依ることを主張したり。卽ち換言すれば公債の發行に依りて地租の委讓を斷行せんとするものなり。斯の如き方法を執りて國家の財政を愈〻不安に陷れ、而して尙積極政策の實行を主張せんとするは、甚しき自家撞着に非ずして何ぞや。東君は其の演說中に於て、今日の貿易の逆調を以て經濟上の國難なりと論せられたり。其の用語の點に就きては余は必ずしも同意せずと雖も、其の趣意に於ては全然同感なり。而して若し今日の貿易上の逆調を以て經濟上の國難なりとまで感せらるる以上は、政友會の諸君は宜しく暫くの間積極政策を拋棄せざるべからざるものと信ずるなり。抑〻今日經濟上の所謂國難たる貿易の逆調・國際貸借の不權衡の由て來る所を考ふるに、之れ全く旣往數年間に於ける所謂積極政策の餘弊に外ならず。吾人は今日の經濟界より此積極政策の積弊を排除せんが爲に、斯の如く整理緊縮の政策を實行せんとするものなり。次に又論者は物價の調節に對する吾人の言責の實行せられざることを主張し、其の具體的の事例として吾人が大正七八年頃に主張したる通貨收縮論を指摘し、七八年後の今日に於て之を其の儘實行すべきことを要求したり。憲政會の物價調節に對する大體の方針は、大正十一年の頃之を決定せしものあり、其の方針を玆に簡單に繰返し述ぶれば、第一、中央竝地方に於ける財政を緊縮すること、第二、國民の生活必要品に對する課稅を減免すること、第三、國民全體に對し勤儉力行、消費節約を奬勵することの三箇條なり。此三箇條は卽ち我が憲政會が物價調節の方策として旣に天下に公表せし所にして、今囘朝に立つに及び總て之を完全に實行しつつあり。最後に政友會より提案せられたる一般會計に於ける三箇條の修正意見に對しては、政府は全部反對す。唯特別會計中鐵道省の豫算に對する修正に就ては、政府の原案を是なりと信じたりと雖も、之に關聯したる法律案の否決せられし當然の結果として委員長報告に同意するの外なきものとす。願くは明年度の豫算案に就ては委員長報告の通同意あらんことを希望す。』

斯くて採決に入り、先づ小野義一提出の修正案に付採決したるに、少數にて否決せられ、次で委員長報告に付採決したるに、院議異議なく全部委員長報告の通可決確定したり。

貴族院に於ては二月二十四日衆議院より豫算案を受領し、豫算委員會に於て審議の結果、豫算案全部衆議院議決の通可決すべきものと決定し、三月二十四日豫算委員長伯爵林博太郎は、豫算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『豫算委員會に於ける質問應答の主要なるものを紹介すべし。先づ內政の問題に於て最も重要なるは郡役所廢止問題にして、之に就き政府は大體事務の簡捷、經費の節約、自治の發達の三點より之を主張せるものなるが、之に對する反對側の意見としては、抑〻郡役所廢止は輿論なりや否や蓋し種々の會合を行ひ其の決議を以て輿論なりと稱するもの、必ずしも民衆の意思を代表するものに非ざるべし。更に又郡役所廢止の結果は恐らく各地に府縣の出張所を設置するの必要生ずべく、斯くては結局郡役所の併合と同一の結果に終らざるや否や。又郡役所廢止は事務の

簡捷を齎すと稱すと雖も、寧ろ之が爲め地方的問題の圓滿なる調停又は指導を行ふ機關を失ふことゝなりて、却つて事務の澁滯を來す虞なきや否や。又郡役所廢止の效果として自治の發達を擧ぐと雖も、未だ充分なる自治的精神の發達せざる今日に於て、直に中間的監督機關を廢止することは、却て利己主義の跳梁を來すの虞なきや否や。殊に教育の方面に於ては地方の事情に精通せる郡視學を廢止するの結果、甚しき缺陷を生ずる虞なきや否や等の意見ありたり。第二に國防問題に關する質問は海軍の現有勢力維持の問題なり。即ち明年度豫算には驅逐艦四隻の建造費二千六百餘萬圓を計上せられ居るも、斯の如く單に驅逐艦四隻の建造のみを切離して豫算に計上するは無意義にして、右は必ずや全體の補充計畫の一部なるべきを以て、現在海軍に於て有する補充計畫の全體案を明示せられ度しとの質問に對し、政府は全體的計畫に就ては或は海軍に於て其の私案を存すべしと雖も、未だ閣議に於て決定せしものに非ざるを以て明示の限に非ず。十五年度に於ては驅逐艦四隻を以て國防上充分なりと認めて之を計上せしものにして、其以上の補充計畫に就きては十六年度の豫算編成の場合に調査すべしと答辯したり。第三に教育問題に關しては、師範教育改善問題に就ての質問應答なり。即ち十五年度豫算に於ては之が經費として四百五十萬圓を計上せられあるも、昨第五十議會に於て十四年度豫算を提出せられし際には、貴族院は師範二部の充實に重きを置きて右經費豫算に修正を行ひしものなるが、其の後文部大臣の實行せし所を見るに、何等貴族院修正の趣旨に副ひたる跡を認むるを得ざるは、如何なる理由に依るものなりやとの質問ありしに對し、文部大臣は師範教育改善に關する大正十四年度豫算を實行するに方り、貴族院に於ける議決の趣旨に背く如き結果を生ずるに至りしは、事情誠に已むを得ざるものありしに依るとは云へ、當局者として眞に恐縮に堪へざる所にして、將來十五年度豫算の實行に方りては、貴族院議決の趣旨に從ひ適當の措置を採るを怠らずとの陳謝的答辯を爲したり。第四は財政に關する問題にして、先づ今日國民の負擔は甚だ輕からざるを以て、政府は之を輕減する意思なきやとの質問に對し、政府は今日極力緊縮の方針を以て豫算を編成せるを以て、此以上節減の餘地なしと答へたり。次に豫算に計上せられたる恩給費を合計すれば約一億三千萬圓に達し、豫算總額の約一割に該當するは、餘りに均衡を失するものならずやとの質問に對し、政府は如何にも金額は巨大なりと雖も、之に就ては行政整理の影響に依る點をも考慮する必要あり、殊に恩給制度の改正は大正十二年度に行はれしものにして今日之に著手するは其の時機に非ざるのみならず、此の問題は目下行政調査會に附議せられ居るを以て、之が答申を俟つて解決せんとすと答辯したり。第五は外交問題に關するものにして即ち軍備縮小會議・國際聯盟の現狀・對支借款の善後策・山東還付條約等に就ての質問應答ありたり。第六は産業關係の質問にして、此の中特に重要なるは小作爭議に關するものなり。即ち近時小作爭議漸增の傾向あるに鑑み、小作人同盟・小作地の不返還・小作不納同盟を始めとし思想問題との關係等に就き質問應答ありしも、事は祕密會の内容に屬するを以て玆には省略す。其の他輸出組合・工業組合等に對する低利資金の運用方針、竝に商業會議所法の改正等に關する質問應答行はれたり。第七に交通問題に就ては、航空事業の發達助成・電話の民營・電力供給區域等に關する質問應答行はれたり。斯くて三月十六日に質問を終了し、翌日より豫算案を各分科會に移して審議せし後、三月二十三日豫算委員會總會を開きて豫算案全部の審議に移り、採決の結果

全部原案の通可決したり。尚之と同時に委員竝に分科會より希望決議又は附帶決議提出せられ、何れも可決せられしを以て左に之を紹介すべし。

小作爭議防止に關する希望決議

小作爭議は年々其數を增加し、爭議の內容亦漸次深刻を加へむとす。政府は小作爭議の防止に付き更に一層有效適切なる方策を講じ、以て農民の生活を安定し、農村に於ける敦厚純良の美風の維持振作に努力せられんことを望む。

第三分科附帶決議

郡役所の廢止は地方の狀況に依り反て其行政及自治の運用を凝滯せしむるの虞なしとせず。依て政府は其善後處置に關して深甚の注意を拂ひ、町村民に對し不便を與ふと認めらるる地方には支廳又は出張所を設置する等、適當なる施設を爲し、町村の指導監督上萬遺憾なきを期せられんことを望む。

第三分科希望決議

思想問題の取締に關しては政府の努力は常に消極的不徹底の憾あり。故に政府は今後一層周到なる注意を拂ひ嚴格なる態度を持し、殊に思想善導に對して深甚なる研究を爲し、充分なる理解を以て之に臨まれんことを望む。

第四分科希望決議

政府は海軍の現有勢力を保持し國防上遺憾なきを期する爲め、補助艦艇の製造に付財政との調和を保ち、豫め將來に亙りて適當なる計畫を樹て、來年度の豫算に實現せられんことを望む。

第四分科希望決議

燃料需給に關する政策を確立するは產業竝國防上喫緊の要務なるに拘らず、未だ何等統制ある計畫の實現を見ざるは寔に遺憾とする所なり。政府は速に燃料調査に關する相當の機關を設け、諸般重要事項に關する政策を樹立せられんことを望む。

以上を以て豫算委員會の經過及結果に關する報告とす。』

斯くて採決の結果多數を以て豫算案全部委員長報告の通可決確定したり。

以上貴衆兩院の協贊を經たる大正十五年度歳入歳出總豫算は、裁可を經て大正十五年三月二十七日左表の如く公布せられたり。

大正十五年度歳入歳出總豫算額表

科目	金額	科目	金額	科目	金額
歳入		鑛業稅	四、七五八、三六五円	噸稅	一、三二九、五四一円
經常部		兌換銀行券發行稅	四、五九七、二〇四	印紙收入	八三、六八五、七九九
租稅	八〇五、〇六〇、九六三円	酒稅	二〇七、二六一、二二一	印紙收入	八三、六八五、七九九
所得稅	二〇七、〇七五、三六一	醬油稅	一、二一五、〇九六	官業及官有財產收入	四四六、九三八、二六四
地租	五七、五三三、五四五	清涼飲料稅	三、七一一、〇七〇	郵便電信及電話收入	三三〇、一三四、七六五
營業稅	五九、四七七、六〇一	砂糖消費稅	七四、八五七、一二七	森林收入	四二、一六二、〇一一
資本利子稅	一三、五三六、九六七	織物消費稅	三五、二九四、九一六	專賣局益金	一五二、三二二、六四三
相續稅	一五、五〇九、四三〇	取引所稅	一二、六五三、五八六	印刷局益金	一、九七一、三五〇
通行稅	九七〇、二七九	關稅	一〇五、三八一、二五四	千住製絨所益金	三、一三八

科目	金額
計大ヨ蔵リ省繰預入金部特別令	三、三〇〇、〇〇〇円
計大ヨ蔵リ省繰預入金部特別令	三、三〇〇、〇〇〇円
雑利小校一恩恩税辨償罰許免慰雑	
雑利小校一恩恩税辨償罰許免慰雑	
雑利小校一恩恩税辨償罰許免慰雑

第二章 一般會計	印紙類	二三〇、二〇〇
	庁費	二三六、六六六
	諸費	二六六、二三〇
	内閣官房費	六三、二七三、〇〇〇
	内閣特別會計繰入金	八、〇〇〇、〇〇〇
	内閣恩給費	二、九九九、三三五
	内閣恩給費	三、三三五、六六六
	内閣恩給費	二、二二二、二二二
	内閣恩給費	二、二二二、二二二
	内閣恩給費	二、二二二、二二二

科目	金額
諸支出金	四三〇、〇〇〇
國債在外軍事費	一、三七七、七三二
國債在外軍事費	三三〇、四四

科目	金額
在外移民保護奬勵費給	二、〇〇〇、〇〇〇
講和條約實施費給	三、〇〇〇、〇〇〇
講和條約實施費	三、〇〇〇、〇〇〇
移民保護奬勵費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館設置費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館移轉費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館新營費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館修築費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館購入費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館庭園費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館電話架設費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館電燈設備費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館自動車購入費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館修築費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館臨時費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館臨時條約費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館臨時條約編纂費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館臨時條約理編纂費	三、〇〇〇、〇〇〇
在外公館臨時記錄整

科目	金額
北海道拓殖費	二、〇三〇、〇〇〇円
都市計畫調査費	一、〇三〇、〇五〇
道路改良費	一、四六、四三五
河川橋梁費	三、八七、四三三
港湾費	一、六六、九三三
治水費	二、三四、七七七
森林費	四、一四、六六六
殖産費	七、六六、五六六
拓殖鐵道及軌道公債利子支出金	一、九三三、四〇〇
鐵道港湾費	二、六四、六六六
營繕費	四、七、三七七
營繕費	三、二、九六
營繕費	三、三、三一〇
營繕費	一、七、六四三
營繕費	九、〇〇〇
營繕費	七、六四三
營繕費	六六、〇〇〇
營繕費	三、四〇〇
營繕費	五、六六
修繕費	一、四四、一〇〇
造營費	三、三、六六
神社費	三、三、〇〇〇
神社費	三、四〇、〇〇〇
神社費	二、六四、六六六
神社費	一、九三、三〇〇
神社費	七、六六、七六六
神社費	一、四六、四三五
神社費	三、八七、四三三
神社費	一、九六、九三三
神社費	三、三四、七七七
神社費	四、四、一四五
神社費	四、四、一四五
神社費	六六、六〇、〇〇〇
神社費	五、五、九、三〇〇
神社費	五、二、七、六〇〇
神社費	二、六六、二、七六八
神社費	二、六六、二、七六八
神社費	三、二、九、三三
神社費	六、八、八、二、九、三三
神社費	四、四〇〇、〇〇〇
神社費	四、五〇、七、九三七
神社費	四、五〇、七、九三七
神社費	三、五、三、九六
神社費	一、四、四、一〇〇

科目	金額
式年御造營費	五六、三四円
臨時神社費	一五六、六六
國幣小社神宮修築並境内整理費	三〇、六六
官幣大社境内擴張整理費	一五、〇〇〇
住吉神社境内整理費	一〇、〇〇〇
吉野神宮修築並境内整理費	四〇、〇〇〇
長田神社社殿火災復舊費	六〇、〇〇〇
神職養成及神社調査費	一七、一五一
神職養成及神社調査費	一七、一五一
神社制度調査費	一〇、七七七
神社制度調査費	一〇、七七七
傳染病豫防費	一、一一、六六九
傳染病豫防費	一、一一、六六九
衛生事業調査及奬勵諸費	二〇五、〇九〇
醫薬品試驗費製造及薬刀補	一一五、三四〇
保健衛生調査及奬勵諸費	六、四七七
保健保險法實施準備費	三一、三〇〇
保健保險法實施準備費	四一、一七四

科目	金額
小笠原島水産經營費	五、六六円
伊豆七島水産經營費	一、七六六
間切費	一一〇、六四四
間切費	一一〇、六四四
地方制度及財政調査費	九、〇一四
地方制度及財政調査費	九、〇一四
社令事業調査及奬勵諸費	一一〇、〇〇〇
社令事業調査及奬勵諸費	一一〇、〇〇〇
教化事業調査及奬勵諸費	五〇、〇〇〇
教化事業調査及奬勵諸費	五〇、〇〇〇
地方改善費	五六、五〇〇
地方改善費	五六、五〇〇
及工鑛場業災衛害生殖豫防費	三一、〇六
及工鑛場業災衛害生殖豫防費	三一、〇六
移殖民保護及奬勵費	一、四四、〇〇〇
移殖民保護及奬勵費	一、四四、〇〇〇
臨時救濟費	二四、六七
臨時救濟費	二四、六七
臨時救濟費	二四、六七

科目	金額
臨時震災地住宅事務處辨費	三、三一〇
臨時震災地住宅事務處辨費	三、三一〇
臨時警察費	一、九、四九〇
臨時警察費	一、九、四九〇
震災借入金利子補給	一、七六、二六〇
震災借入金利子補給	一、七六、二六〇
震災地道路改良費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
震災土木費補助	八、五〇〇、〇〇〇
震災復舊費補助	九、五〇〇、〇〇〇
震災復舊費	七、三〇〇、〇〇〇
震災復舊費	七、三〇〇、〇〇〇
震災復舊費	五六、〇〇〇
震災復舊費	一五、〇〇〇、〇〇〇
他神社復舊費	一五、〇〇〇、〇〇〇
官國幣社復舊費	一〇〇、〇〇〇
横濱港復舊及修築費	五〇〇、〇〇〇
相模川外四箇川流域砂防費	四〇、〇〇〇
内務本省其他復舊事務費	一、五〇〇、〇〇〇
震災復舊諸費	二六、二二三
震災復舊諸費	二、二六、〇〇〇
調査及研究費	一、九三、一七四

科目	金額
營繕費	四、六、三三
神社費	一、六〇〇、〇〇〇
戸籍費	三八、六〇
戸籍費	一、〇〇〇、〇〇〇
戸籍費	一、〇〇〇、〇〇〇
戸籍費	一〇〇、〇〇〇
戸籍費	一〇〇、〇〇〇
戸籍費	一、六八、〇八
戸籍費	三〇、八〇〇
戸籍費	三五、三三
戸籍費	一四、六〇〇
戸籍費	三〇、〇〇〇
戸籍費	一、四〇〇、〇〇〇
戸籍費	一、四〇〇、〇〇〇
戸籍費	三八、七〇
戸籍費	三八、七〇
戸籍費	三一、六三

大藏省所管

科目	金額
合計	一、九、四六、一一〇

科目	金額
區劃整理土地處分調査費	三、六六円
簡易國勢調査費	六〇、〇〇〇
失業統計調査費	三〇、〇〇〇
寺院境内地調與審査諮費	八、八五
行政調査會諮費	四〇、三八
調中央諸官廳建築準備調査費	三、六六
家計調査費	五、八四
備岡家家計總計會動員機關設置準備費	三、六〇
特別會計經費補充金	二〇、五三、九二四
朝鮮總督府經費補充金	一五、一三、九二四
國東廳經費補充金	三、〇〇〇、〇〇〇
南洋廳經費補充金	六〇〇、〇〇〇
内閣圖書保存費	一、〇〇六、〇〇〇
内閣圖書保存費	一〇、六五〇
大藏省臨時海外通信費	五、一、三四八
大藏省臨時海外通信費	五、一、三四八
臨時軍事費會計檢査諮費	二、五六
臨時軍事費會計檢査諮費	二、五六

科目	金額
國有財産整理費	三五〇、一六三円
國有財産整理費	三五〇、一六三
四分利付支那債券元利補償	二、六六三、五五元
四分利付支那債券元利補償	二、六六三、五五元
震災復舊諮費	六、四四一、七一
横濱稅關上屋其他復舊費	一、一一九、六六七
稅務署廳舍其他復舊費	一〇六、一一八
他印其貨復興他族稅關舊及費廳舊合費廳合	一三六、六三五
舊局復興局費廳舊及費廳合	二、〇三九、三一六
專賣局所屬工場其他復舊費	一、五七〇、〇〇〇
震災業後令計檢査諮費	一〇、〇〇〇
庫神奈川復興舊場費預發物貯	九二、〇〇〇
陸軍各部隊建造物復舊費	三六三、五五
千住製絨所建造物復舊費	一九一、〇一五
海軍學校其他建造物復舊費	一五六、三五
裁判所復舊費	三五〇、〇〇〇
水産講習所其他復舊費	三四四、一〇一
震災復舊及新營費	二、五七、五六〇
組業試驗所廳令新營費	一四三、〇一三

科目	金額
通信官署其他新營費	二、二四四、九六八円
鑛業護士臨時試驗費	一、七〇〇
鑛業護士臨時試驗費	一、七〇〇
内閣叙勲者名簿整理費	一四、三六〇
内閣叙勲者名簿整理費	一四、三六〇
災害費	七、三三
火流其貨災等他族復興火院災及舊論費刀復來品其他備舊議院備品	三六、〇〇〇
南洋廳令計費地檢査旅費	三、三六八
南洋廳令計費地檢査旅費	三、三六八
對支借款國保債務整理費	三、一三、一五五
對支借款國保債務整理費	三、一三、一五五
地租名簿帳整理補助	二四〇、三五五
地租名簿帳整理補助	二四〇、三五五
合計	四一、八六、三三
陸軍省所管	
營繕費	一、七二四
營令倉庫鎮害其他修繕費	三、〇〇〇
火藥庫其他改府築費	一四、〇〇〇

科目	金額
國有財産整理費	三五〇、一六三円
國有財産整理費	三五〇、一六三
四分利付支那債券元利補償	二、六六三、五五元
四分利付支那債券元利補償	二、六六三、五五元
震災復舊諮費	六、四四一、七一
横濱稅關上屋其他復舊費	一、一一九、六六七
稅務署廳舍其他復舊費	一〇六、一一八
他印其貨復興他族稅關舊及費廳舊合費廳合	一三六、六三五
舊局復興局費廳舊及費廳合	二、〇三九、三一六
專賣局所屬工場其他復舊費	一、五七〇、〇〇〇
震災業後令計檢査諮費	一〇、〇〇〇
庫神奈川復興舊場費預發物貯	九二、〇〇〇
陸軍各部隊建造物復舊費	三六三、五五
千住製絨所建造物復舊費	一九一、〇一五
海軍學校其他建造物復舊費	一五六、三五
裁判所復舊費	三五〇、〇〇〇
水産講習所其他復舊費	三四四、一〇一
震災復舊及新營費	二、五七、五六〇
組業試驗所廳令新營費	一四三、〇一三

科目	金額
測量費	四〇〇、〇〇〇
測量費	四〇〇、〇〇〇
土地建造物整理費	三、九九、七九九
土地建造物整理費	三、九九、七九九
軍用地整備費	三、三三、一三三
軍用地整備費	三、三三、一三三
支那駐屯部隊費	四〇〇、〇〇〇
支那駐屯部隊費	四〇〇、〇〇〇

科目	金額
土地建造物利用費	五、七一、一三三
土地建造物利用費	六〇、一、一九九
研究費	一、三三、三五六
化學兵器研究費	二、四三〇、八九七
軍隊醫院炎研究費	一、三六、一、〇八
外國航空技術者其他招聘費	三、三、一九三
地圖製造費	三、九九、七九九
飛行下地地圖製造費	三、九九、七九九
飛機三ヌ三機等放射線彈道測量費	三五一、一三八
供奉用自動車設備費	三〇、一四六
供奉用自動車設備費	一、〇一四、一〇五

科目	金額
各及演小隊改習射場修繕費	五〇、〇〇〇
各隊改習射場修繕費	三〇、〇〇〇
各部隊及演習場給水設備費	一〇、〇〇〇
沖縄勤務演習場令新築費	一九七、〇〇〇
防禦營造物復舊費	五五、〇〇〇
他陸軍令部隊防禦營造物復舊費	三〇〇、〇〇〇
其千他住復興舊廳舊兵廠建造物其他復舊費	七、六六四
靖國神社震災復舊費寄付金	四、六四〇
靖國神社震災復舊費寄付金	三三、三四〇
土地建造物利用費	六〇〇、〇〇〇
土地建造物利用費	五、七一、一三三
研究費	六〇、三一、一五九
化學兵器研究費	一、三三、三五六
軍隊醫院炎研究費	二、四三〇、八九七
外國航空技術者其他招聘費	一、三六、一、〇八
地圖製造費	三、三、一九三
飛行下地地圖製造費	三、九九、七九九
飛機三ヌ三機等放射線彈道測量費	三五一、一三八
供奉用自動車設備費	三〇、一四六
供奉用自動車設備費	一、〇一四、一〇五

科目	金額
軍備改習射場修繕費	八、五三、一九七
軍備改習射場修繕費	八、五三、一九七
震災復舊費	八、〇一七、八八
震災復舊費	三、〇六六、六六
防禦營造物復舊費	二、四四六、八七七
他陸軍令部隊建造物其他復舊費	二、四〇〇、〇〇〇
其千他住復興舊廳舊兵廠建造物其他復舊費	一〇三、六六
他住復興舊廳舊兵廠建造物其他復舊費	一〇〇、〇〇〇
靖國神社震災復舊費寄付金	一〇〇、〇〇〇
靖國神社震災復舊費寄付金	六、四四〇
土地建造物利用費	六、七四〇
土地建造物利用費	六〇、六九〇
研究費	八、四六
化學兵器研究費	一、九六〇〇
軍隊醫院炎研究費	一三、六四四
飛行下地地圖製造費	三七、一三八
飛機三ヌ三機等放射線彈道測量費	五一、一〇〇
供奉用自動車設備費	三〇、一四六
供奉用自動車設備費	一、〇一四、一〇五

科目	金額
一時賜金	八、五三、一九七
一時賜金	八、五三、一九七
自動車賜金	八、〇一七、八八
退職賜金	三、〇六六、六六
退職賜金	二、四四六、八七七
臨時軍事費	一〇三、六六
退職賜金	一〇〇、〇〇〇
退職賜金及退職手當	一〇〇、〇〇〇
行賞決算及行賞	七、四四〇
行賞決算及行賞	六〇、六九〇
退職賜金	八、四六
賞臨時賜時賞用金軍事及退職手當	七、四四〇
場演習其他場演習他場整射備擊費場及架橋	一、九六〇〇
場演習其他場演習他場整射備擊費場及架橋	一三、六四四
戰用品復興費舊	八、四六
戰用品復興費舊	六〇、六九〇
賞臨時賜時賞用金軍事及退職手當	七、四四〇
行賞決算及行賞	六、四四〇
退職賜金	一〇〇、〇〇〇
退職賜金	一〇〇、〇〇〇
退職賜金	一〇三、六六
退職賜金	二、四四六、八七七
退職賜金	三、〇六六、六六
退職賜金	一、四四六、八七七
自動車賜金	八、〇一七、八八
一時賜金	八、五三、一九七
一時賜金	八、五三、一九七
軍備改習射場修繕費	八、五三、一九七
軍備改習射場修繕費	八、五三、一九七

裏	震
刑	災
務	復
所	興
移	費
築	給
費	費
陸	陸
軍	軍
法	法
施	施
行	行
準	準
備	備
費	費
姫	整
路	理
区	刑
裁	務
判	所
所	移
移	轉
築	費
費	合
陸	陸
軍	軍
法	法
施	施
行	行
準	準
備	備
費	費
刑	刑
務	務
所	所
及	及
其	其
他	他
法	法
令	令
陸	陸
軍	軍
官	官
舎	舎
及	及
官	官
舎	舎
建	建
築	築
費	費
長	熊
崎	本
刑	刑
務	務
所	所
庁	庁
舎	舎
建	建
築	築
費	費
中	宇
間	都
都	宮
刑	刑
務	務
所	所
建	建
築	築
費	費
京	函
都	館
刑	刑
務	務
所	所
建	建
築	築
費	費
岐	釧
阜	路
刑	刑
務	務
所	所
建	建
築	築
費	費
札	旭
幌	川
拘	刑
置	務
所	所
建	建
築	築
費	費
三、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額
合計	三、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
海軍省所管	
軍備補充費	一、〇〇〇、〇〇〇
艦艇建造費	四〇〇、〇〇〇
艦艇製造費	五〇〇、〇〇〇
艦艇補充費	四、三六〇、〇〇〇
軍備補充費	四〇〇、〇〇〇
艦船特定修理費	三〇〇、〇〇〇
艦船整備費	五、九一〇、八〇〇
艦船維持費	三、六〇〇、〇〇〇
水雷二次電池整備費	一〇〇、〇〇〇
艦船無線電信機改造費	一、八〇〇、〇〇〇
艦船改造費	四、八〇〇、〇〇〇
工作艦整備費	三〇〇、〇〇〇
潜水艦二次電池整備費	五〇〇、〇〇〇
軍需品整備費	六〇〇、〇〇〇
事務費	一〇〇、〇〇〇
陸軍建築費	一、三八〇、〇〇〇
防備施設費	三、六〇〇、〇〇〇
工作施設費	三、三〇〇、〇〇〇
水雷施設費	四〇〇、〇〇〇
補助艦製造費	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
軍艦製造費	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
軍備補充費	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
新式兵器採用更新費	一、〇〇〇、〇〇〇
無線火薬更新費	四〇〇、〇〇〇
合計	三、六〇〇、〇〇〇円

第四編　歳計（中）

科目	金額
臨時費	
震災復興費	一、〇〇〇、〇〇〇
測量費	二〇〇、〇〇〇
建築費	三〇〇、〇〇〇
官廳復舊費	三〇〇、〇〇〇
官廳復舊費	七〇〇、〇〇〇
軍需品其他建造物復舊費	七〇〇、〇〇〇
艦艇建造費	一〇〇、〇〇〇
陸軍建築費	一〇〇、〇〇〇
北海方面艦艇建造費	一〇〇、〇〇〇
臨時軍事費	一〇〇、〇〇〇
戦時事務費	一〇〇、〇〇〇
国際水路局費分担金	六〇〇、〇〇〇
国際水路会議委員派遣費	一、〇〇〇、〇〇〇
国際水路会議委員派遣費	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
司法省所管	
法律調査費	一〇〇、〇〇〇
法律調査費	一〇〇、〇〇〇
青森刑務所建築費	一、七〇〇、〇〇〇
大阪刑務所建築費	八〇〇、〇〇〇
裏刑務所移築費	八〇〇、〇〇〇
合計	三、六〇〇、〇〇〇円

第二章　一般会計

第二十五節　大正十五、昭和元年度歳計

科目	金額
國際醫科醫學會議參列費	七、〇〇〇円
補助費	五六、〇〇〇
私立大學補助費	一七、〇〇〇
大東文化協會事業費補助費	一五、〇〇〇
日佛會館事業費補助費	三〇、〇〇〇
汎太平洋學術會議費補助費	二一〇、〇〇〇
鎌倉寶物館建設費補助費	三〇、〇〇〇
時大支學校及金學校圖書館臨時費	四、三一八、五七
帝國大學支出金	三、三四七、五五
官立大學支出金	六六、三一六、九
學校及圖書館支出金	二三、〇五三
震災復興費	四〇〇、〇〇〇
災復舊費等補助費	四〇〇、〇〇〇
震災復舊諸費	四、〇一七、七〇〇
文部本省其他復舊事務費	六六、〇〇〇
東京帝國大學復舊諸費	一、八一八、九五五
東京商科大學其他復舊諸費	九四、一五五
他東京興高等諸學校其工業學校復舊諸費	七六、八〇〇〇
東京高等商船學校復舊諸費	三六、二一〇〇

科目	金額
震災復舊費貸付金	二、七〇、〇〇〇円
公立學校震災復舊費貸付金	二、七〇、〇〇〇
合計	三〇、四一〇、〇二〇
農林省所管	
產業奬勵費	九、八七七、九三一
農事改良奬勵費	二四四、九六
開墾及土地改良費	七、一八〇、一九六
蠶絲業改良奬勵費	二六、九五〇
畜產殖奬勵費	六〇、〇三〇
鎮西羊飼育奬勵費	四八〇、九四〇
林業奬勵費	一〇八、六六五
漁港修築奬勵費	三七七、六一
漁業組合事業改良奬勵費	一一、四六一
水產冷藏奬勵費	四五、六三八
輸出水產物檢査費補助	一六、八〇〇
府縣聯合共進會費	一三、三三
農用機械管理費	五、八五六
補助及補償費	二一四八

科目	金額
水產殖奬勵費	二四四、六六円
農村振興費	三、〇〇七、六〇
俸給	一一六、六六〇
事務費	四四、一三〇
奬勵費	三、一九八、八七
調査及研究費	二四四、〇四四
俸給	四四、六六〇
事業費	一九、四四
繕費	五一七、六八
修繕費	一三一、九四四
家畜傳染病及害蟲豫防費	四四一、一八
家畜傳染病費	三一一、一一四
害蟲費	六一、〇六五
補助費	六〇、〇〇〇
治山水土保護事業費	八四一、六九五
調査及研究費	三六、三一一
監督費	三、六六八
補償費	四〇〇、〇四四

科目	金額
道路費	七、一四四
負擔金	七、一四四
青島牛及獸肉檢査費	四九、七三三
青島牛及獸肉檢査費	四九、七三三
漁業奬勵費	四七、〇〇〇
荒廢林地復興助成費	六五、〇〇〇
農業復舊助成費	五〇〇、〇〇〇
及震災地復興助產成業其他復舊費	一、一九七、〇〇〇
農業奬勵費	一五、九六六
林業奬勵費	一五、九六六
農地復舊及新營費	一五、九六六
漁場整理費	四一、七四四
浩岸整理費	四一、七四四
臨時漁業登錄事務費	九、〇九六
臨時漁業登錄事務費	九、〇九六
臨時漁業免許處分費	五、三六七
漁業免許處分費	五、三六七
國防費	一七六、八四
酒類保護費	一七六、八四
酒類保護費	二九、八三一
酒類保護費	二九、八三一
海外漁業取締費	四五、〇〇〇
海外漁業取締費	四五、〇〇〇
沖繩縣產業助成金	五二、〇三三
沖繩縣產業助成金	五二、〇三三
獵區管理費	三一、六四一
獵區管理費	三一、六四一
臨時外國行諸費	九、八三一
國際農事協會委員派遣費	四、九六
國際森林會議代表者派遣費	四、九六
合計	一九、六八、四七
商工省所管	
產業奬勵費	三、一六、六七
貿易振興費	一四四、一四四
國中央卸市場及出荷補助費	三五、三四四
廣幅織物製造及使用奬勵費	三五、〇〇〇
工業奬勵費	一、一一八、三三
化學研究所補助費	一四〇、〇〇〇
理化學研究費	四九、七三三
重要輸出品檢査費	四九、七三三
翼織業奬勵費	七一、一四四
鑛業奬勵費	三六、三三八

科目	金額
營繕費	三、一六、六七
修繕費	一四四、一四四
新營費	一、四四、九四〇
製鐵所擴張費	一、三五、〇〇〇
修繕費	三五、〇〇〇
繕營費	一、四七、五〇〇
工事場整理費	一、三七、五〇〇
臨時工場整理費	七七、七六六
鑛區調査費	七、三四〇
特許局審査資料整理費	四〇、四四六

科目	金額
貿易振興費	四五、〇〇〇
明治奬勵費	四五、〇〇〇
俸給	五二、〇三三
事務費	五二、〇三三
補助費	三一、六四一
研究費	三一、六四一
調査及試驗費	九、八三一
俸給	四、九六
事務費	四、九六
營繕費	一、四七、五〇〇
繕費	一、四七、五〇〇
修繕費	一〇、四四一
新營費	一、四四、九四〇
製鐵所擴張費	一、三五、〇〇〇
修繕費	三五、〇〇〇
繕營費	一、四七、五〇〇
工事場整理費	一、三七、五〇〇
臨時工場整理費	七七、七六六
鑛區調査費	七、三四〇
特許局審査資料整理費	四〇、四四六

科目	金額
震災復旧及新営費	四〇〇、七六四円
商工業本省共他復旧費	四三、七八八
他業試験所器具機械費	六、九八八
震災地産業復興助成費	五七、七六六
工業復興助成費	五七、七六六
造震災備地復興用鋼材製費	一一〇、〇〇〇
製鐵所費	一一〇、〇〇〇
海外商品陳列費補助費	四〇、〇〇〇
桑港商品陳列費補助費	六、五二〇
念米商品陳列ヲ補助アンス	二、四五二
念米英國國勅博立覽百令五参十同年記	四七、二五〇
念米英國國勅博立覽百令五参十同年費記	四七、二五〇
改正度量衡法施行費	一、〇〇〇
改正度量衡法施行費	一、〇〇〇
特許局審査處分費	六、二三三
特許局審査處分費	六、二三三
臨時外國語参列費	七、〇〇〇
萬國地質學會議参列費	七、〇〇〇
合計	八、四七、三三三

科目	金額
運信省所管	
補助費	七、四二、七三円
海員養成補助費	一〇、〇〇〇
航路助成費	三〇、〇〇〇
電氣用品標準仕様制定補助費	六、九〇二、三四三
船員職業紹介事業補助費	五、三三〇
航路標識復舊費	七、二五〇
私設無線電信通信補助金	三、八〇〇
電信電話營繕費	一〇、〇〇〇
電信電話營繕費	四三、一六三
電信電話營繕費	四三、一六三
航路標識營繕費	一七、〇〇〇
灯台新設費	四六、〇〇〇
二丈岩航路標識新設費	三〇、〇〇〇
修繕費	六、五一〇
修繕費	一六、九〇二
三宮郵便局新營費	九八、五三〇
長野郵便局新營費	二〇、〇〇〇
合計	八二、七三五

科目	金額
新銅路郵便局新營費	八、六四〇円
修繕費	四三、一八五
電話交換擴張費	一四、九三三
事務給費	四、八四〇、〇〇〇
電話擴張及改良費	五六、三三〇
事務給費	四七、八〇〇、〇〇〇
電話擴張及改良費	二、〇〇〇、〇〇〇
事務給費	九〇、〇〇〇
船舶試驗装設費	一、七〇五、八〇〇
船舶試驗装設費	六〇、〇〇〇
造船鐵材調査費	六〇、〇〇〇
造船鐵材調査費	六〇、〇〇〇
貯金奬勵費	六〇、〇〇〇
郵便貯金奬勵費	六〇、〇〇〇
郵便貯金局所外預入費	六〇、三三三
郵便貯金局所外預入費	六〇、三三三
無線電話施設費	五六、〇〇〇
無線電話施設費	五六、〇〇〇
合計	一、五八、三九、七六五

科目	金額
貯金原簿其他復元及整理費	四〇、〇〇〇
物品購買其他設備復舊費	一、七〇、〇〇〇
合計	二四、七九、四四二
臨時部合計	三三、八三、四〇九
歳出總計	一、五八、三九、七六五

新規繼續費表

科目	金額
信民施設費無線電信連絡通費	七、三三八
信民施設費無線電信連絡通費	七、三三八
民設無線電信工事監督費	一三、三〇〇
民設無線電信工事監督費	一三、三〇〇
器具機械設備費	二、八四〇
器具機械設備費	二、八四〇
災害	
震災復旧及新營費	一六、一七〇
信濃石製品無線電信電話施設費	一六、一七〇
被害	三五、〇〇六、三四四
航路標識復舊費	二、八六六、八九四
郵便局令其他新營費	九八、三四〇
電信電話施設費	一三四、一〇〇
合計	二四、七九、四四二
歳出總計	一、五八、三九、七六五

歳計

科目	金額
貯金原簿其他復元及整理費	四〇、〇〇〇
物品購買其他設備復舊費	一、七〇、〇〇〇
合計	二四、七九、四四二
臨時部合計	三三、八三、四〇九
歳出總計	一、五八、三九、七六五

新規繼續費表

科目	總額	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	至自同同三十十九年年度度
走水浦領事館新營費	一三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	〇円	〇円
造船所工場其他改築費	一、一三二、〇八八	一七八、〇八八	四七一、五〇〇	四七一、五〇〇	〇	〇
農事試驗場建物其他新營費	七七、九三三	三四〇、〇〇〇	四一七、九三三	〇	〇	〇
家計調査費	六六一、一九〇	七五、八四九	一三六、三四一	五〇、〇〇〇	〇	〇
職業紹介事務所移轉費及其他新營費	一、四〇三、三四四	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一一、六三二、三四四
宿泊所橋演習場用品整理費及新營費	四、八〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
宿泊所令審場其他延長及整備費	三、三二一、八九九	四九〇、七九九	二、八九一、一〇〇	〇	〇	〇
整理費	五六〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	〇	〇	〇
刑務所移轉改築費	一九〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	〇	〇
京氣象臺新設費	一、八〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	〇
移轉郡役所等工費	一三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇
高等學校擴張費	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	〇	〇

事項	總額	大正十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	自同十九年度至同三十年度
長野郵便局新營費	一八二、七三五円	八二、七三五円	一〇〇、〇〇〇円	〇円	〇円	〇円
釧路郵便局新營費	一八七、六五〇	八七、六五〇	一〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇
合計	三六、八七七、七七七	三、一三五、〇四一	五、八六六、八六四	一、七三、五〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、三三三、四〇一

第二款　追加豫算

大正十五年度總豫算に對する追加豫算案は、第五十一回帝國議會に於て二件提出せられたり。今其の内容及之が審議の經過を説明すれば左の如し。

第一　第五十一回帝國議會提出追加豫算

(一)本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は、歳入歳出各千七百六十三萬五千四百九十八圓にして、其の追加を要する事項金額は左の如し。

歳入臨時部

在伯剌西爾居留民旱害救濟貸付金利子	二一、二五〇円
行政裁判所敷地風水害復舊費寄付金	三、二〇三
利根川及渡良瀬川改修工事其他水害復舊費分擔金	一四四、一六七
國有財産整理資金繰入の增加	二、〇一三、三九二
前年度剩餘金繰入の增加	一五、四五三、四八六

歳出經常部

内務省所管

活動寫眞「フイルム」檢閲に要する經費の增加	三〇、三五一円
精神病院費補助の增加	六三、九六九

大藏省所管

關稅調査委員會設置に要する經費	五二、三七七
關稅定率法改正に伴ひ輸入稅免除品目等追加の爲要する經費	五六、四一六
貴衆兩議院經費の增加	七一、九五九
稅關海港檢疫に關する經費の增加	五一、五〇七
工業用酒精戻稅に關する事務增加に伴ひ要する經費	一六、〇七〇
文部省所管	
新設師範學校長俸給に要する經費	五、三六〇

商工省所管

北樺太鑛業會社監督に關する經費	二九、三三〇
不當廉賣審査委員會に關する經費	一二、八二五

遞信省所管

資本利子稅法施行に伴ひ要する經費	九五、四八八

歳出臨時部

外務省所管

國際勞働會議參列費	一三〇、五六〇
支那關稅特別會議參列費	八七、二三五
在支治外法權調査委員會議參列費	七五、一〇三
日露漁業協約改訂會議參列費	六〇、八一八
國際航空委員會議諸費	七四、〇二六
南洋貿易振興調査費	二四、二九九
波斯地方經濟事情調査費	五六、二〇四
在伯剌西爾居留民旱害救濟貸付金	八五〇、〇〇〇
對獨墺特許權者交付金	八二、二七〇

内務省所管

明治神宮外苑工事施行に關する經費	九、四五〇
府縣災害旅費	一六四、八八八
東京外十三府縣災害土木費補助	三、六二四、〇〇〇
北海道災害復舊に關する經費	八五二、九六二
風水害復舊に要する經費	三二一、七六四
國際道路會議參列費	五、一六一
國際航海會議參列費	一一、〇〇〇
北海道第二期拓殖計畫調査會費	二五、四九七

大藏省所管

稅關檢疫用建物其他新營に要する經費	二五、一三四
内務省活動寫眞檢閲用建物增築其他設備に要する經費	一六、九二〇
世田ヶ谷郵便局新營に要する經費	一三一、六二五
中央諸官衙建築費	二、〇一三、三九二

但し總額一〇、七八一、九三八圓にして、大正十五年度以降三箇年度間の繼續費なり。

私設電話交換裝置改造に要する經費	一四四、三五五
司法省構内敷地整理費	一七九、六九七
金融制度調査會設置に要する經費	二六、〇七六
朝鮮總督府及樺太廳特別會計に於て風水害復舊に要する經費補充金の增加	五、四二二、八一四
風水害復舊に要する經費	四九、四五七
祿高整理公債端金	五、六八七

陸軍省所管

災害復舊に要する經費	六〇〇、〇〇〇

海軍省所管

要塞地帶境域標設置に要する經費	二〇、〇〇〇円
臨時軍事殘務に關する經費	一五、〇七八

司法省所管

喪失國債證券審査會に關する經費	一五、九四七
國際海法會議參列費	六、〇六九
風水害復舊に要する經費	二五、二〇八

文部省所管

濱松高等工業學校電氣周波變更裝置に關する經費	二八、九三〇
國際外科學協會總會參列費	三、四五八
國際冷凍協會總會參列費	七、八六三
九州帝國大學醫學部火災復舊新營に要する經費	六五〇、〇〇〇
高知高等學校水害復舊に要する經費	一三、八二〇
緯度觀測所觀測用機械購入に要する經費	一六、〇八三

農林省所管

畜牛傳染病豫防に關する經費	二一、一一〇

(二)本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は、歳入歳出各千五百八十六萬二千五百十圓にして、其の追加を要する事項金額は左の如し。

歳入經常部

地租條例改正に伴ふ地租の増加	七、五五九、〇七九円

歳入臨時部

國際航海會議參列費	五、五〇〇円
災害復舊に要する經費	三一、五一三

商工省所管

北樺太油田調査助成に關する經費	一〇〇、〇〇〇
國產振興に關する經費	九四、九九九
海外鐵鑛調査に關する經費	一五、八五一
國際工業品規格統一會議參列費	五、二二二

遞信省所管

名古屋驛擴築工事に伴ふ電信電話線路移築に要する經費	一七三、〇七一
中央官衙建築に伴ふ電話線路移築に要する經費	五一、一八三
海底電信線修理に要する經費	六五、三七三
下關電信局電話課附屬舍新營に要する經費	八五、一五〇
米子郵便局本館新營に要する經費	六七、九九五
災害復舊に要する經費	五五三、〇〇〇
國際海法會議參列費	一、五一九
國際航海會議參列費	五、五〇〇

前年度剩餘金繰入の増加　八、三〇三、四三一円

歳出經常部

大藏省所管

地租條例中改正法律案修正に伴ふ內國稅徵收費の増加	三二一、三四二

文部省所管

市町村義務教育費國庫負擔法中改正に伴ふ小學校教員俸給分擔金の増加	一〇、〇〇〇、〇〇〇

歳出臨時部

(三)本議會提出の第三號追加豫算案に計上する所の金額は、歳入歳出各七百七十萬二千八百四十圓にして、其の追加を要する事項金額は左の如し。

歳入經常部

商事調停法施行に伴ふ印紙收入の増加	九四、九八〇円

歳入臨時部

前年度剩餘金繰入の増加	七、六〇七、八六〇

歳出經常部

內務省所管

勞働爭議調停法施行に關する經費	二〇七、四四〇
勞働組合法施行に關する經費	三五、五〇二

大藏省所管

國債整理基金繰入金の増加	八五一、七四〇

司法省所管

商事調停法施行に關する經費	一二六、八四七

遞信省所管

勞働爭議調停法施行に關する經費	一三、五七九

歳出臨時部

大藏省所管

土地賃貸價格調査に要する經費	五、一八二、二七八
地租條例中改正法律案修正に伴ふ地租名寄帳整理補助の増加	三五八、八九〇

外務省所管

救恤審査會に要する經費	六、一七五円

內務省所管

帝都復興事業清算金立替に要する經費	五、二二七、九九六

大藏省所管

商事調停法施行に伴ふ營繕費	一二一、九七一
製鐵業奬勵法改正に伴ふ特別會計經費補充金の増加	三五〇、〇〇〇

海軍省所管

軍備制限補償審査會に要する經費	六、〇〇〇

司法省所管

商事調停法施行に伴ふ營繕費	八七、七〇九

商工省所管

製鐵業奬勵法改正に伴ふ經費	六五二、〇〇〇

遞信省所管

郵便年金事業實施準備に要する經費	一五、八八一

右追加豫算案三件の中、前二者は大正十五年三月十八日、後者は同月十九日、衆議院に提出せられたり。衆議院豫算委員會に於ては此等三案に付き、同年度各特別會計追加豫算案二件と共に審議を行ひし結果、全部原案の通可決すべきものと決定し、三月二十三日豫算委員長藤澤幾之輔は、委員會に於ける審議の經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『此等追加豫算案に計上せられたる事項の多くは、或は本豫算審議の場合に於て、若くは稅制整理諸法案の調査又は討議の際に於て、何れも諸君の承知せらるる所なるを以て、茲には之が計數・說明竝に委員會に於ける質問應答等は總て之を省略し、結果のみの報告に止むべし。委員會に於ては討論に入りて、政友會の植原悅二郎君は、第二號追加豫算中土地賃貸價格調査費を削除するの修正案を提出し、又政友本黨の丸山浪彌君は北海道の拓殖計畫調査會に關する左の如き附帶決議を提出したり。

北海道第二期拓殖計畫調査會委員には、民間の智識經驗ある者をも之に加へて公平なる調査を遂げ、以て適切なる計畫を立てられんことを望む。

尙新正倶樂部の坂東幸太郎君より、滿蒙に於ける商租權問題の解決に關する希望意見の開陳ありたり。以上の修正動議竝に附帶決議に對しては贊否兩論行はれしが、結局採決に至り多數を以て植原君の修正動議は否決せられ、丸山君の附帶決議は可決せられたり。次に原案に就き採決を行ひし所、大多數を以て之を可決したり。』

次で植原悅二郎は磯部尙外二十二名提出の修正案、即ち追加豫算案第二號中土地賃貸價格調査費五百十八萬二千二百七十八圓を、全部削除するの修正案に付き、其の趣旨を辯明せり。斯くて採決に入り、先づ右の修正案に付き採決の結果贊成者少數にて否決となり、次で委員長報告に付き採決の結果多數を以て可決確定せられたり。

貴族院に於ては三月二十三日衆議院より右追加豫算案の回付を受け、豫算委員會に於て審議の結果、第三號追加豫算案中より、勞働組合法施行に關する經費三萬五千五百二圓、及國債整理基金繰入中より七萬五千四十圓、合計十一萬五百四十二圓を削除し、特第二號特別會計追加豫算案中より歳入歳出共七萬五千四十圓を削除し、其の他は全部原案の通可決すべきものと決定し、三月二十五日豫算委員長伯爵林博太郎は、委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『本追加豫算案の多くは、法律案の施行に伴ふものなるか、又は風水害及火災の復舊新營費等にして、已むを得ざる支出に屬するものなり。委員會に於ては日露漁業協約・通行稅・關稅及金融制度に關する調査會・中央官衙の建築・思想問題・支那關稅會議等、各方面に亙りて詳密なる質問應答ありし後討論に移り、提出案五案の中先づ一般會計豫算追加第一號及第二號、特別會計豫算追加特第一號の三案に付き採決を行ひし所、異議なく之を可決したり。次いで總豫算追加第三號及特別會計豫算追加特第二號兩者の討議に入り、此の中海軍々備制限條約の實施に伴ふ損害の補償に關する法律案に關聯せる豫算、即ち總豫算追加第三號中國債整理基金繰入八十五萬千七百四十圓、及特第三號中國債整理基金特別會計の歳入歳出各八十五萬千七百四十圓と、勞働組合法實施に伴ふ經費豫算、即ち總豫算追加第三號中經常部內務省所管第四款社會局及第十一款地方廳合計三萬五千五百二圓の兩者を除きて、其の他の部分に付きて採決せし所、何れも異議なく可決せられたり。仍て最後に採決を保留せし右の兩費目を議題に供したり。此の中先づ國債整理

基金繰入に就て述べんに、海軍軍備制限條約の實施に伴ふ損害の補償に關する法律案は目下本議會に提案中なるが、右法律案中に規定せらるる補償金の總額は、政府原案に於ては二千二百萬圓なりし所、昨日衆議院に於て二百萬圓を減じて二千萬圓と改められたり。然るに本追加豫算に計上せらるる國債整理基金繰入八十五萬千七百四十圓は、右補償金として交付すべき公債の利子に充當すべきものなるを以て、委員會に於ては斯く二百萬圓を減少せし以上は、之に對する利子額をも控除するを至當と爲し、右金額中より七萬五千四十圓を削除することに決したり。此の修正の結果總豫算追加第三號中國債整理基金繰入、及特別會計追加豫算中國債整理基金特別會計歳入歳出額は、共に七十七萬六千七百圓となるの計算なり。次に勞働組合法施行に關する經費に就ては、此の經費豫算の根底となるべき勞働組合法案は目下衆議院に於て審議中に屬し、到底貴族院に回付せらるるに至らざること明かなる狀況なるを以て、委員會は右豫算を削除することに決定したり。』

斯くて採決に入り、豫算案全部委員長報告の通可決確定したり。

貴族院に於て修正議決したる追加豫算案第三號及特第二號の兩者は、直に衆議院に回付せられしが、衆議院に於ては三月二十五日之を院議に付したる上、貴族院の修正は當然の結果なりとして之に同意することに決定したり。斯くて貴衆兩院の協贊を經たる追加豫算は裁可を經て、大正十五年三月二十七日公布せられたり。今總豫算追加三件を一括表示すれば左の如し。

大正十五年度歳入歳出總豫算追加表（一）

科目	金額	科目	金額	科目	金額
歳入	円	經常部		俸給	円 一六、〇〇〇
經常部		內務省所管		事務費	一九、七六七
租稅	七、五五九、〇七九	內務本省	三〇、三五一	衆議院	三六、一九三
地租	七、五五九、〇七九	俸給	一〇、三〇〇	俸給	一六、〇〇〇
印紙收入	九四、九八〇	事務費	二〇、一五一	事務費	二〇、一九三
印紙收入	九四、九八〇	社會局	二八、八八〇	稅關	八九、九三二
經常部合計	七、六五四、〇五九	俸給	九、五二四	俸給	一六、三〇〇
臨時部		事務費	一九、二九六	事務費	二一、二一六
雜收入	二四、四五三	地方廳	一七八、六一〇	海港檢疫費	五一、五〇七
返納金	二一、二五〇	俸給	四一、四三四	內國稅徵收費	三五一、三三三
寄付金	三、二〇三	事務費	一三七、一二六	俸給	一八、〇〇〇
公共團體工事費分擔金	一四四、一六七	補助	六三、九六九	事務費	一〇七、五八四
治水事業費分擔金	一四四、一六七	精神病院費補助	六三、九六九	市町村交付金	三三五、六三八
特別會計資金繰入	二、〇一三、三九二	合計	三〇一、七六〇	國債整理基金繰入	七七六、七〇〇
國有財產整理資金繰入	二、〇一三、三九二	大藏省所管		國債整理基金繰入	七七六、七〇〇
前年度剩餘金繰入	三二、二五四、二三五	大藏本省	五七、五六七	合計	一、三四六、三七一
前年度剩餘金繰入	三二、二五四、二三五	俸給	二、〇〇〇	司法省所管	
臨時部合計	三三一、四三六、二四四	事務費	三、一九〇	法務費	三六、一九三
歳入總計	四一、〇八〇、一〇〇六	關稅調査委員會費	五二、三七七	俸給	三六、三〇〇
歳出		貴族院	三五、七六七	事務費	三九、三〇一

科目	金額
裁判及登記諸費	五、一二六円
文部省所管	
普通教育費	一〇、〇〇五、三六〇
小學校教員俸給分擔金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
普通教育諸費	五、三六〇
商工省所管	
商工本省	四、一一五
俸給	九、四〇〇
事務費	一、九、九三〇
不當廉賣審査委員令費	二、八、三五
遞信省所管	
遞信本省	六、六七一
俸給	三、四二九
事務費	三、二四三
遞信事業費	一〇三、三九六
俸給	三、六三〇
遞信事業費	七、七四六
經常部合計	一〇、九〇一
內務省所管	二、三六〇、二二〇
救恤審査令費	六、一五五
救恤審査令費	六、一五五
高知縣災害土木費補助	三五、〇〇〇
北海道災害復舊費	三、二二四

科目	金額
臨時部	
外務省所管	
國際會議諸費	四三、七四三円
國際勞働會議參列費	二三〇、六五〇
支那國稅特別會議參列費	八、三五五
在支那公使館法律委員會議	五、一〇三
日露漁業協約改訂會議	六〇、八一八
參列費	
國際航空委員會議諸費	七四、〇三六
海外經濟調査費	八〇、六〇五
南洋貿易振興調査費	二四、三九九
波斯地方經濟事情調査費	六、三〇四
救濟在伯西爾居留民早害費	八五〇、〇〇〇
救濟伯貨利付金	八五〇、〇〇〇
對獨墺特許權者交付金	八、三七〇
對獨墺特許權者交付金	八、三七〇
審査令費	六、一五五
審査令費	六、一五五
高知縣災害土木費補助	三五、〇〇〇
北海道災害復舊費	三、二二四

科目	金額
明治神宮外苑工事施行費	九、四五〇円
明治神宮外苑工事施行費	九、四五〇
災害費	四、六三六、六四四
府縣災害振費	一六四、八八
東京府災害土木費補助	一三四、〇〇〇
京都府災害土木費補助	一三六、〇〇〇
神奈川縣災害土木費補助	九、四四〇、〇〇〇
埼玉縣災害土木費補助	一七、〇〇〇
栃木縣災害土木費補助	一一、八〇〇
愛知縣災害土木費補助	一九、〇〇〇
靜岡縣災害土木費補助	一三、〇〇〇
山梨縣災害土木費補助	一三、〇〇〇
岐阜縣災害土木費補助	一七、〇〇〇
福島縣災害土木費補助	四、〇〇〇
山形縣災害土木費補助	一一一、〇〇〇
鳥取縣災害土木費補助	一四五、〇〇〇
廣島縣災害土木費補助	一六八、〇〇〇
高知縣災害土木費補助	三五、〇〇〇
北海道災害復舊費	三、二二四

科目	金額
臨時	
軍事費	
殘務費	
臨時費	
海軍省所管	
火哈災害復舊費	九、四四〇
災害復舊費	九、四五〇
軍事費	七、九三〇
舊式艦艇車兵費	一、九五〇
舊式艦艇火藥費	一、九八〇
舊式艦艇火多軍費	三〇、〇〇〇
舊式艦艇他花費	三〇、〇〇〇
舊式艦艇造軍費	一五、五五〇
舊式艦艇及北震災費	一〇〇、四四〇
新練水雷學校新練費	五、六七〇
新練水雷學校新練費	五、六七〇
高知縣災害土木費補助	三五、〇〇〇
北海道災害復舊費	三、二二四

科目	金額
復興事業清算金立替	五、三三七、九六六
復興事業清算金立替	五、三三七、九六六
合計	一〇、三四三、三八八
公債償還金	五、六七〇
公債償還金	五、六七〇
地租名寄帳整理補助	三五八、八九〇
地租名寄帳整理補助	三五八、八九〇
復行風稅舊政水災復旧費	三五、四七〇
復行風稅舊政水災復旧費	三五、四七〇
舊各節部二隊十建九新隊十建九	三八、〇一二
他朝鮮及北海道水産物馬風山	四九、四五〇
他朝鮮及北海道水産物馬風山	四九、四五〇
他花蘭嶼震災復旧費	一四、七五〇
他花蘭嶼震災復旧費	一四、七五〇
他朝鮮特別會計	七、七三〇
他朝鮮特別會計	七、七三〇
高知縣災害土木費補助	三五、〇〇〇
北海道災害復舊費	三、二二四

科目	金額
測量費	五六〇、五六
金融制度調査費	五六〇、五六
營繕	
新營費	二、六三〇、〇九四
中央諸官廳建築費	一、五一〇、三七九
私設電話交換設備費	一四四、三五五
司法省構內販賣所整理費	一七、九七一
商事調停事務費	三一、九七一
俸給	三、四二九
事務費	三、二四三
遞信事業費	一〇三、三九六
俸給	三、六三〇
遞信事業費	七、七四六
經常部合計	一〇、九〇一
內務省所管	二、三六〇、二二〇
救恤審査令費	六、一五五
救恤審査令費	六、一五五
對獨墺特許權者交付金	八三、三七〇
對獨墺特許權者交付金	八三、三七〇
救濟在伯貨利付金	八五〇、〇〇〇
救濟在伯貨利付金	八五〇、〇〇〇
居留民早害費	六、六七一
居留民早害費	六、六七一
波斯地方經濟事情調査費	三六、三〇四
南洋貿易振興調査費	二四、三九九
海外經濟調査費	八〇、六〇五
國際航空委員會議諸費	七四、〇三六
國際參列費	八、三五五
露漁業協約改訂會議	五、一〇三
支那關稅特別會議參列費	八、三五五
國際勞働會議參列費	二三〇、六五〇
國際會議諸費	四三、七四三円
臨時部	
外務省所管	
明治神宮外苑工事施行費	九、四五〇円
明治神宮外苑工事施行費	九、四五〇
災害費	四、六三六、六四四
府縣災害振費	一六四、八八
東京府災害土木費補助	一三四、〇〇〇
京都府災害土木費補助	一三六、〇〇〇
神奈川縣災害土木費補助	九、四四〇、〇〇〇
埼玉縣災害土木費補助	一七、〇〇〇
栃木縣災害土木費補助	一一、八〇〇
愛知縣災害土木費補助	一九、〇〇〇
靜岡縣災害土木費補助	一三、〇〇〇
山梨縣災害土木費補助	一三、〇〇〇
岐阜縣災害土木費補助	一七、〇〇〇
福島縣災害土木費補助	四、〇〇〇
山形縣災害土木費補助	一一一、〇〇〇
鳥取縣災害土木費補助	一四五、〇〇〇
廣島縣災害土木費補助	一六八、〇〇〇
高知縣災害土木費補助	三五、〇〇〇
北海道災害復舊費	三、二二四

科目	金額
臨時	
軍事費	
殘務費	
臨時費	
海軍省所管	
火哈災害復舊費	九、四四〇
災害復舊費	九、四五〇
軍事費	七、九三〇
舊式艦艇車兵費	一、九五〇
舊式艦艇火藥費	一、九八〇
舊式艦艇火多軍費	三〇、〇〇〇
舊式艦艇他花費	三〇、〇〇〇
舊式艦艇造軍費	一五、五五〇
舊式艦艇及北震災費	一〇〇、四四〇
新練水雷學校新練費	五、六七〇
新練水雷學校新練費	五、六七〇
高知縣災害土木費補助	三五、〇〇〇
北海道災害復舊費	三、二二四

科目	金額
復興事業清算金立替	五、三三七、九六六
復興事業清算金立替	五、三三七、九六六
合計	一〇、三四三、三八八
公債償還金	五、六七〇
公債償還金	五、六七〇
地租名寄帳整理補助	三五八、八九〇
地租名寄帳整理補助	三五八、八九〇
復行風稅舊政水災復旧費	三五、四七〇
復行風稅舊政水災復旧費	三五、四七〇
舊各節部二隊十建九新隊十建九	三八、〇一二
他朝鮮及北海道水産物馬風山	四九、四五〇
他朝鮮及北海道水産物馬風山	四九、四五〇
他花蘭嶼震災復旧費	一四、七五〇
他花蘭嶼震災復旧費	一四、七五〇
他朝鮮特別會計	七、七三〇
他朝鮮特別會計	七、七三〇
高知縣災害土木費補助	三五、〇〇〇
北海道災害復舊費	三、二二四

科目	金額
殘務處理費	一五、〇六円
軍備制限補償審査會費	六、〇〇〇
軍備制限補償審査會費	六、〇〇〇
合計	四〇、八円
司法省所管	
營繕費	八七、七九
商事調停事務費	八七、七九
震災臨時事務費	一五、四七
喪失國債證券審査會費	一五、四七
臨時外國行諸費	六、〇九
國際海法會議參列費	六、〇九
災害新舊宮復興城	三五、三八
復興刑務所其他風水費	二三、六三
舊訴院其他風水費	二八、六六
合計	二四、四三
文部省所管	
營繕費	六、九三〇
久慈營林署火災復舊費	六、九三〇
合計	二、三三
商工省所管	
臨時外國行諸費	一、三三
國際海法會議參列費	一、九九
國際航海會議參列費	五、五〇〇

科目	金額
國際外科學協會總會參列費	三、四六円
國際冷凍協會總會參列費	七、八三
時大帝國大學支出金	五四〇、〇〇〇
時大帝國大學支出金	五四〇、〇〇〇
時大帝國大學支出金	一三、八一〇
時大帝國大學支出金	一三、八一〇
時大帝國大學支出金	一六、〇五五
時大帝國大學支出金	一六、〇五五
合計	三一〇、一四五
農林省所管	
家畜傳染病及害蟲豫防費	二一、一一〇
家畜傳染病費	二一、一一〇
臨時外國行諸費	五、五〇〇
國際航海會議參列費	五、五〇〇
災害費	三一、五三
目高種馬牧場風害復舊費	一六、〇四〇
久慈營林署火災復舊費	一五、四三
合計	五六、一三
商工省所管	
臨時外國行諸費	七、〇一九
國際海法會議參列費	一、五九
國際航海會議參列費	五、五〇〇

科目	金額
產業奬勵費	八四、九九円
製絲事業奬勵費	五三一、〇〇〇
鑛業奬勵費	一〇〇、〇〇〇
國產振興費	九四、九九
測査及試驗費	一五、八三
臨時外國行諸費	一五、八三
帝國議會參列費	五、三三
帝國議會參列費	五、三三
合計	八六〇、〇九円
逓信省所管	
電信電話營繕費	三九、六三七
電信電話營繕費	三九、六三七
營繕費	一三、一四五
營繕費	一三、一四五
災害費	五三、〇〇〇
電信電話風害其他復舊費	五三、〇〇〇
臨時外國行諸費	七、〇一九
國際海法會議參列費	一、五九
國際航海會議參列費	五、五〇〇

科目	金額
國際外科學協會總會參列費	三、四六円
國際冷凍協會總會參列費	七、八三
時大帝國大學支出金	五四〇、〇〇〇
時大帝國大學支出金	五四〇、〇〇〇
時大帝國大學支出金	一三、八一〇
時大帝國大學支出金	一三、八一〇
時大帝國大學支出金	一六、〇五五
時大帝國大學支出金	一六、〇五五
合計	三一〇、一四五
農林省所管	
家畜傳染病及害蟲豫防費	二一、一一〇
家畜傳染病費	二一、一一〇
臨時外國行諸費	五、五〇〇
國際航海會議參列費	五、五〇〇
災害費	三一、五三
目高種馬牧場風害復舊費	一六、〇四〇
久慈營林署火災復舊費	一五、四三
合計	五六、一三
商工省所管	
臨時外國行諸費	七、〇一九
國際海法會議參列費	一、五九
國際航海會議參列費	五、五〇〇

科目	金額
產業奬勵費	八四、九九円
製絲事業奬勵費	五三一、〇〇〇
鑛業奬勵費	一〇〇、〇〇〇
國產振興費	九四、九九
測査及試驗費	一五、八三
臨時外國行諸費	一五、八三
帝國議會參列費	五、三三
帝國議會參列費	五、三三
合計	八六〇、〇九円
逓信省所管	
電信電話營繕費	三九、六三七
電信電話營繕費	三九、六三七
營繕費	一三、一四五
營繕費	一三、一四五
災害費	五三、〇〇〇
電信電話風害其他復舊費	五三、〇〇〇
臨時外國行諸費	七、〇一九
國際海法會議參列費	一、五九
國際航海會議參列費	五、五〇〇

科目	金額
郵便年金事業實施準備費	一五、八二
郵便年金事業實施準備費	一五、八二
臨時部合計	三一、一六、七四六
合計	三一、一六、七四六
歳出總計	四、〇九〇、三四六

新規繼續費表

事項	總額	大正十五年度	同十六年度	同十七年度
中央諸官廳建築費	一〇、七八一、九三八円	二、〇一三、三九二円	六、〇六四、一〇三円	二、七〇四、四四三円

第二　第五十二回帝國議會提出追加豫算

（一）本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は、歳入歳出各二百九十八萬九千百五十一圓なり。右は大正天皇の御大葬に要する經費にして、之が支辨財源は前年度剩餘金を以て之に充つる計畫なり。右追加豫算案は昭和元年十二月二十七日衆議院に提出せられしが、貴衆兩院とも同月二十八日緊急上程の上直に採決の結果、全會一致を以て之を可決確定したり。

（二）本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は、歳入歳出各二千四百四十萬三千三百二十六圓にして、其の追加を要する事項金額は左の如し。

歳入經常部

刑務所收入の增加	二二七、八七一円

歳入臨時部

海軍受託造修收入の增加	五五、〇〇〇
帝國學士院奬勵費等付金の增加	七、〇〇〇
前年度剩餘金繰入の增加	二四、一一三、四五五

歳出經常部

外務省所管

在外公館在勤俸の增加	二七二、〇〇〇円

內務省所管

內務本省事務費の增加	三〇、九六七
徵兵檢丁及新兵旅費の增加	二〇〇、〇〇〇

警察費連帶支辨金の增加	三、二七三、八八八円
癩豫防費補助の增加	七八、三八〇
大藏省所管	
內閣及樞密院事務費の增加	七、四七八
貴衆兩院議案類印刷費の增加	二一七、二七一
貴衆兩院燃料費等の增加	二三、四五四
市町村交付金の增加	七六二、五七六
諸拂戻及補塡金の增加	一三、二七七、四九一
恩給分擔支出金の增加	四六、〇〇五
海軍省所管	
依託患者費の增加	一六、六四二
諸支出金の增加	六一、五八六
司法省所管	
刑務所收容費の增加	六一四、二七八
文部省所管	
學藝研究奬勵費支出金の增加	七、〇〇〇
遞信省所管	
恩給の增加	三、五二一、四二二
歳出臨時部	
外務省所管	
日露漁業協約改訂會議參列費	一六、三六五円
內務省所管	
失業勞働者救濟事業費補助	七二八、〇八一
府縣災害旅費	九二、五〇七
第十回國際勞働會議參列費	四〇、四六九
東京府道路改修費補給	一二〇、〇〇〇
神奈川縣地方費補給	一四〇、〇〇〇
海軍省所管	
受託造修費の增加	五五、〇〇〇
支那事件費	四三九、七七二
佐世保鎭守府管內火災復舊費	三、八五五
司法省所管	
恩赦執行に要する經費	三九、七三〇
文部省所管	
汎太平洋教育會議參列費	五、〇〇〇
農林省所管	
家畜傳染病費の增加	一一二、五三二
國際農事協會小麥會議參列費	二、五七〇
新潟縣耕地及林地災害復舊補助費	一九七、〇〇七

右第二號追加豫算案は同年度特別會計追加豫算案と共に、昭和二年二月十七日衆議院に提出せられしが、衆議院豫算委員會に於ては審議の結果全部原案の通可決すべきものと決定し、同月二十二日豫算委員長川原茂輔は、委員會に於ける審議の經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『大正十五昭和元年度追加豫算として本案に計上せられたる金額は、歳入歳出各二千四百四十萬三千三百二十六圓なり。歳入に於ては前年度剩餘金繰入の增加二千四百十一萬餘圓、刑務所收入の增加二十二萬七千餘圓等其の主要なる事項にして、歳出に於ては爲替相場の變動に基く貨幣交換差金增加の爲め千六十六萬四千百七十八圓、冬期に於ける失業勞働者救濟事業に對する國庫補助七十二萬八千餘圓、支那各地に於ける我が居留民保護の爲め艦隊を派遣するに要する經費四十三萬九千七百餘圓等其の主なるものなり。之に對して行はれたる質問應答の中重要なるものを述ぶれば、先づ憲政會の村山委員より、我國林業の狀況は現下の狀勢の儘にて推移せば、遂には輸入木材の爲め壓倒せられ、林業家は致命的の打擊を受くるに至るべく、政府は我國重要產業たる林業に對して、關稅の引上に依り之を保護する意思なきやとの質問ありしに對し、政府は關稅の引上に依り林業の保護を圖るの必要は之を認むるが故に、目下調査中なるも、之のみにては其の目的を達するを得ざるべきを以て、他に助長策を講じつつありと答辯したり。次に又政友本黨の小川委員は、大正十五年度現計に於て租稅收入は豫算に比し三千萬圓以上の增收となりしを爲め、市町村交付金も隨て增加し、玆に追加豫算を必要とするに至りし事情は諒とするも、政府が之に對する財源を前年度剩餘金の繰入に依ることとなせるは適切なる處置と稱するを得ず。寧ろ其の增收に依る租稅收入を以て之が財源に充てては如何との質問を發せしに對し、政府は

一般に歳入は年度經過後に非ざれば確實なる收入と稱するを得ざるものなるを以て、當該年度の租税其の他の歳入を以て其の年度の追加豫算の財源に充當することは、從來と雖も之を行はざりし所なりと答辯したり。斯くて討議に際しては必要已むを得ざる經費なりとして、原案の通可決したり。』

斯くて採決の結果多數を以て委員長報告の通可決確定したり。

貴族院に於ては二月二十二日衆議院より追加豫算案を受領し、豫算委員會に於て審議の結果原案の通可決すべきものと決定し、同月二十八日豫算委員長伯爵林博太郎は、之が經過及結果を本會議に報告せしが、本會議も亦滿場異議なく全部委員長報告の通可決確定したり。

右貴衆兩院の協贊を經たる追加豫算は何れも裁可を經て、第一號追加豫算は昭和二年三月四日公布せられたり。今之を一括表示すれば左の如し。

大正十五年度歳入歳出總豫算追加表（二）
昭和元年

科目	金額	科目	金額	科目	金額
歳入		受託造修收入	五五、〇〇〇円	**歳入總計**	二七、三九二、四七七
經常部		學術研究奬勵金受入	七、〇〇〇	**歳出**	
官業及官有財産收入	二二七、八七二円	寄付金	七、〇〇〇	**經常部**	
刑務所收入	二二七、八七二	前年度剩餘金繰入	二七、一〇二、六六六	**外務省所管**	
臨時部		前年度剩餘金繰入	二七、一〇二、六六六	在外公館	二三、〇〇〇円
雜收入	五五、〇〇〇	**臨時部合計**	二七、一六四、六〇六	奉給	二三、〇〇〇

科目	金額	科目	金額	科目	金額
內務省所管		市町村交付金	七六二、五七六	恩給	三、五二一、四三三
內務本省		諸拂戻及補塡金	一三、二七七、四九一	**經常部合計**	三二、四一〇、四三八
事務費	三〇、九六七	諸拂戻及補塡金	一三、二七七、四九一	**臨時部**	
徵兵費	二〇〇、〇〇〇	諸支出金	四六、〇〇五	**外務省所管**	
徵兵費	二〇〇、〇〇〇	諸支出金	四六、〇〇五	國際會議諸費	一六、三六五
警察費連帶支辨金	三、二三三、八八八	**合計**	一四、二三四、二七五	日露漁業協約改訂會議參列費	一六、三六五
警察費連帶支辨金	三、二三三、八八八	**內務省所管**		**內務省所管**	
補助費	七、三八〇	軍事費	一六、六四二	補助費	七三、〇八一
傳染病豫防費補助	七、三八〇	患者費	一六、六四二	失業勞働者救濟事業費補助	七三、〇八一
合計	三、二六三、二三五	諸支出金	六一、五八六	災害費	九二、五〇七
大藏省所管		**合計**	六一、五八六	府縣災害旅費	九二、五〇七
內閣	三、七八一	**司法省所管**		臨時外國行諸費	四〇、四六九
事務費	三、七八一	刑務費	七八、三八	第十回國際勞働會議參列費	四〇、四六九
樞密院	三、六九七	收容費	六四、二七八	臨時地方費補給	二六〇、〇〇〇
事務費	三、六九七			東京府道路改修費補給	一一〇、〇〇〇
貴族院	八二、八八六			神奈川縣地方費補給	一四〇、〇〇〇
事務費	八二、八八六			**合計**	一、三一一、〇五七
衆議院	一五七、八三九			**大藏省所管**	
事務費	一五七、八三九			大喪費	二、九八九、一五一
內國稅徵收費	七六二、五七六			大喪費	二、九八九、一五一

科目	金額	科目	金額	科目	金額
海軍省所管		**司法省所管**		家畜傳染病費	二三、五三円
受託造修費	五五、〇〇〇円	恩赦執行費	三九、七二〇円	臨時外國行諸費	二、五七〇
受託造修費	五五、〇〇〇	恩赦執行費	三九、七二〇	國際農事協會小麥會議參列費	二、五七〇
支那事件費	四三九、七七三	**文部省所管**		新潟縣耕地及林地災害復舊補助費	一九七、〇〇七
支那事件費	四三九、七七三	臨時外國行諸費	五、〇〇〇	新潟縣耕地及林地災害復舊補助費	一九七、〇〇七
災害費	三、八五五	汎太平洋教育會議參列費	五、〇〇〇	合計	三二、一〇九
佐世保鎮守府管内火災復舊費	三、八五五	**農林省所管**		**臨時部合計**	四、九六二、〇三九
合計	四九八、六二七	家畜傳染病及害蟲豫防費	二二、五三円	**歳出總計**	二七、三九二、四七七

以上第五十一・五十二兩議會の協贊を經たる追加豫算額を其の本豫算額に併算して、大正十五昭和元年度總豫算の總額を示せば左の如し。

大正十五昭和元年度歳入歳出總豫算總計表

區分	本豫算額	第五十一議會追加豫算額	第五十二議會追加豫算額	總計
歳入				
經常部	一、三六五、四九〇、九九五円	七、六五四、〇五九円	二二七、八七一円	一、三七三、三七二、九二五円
臨時部	二三二、八〇〇、七九〇	三三、四三六、二四七	二七、一六四、六〇六	二九三、四〇一、六四三
合計	一、五九八、二九一、七八五	四一、〇九〇、三〇六	二七、三九二、四七七	一、六六六、七七四、五六八
歳出				
經常部	一、〇七五、四七〇、三七六	一一、九三一、五六〇	二二、四一〇、四三八	一、一〇九、八一二、三七四
臨時部	五二二、八二一、四〇九	二九、一五八、七四六	四、九八二、〇三九	五五六、九六二、一九四
合計	一、五九八、二九一、七八五	四一、〇九〇、三〇六	二七、三九二、四七七	一、六六六、七七四、五六八

第三款　豫備金支出

大正十五昭和元年度第一豫備金の豫算額は六百萬圓にして、大正十五年勅令第百六十一號に據り之を各費途に補充したる金額は、五百七十九萬七千二百六十五圓なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、在外公館在勤俸及妻加俸・軍事救護費・傳染病豫防檢疫諸費・衆議院議案類印刷費・海港檢疫費・市町村交付金・織物組合交付金・一年志願兵諸費・海軍主食品購買費・受託造修費・刑務所收容費・少年審判所審判費・家畜傳染病豫防費・諸拂戻立替及補塡金等なり。

大正十五昭和元年度第二豫備金の豫算額は八百萬圓にして、大正十五年四月一日より同年十二月十八日に至る間に於て、豫算外に生じたる各費途に之を充用したる金額は四百四十七萬九千九百十五圓なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、國際聯盟總會參列費・日露漁業協約改訂會議參列費・補足・風水害復舊費・火災復舊費・水害復舊費・補助・北海道十勝嶽爆發被害復舊諸費・李王殿下國葬費・攝政殿下行啓軍艦派遣諸費・東北帝國大學災害費・支出金・千葉醫科大學災害費・支出金・海底電信線修繕費等なり。

右大正十五昭和元年度豫備金支出に關しては、政府は帝國議會の事後承諾を求むる爲め之が總計算書及總調書を曩に第五十二回及第五十五回帝國議會に提出したるも、何れも議決に至らざりしを以て、更に昭和四年一月二十二日第五十六回帝國議會に之を提出したり。貴衆兩院に於ては何れも之を特別委員に付託して審査を遂げし結果、衆議院は二月十六日、貴族院は三月二日、何れも異議なく全部承諾

を與ふることに決定したり。尚本年度に於ては豫備金外支出の事實なし。

第四款　決　算

大正十五昭和元年度の歳入歳出總決算に計上する所の經常部歳入額は、十四億五千二百四十萬九千八百三十三圓二十九錢四厘、臨時部歳入額は六億三百九十五萬千五百二十八圓五十錢三厘、歳入合計二十億五千六百三十六萬千三百六十一圓七十九錢七厘にして、之に對する經常部歳出額は十億八千百九十九萬三千四百七十一圓四十八錢七厘、臨時部歳出額は四億九千六百八十三萬二千九百五十三圓九十九錢二厘、歳出合計十五億七千八百八十二萬六千四百二十五圓四十七錢九厘なり。故に歳入歳出差引四億七千七百五十三萬四千九百三十六圓三十一錢八厘の剩餘を生じたり。該剩餘金は會計法第二十六條に依り之を昭和二年度の歳入に繰入れたり。今右歳入歳出決算を豫算に比較して其の大要を説明すれば左の如し。

第一　歳　入

大正十五昭和元年度歳入の決算額二十億五千六百三十六萬千三百六十一圓七十九錢七厘を以て、其の豫算額十六億六千六百七十七萬四千五百六十八圓に對比すれば、三億八千九百五十八萬六千七百九十三圓七十九錢七厘を增加せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳入の決算額は十四億五千二百四十萬九千八百三十三圓二十九錢四厘にして、之を其の豫算額十三億七千三百三十七萬二千九百二十五圓に對比すれば、七千九百三萬六千九百八圓二十九錢四厘を增加し、臨時部歳入の決算額は六億三百九十五萬千五百二十八圓五十錢三厘にして、之を其の豫算額二億九千三百四十萬千六百四十三

圓に對比すれば、三億千五十四萬九千八百八十五圓五十錢三厘を增加せり。今歳入の增減を生じたる重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）　經常部

租稅は、有稅品の輸入多かりしが爲め關稅の收入增加せしと、造石高の多かりしが爲め酒稅の收入增加せしと、課稅標準額の多かりし等の爲め砂糖消費稅の收入增加せしと、其の他地租・相續稅・營業稅・所得稅等の收入增加せしとに依り、七千七百七十八萬百三十圓二錢を增加せりと雖も、兌換銀行券發行高の少かりしが爲め兌換銀行券發行稅の收入減少せしと、其の他資本利子稅・清涼飲料稅等の收入減少せしとに依り、三百四十萬九百八十一圓二錢を減少せしを以て、差引七千四百三十七萬九千百四十九圓を增加せり。

印紙收入は、收入印紙賣捌代の收入少かりし等に依り、百四十五萬二千七百九十四圓八十九錢を減少せり。

官業及官有財産收入は、製造煙草賣渡代の多かりし等の爲め專賣局益金の增加せしと、其の他刑務所收入・製鐵所益金等の收入增加せしとに依り、千六百二十三萬四千三百四十一圓十六錢七厘を增加せりと雖も、切手葉書類賣捌代の收入少かりし等の爲め郵便電信及電話收入の減少せしと、木竹拂下代及林野拂下代の收入少かりしが爲め森林收入の減少せしと、其の他海軍工廠賚金益金・印刷局益金等の收入減少せしとに依り、千百九十八萬六千二百二十圓三十四錢七厘を減少せしを以て、差引四百二十四萬八千百二十圓八十二錢を增加せり。

雜收入は、國庫金預入等に係る利子の收入多かりしが爲め利子收入の增加せしと、其の他恩給法

分擔金・一年志願兵及幼年學校自費生納金・恩給法納金等の收入增加せしとに依り、二百三十二萬八千八百四圓三十四錢五厘を增加せりと雖も、弊償及違約金・免許及手數料等の收入減少せしに依り四十六萬六千三百七十圓九十八錢一厘を減少せしを以て、差引百八十六萬二千四百三十三圓三十六錢四厘を增加せり。

（二）臨時部

官有物拂下代は、不用物品拂下代の收入少かりしが爲め物品拂下代の減少せしと、地所拂下代の收入減少せしとに依り、二十三萬八千三百五十五圓一錢九厘を減少せりと雖も、家畜拂下代の收入多かりしが爲め二萬八十四圓六十八錢を增加せしを以て、差引二十一萬八千二百七十圓三十三錢九厘を減少せり。

雜收入は、海軍受託造修收入の多かりしが爲め受託造修收入の增加せしと、其の他返納金・受託調査收入等の收入增加せしとに依り、六十二萬千四百四圓二十一錢三厘を增加せりと雖も、臘鮑獸皮分配金及寄付金の收入減少せしに依り、一萬八千二百九十四圓五十八錢一厘を減少せしを以て、差引六十萬三千百九圓六十三錢二厘を增加せり。

公共團體工事費納付金は、港灣修築費納付金の收入少かりしに依り、百七萬千二百五圓を減少せり。

公共團體工事費分擔金は、治水事業費分擔金及港灣設備費分擔金の收入少かりしに依り、五十九萬六千二百二十四圓を減少せり。

學術研究奬勵金受入は、寄付金の收入少かりしに依り、三千七百四十七圓六錢を減少せり。

特別會計資金繰入は、國有財産整理資金及造幣局資金の繰入少かりしに依り、五百二十七萬九千九圓九十三錢を減少せり。

公債金は、震災善後費の財源に充用すべき公債金の收入少かりしに依り、四千五百九十六萬六千五百二十一圓六十九錢七厘を減少せり。

保險會社納付金は、大正十三年勅令第八十四號に依り助成金の交付を受けたる保險會社の納付金少かりしに依り、三萬四千六百十圓六十四錢を減少せり。

前年度剩餘金繰入は、歳計剩餘金の繰入多かりしに依り、三億六千二百九十一萬千九百五十圓一錢八厘を增加せり。

臨時物資供給收入は、鐵物類賣拂代等の收入ありしに依り、三萬九千六百八十七圓を皆增せり。

高等諸學校創設及擴張費受入金は、高等諸學校創設及擴張費の財源に充用すべき寄付金の收入ありしに依り、六萬圓を皆增せり。

建築費寄付金は、學校建築費寄付金の收入ありしに依り、一萬九千五百五十圓を皆增せり。

戰時利得稅は、既往年度未納金の徵收ありしに依り、二萬九百四十八圓九十三錢を皆增せり。

講和條約實施委員派遣費償還金受入は、講和條約實施の爲め派遣せられたる委員に係る經費の償還として、對手國より受入れたる金額ありしに依り、六萬四千二百二十八圓五十錢九厘を皆增せり。

第二　歳　出

大正十五年度歳出の決算額十五億七千八百八十二萬六千四百二十五圓四十七錢九厘を以て、其の豫

算額十六億六千六百七十七萬四千五百六十八圓に對比すれば、八千七百九十四萬八千百四十二圓五十二錢一厘を減少せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳出の決算額は十億八千百九十九萬三千四百七十一圓四十八錢七厘にして、之を其の豫算額十一億九百八十一萬二千三百七十四圓に對比すれば、二千七百八十一萬八千九百二圓五十一錢三厘を減少し、臨時部歳出の決算額は四億九千六百八十三萬二千九百五十三圓九十九錢二厘にして、之を其の豫算額五億五千六百九十六萬二千百九十四圓に對比すれば、六千十二萬九千二百四十圓八厘を減少せり。

大正十五年度歳出豫算額は十六億六千六百七十七萬四千五百六十八圓なるも、豫算決定後に於て會計法第二十七條・第二十八條及明治四十四年法律第二號に依り、前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め、一億六千四百六十五萬二十九圓七十五錢四厘を增加せり。依て右歳出豫算額及豫算決定後增加額を合計すれば、十八億三千百四十二萬四千五百九十七圓七十五錢四厘にして、同年度支出濟額は十五億七千八百八十二萬六千四百二十五圓四十七錢九厘、同年度に於て支出を終らずして翌年度に繰越したる金額は、二億千十六萬三千六百七十三圓八厘なるを以て、差引四千二百四十三萬四千四百九十九圓二十六錢七厘の不用額を生せり。今翌年度繰越及豫算不用に係る重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）翌年度繰越

復興事業費貸付・復興事業清算金立替・防火地區建築費の補助・艦船及兵器の製造修理・營繕土木の工事其他航路の補助等に關し、天候不良其他避くべからざる事故に依り事業を遲延し、又は豫定の計畫を遂行すること能はざるものありし等の爲め、年度内支出を終らざりし經費にして、會計法第二十七條に依り翌年度に繰越したる金額は四千四百九十萬七千九百六十九圓六十三錢一厘なり。

帝都復興事業・震災復舊及新營電信及電話の擴張・軍備改編及艦艇製造其の他營繕工事等の繼續事業にして、天候不良其の他の事故に依り豫定の如く事業進行せざるものありしが爲め、會計法第二十八條に依り翌年度に繰越したる金額は一億千四百八十九萬二千九百十九圓十二錢なり。

公共團體の經營に係る工事の經費に對する補助にして、年度内支出を終らざりし爲め、明治四十四年法律第二號に依り翌年度に繰越したる金額は五千三十六萬二千七百八十四圓二十五錢七厘なり。

以上翌年度繰越額の合計は二億千十六萬三千六百七十三圓八厘なり。

（二）豫算不用

阿片費等の支出少かりしが爲め、衞生試驗所の經費に於て不用に歸したる金額は五十五萬七千九百八十三圓一錢、復興事業施行に要する經費にして、現金に代へ公債を以て交付したるが爲め、帝都復興事業費に於て不用に歸したる金額は五百二十三萬五千四百七十九圓十二錢五厘、地方復興事業費貸付金の支出少かりしが爲め、復興事業貸付金に於て不用に歸したる金額は四百八十六萬五千五百二十六圓、防火地區建築費補助の支出少かりしが爲め、復興事業費補助に於て不用に歸したる金額は三百七十二萬千三百五十六圓二十五錢、地方復興事業債利子補給の支出少かりしが爲め、復興事業利子補給に於て不用に歸したる金額は二百三萬八千四百五十一圓三十七錢、諸拂戻及補塡金の支出少かりしが爲め諸拂戻及補塡金に於て不用に歸したる金額は百十六萬七百一圓六十六錢三厘、大藏省證券の發行を要せざりし等の爲め、國債整理基金繰入に於て不用に歸したる金

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
歳入經常部			
所得稅	八六、九九、一九二円	八三、六〇〇、〇四三円	一四、三五、一四一円
印紙收入	八三、三七、九四四	八三、三七、九四四	
官業及官有財産收入	四五一、四一四、三五五	四四七、六六、一三五	四、三四五、七五五
郵便電信及電話收入	三三、一七、三六六	三四〇、一三四、七六五	六、九六二、〇四九
專賣局收入	三八、四七〇、三六六	四一、六一〇、〇一一	△一、五一二、一四一
印刷局益金	一六七、四〇三、三六三	一五三、二二二、六四三	五三、九二一
官業收益金	一、四四九、四九二	△一、一四一、一四一	一、〇九九
印紙收入	八三、三七、九四四	八三、三七、九四四	
官有財産收入	四五一、四一四、三五五	四四七、六六、一三五	四、三四五、七五五
郵便電信及電話收入	三三、一七、三六六	三四〇、一三四、七六五	六、九六二、〇四九
專賣局收入	三八、四七〇、三六六	四一、六一〇、〇一一	△一、五一二、一四一
印刷局益金	一六七、四〇三、三六三	一五三、二二二、六四三	五三、九二一
官業收益金	一、四四九、四九二	△一、一四一、一四一	一、〇九九
專賣收入	七、七九七、四四四	六、五四四、七六六	△一、二五三、六六六
鹽專賣益金	三、六一七、六六六	三、七六六、四六六	△一七、四一五
專賣益金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
地租	六八、七六、一七五円	六五、〇九一、六四四円	三、六六六、九六二円
營業稅	六二、一四六、三四四	九四、四七、六〇一	二六六、七四五
本業利子稅	二二、二九、四一六	二二、二九、四一六	△
續稅	一八、四〇九、六三	一五、五〇九、四四〇	二、九〇〇、二五三
相續稅	七、七九七、四四四	六、五四四、七六六	△一、二五三、六六六
遺言執行費用	三、六一七、六六六	三、七六六、四六六	△一七、四一五
遺言執行費用	〇	〇	〇
鑛業稅	一、〇九九	二、〇七五	△九九六

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
神宮費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
內務省所管計	三、六六〇、〇〇〇	三、六六〇、〇〇〇	〇
外務省所管計	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	〇
歲入總計	三、六六〇、〇〇〇	三、六六〇、〇〇〇	〇
國庫部合計	三、六六〇、〇〇〇	三、六六〇、〇〇〇	〇
國債整理基金特別會計ヨリ繰入	七、七八〇、〇〇〇	七、七八〇、〇〇〇	〇
國債部合計	一、四四〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	〇
教育改善及農村振興基金特別會計ヨリ繰入	七、七八〇、〇〇〇	七、七八〇、〇〇〇	〇
大藏省所管計	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇
內閣總理大臣	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
內閣書記官長	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
內閣法制局	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
內閣統計局	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
內閣恩給局	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
內閣賞勳局	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
內閣情報部	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
內閣拓殖部

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
試驗所及檢査所費	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	〇
山林監督局費	一、二〇〇円	一、二〇〇円	〇
特許局費	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	〇
商工省本省費	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
諸補助費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
商工省合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
水産講習所費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
種馬所及種馬牧場費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
生糸檢査所費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
試驗場及調査所費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
林業講習費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
農林省本省費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
諸補助費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
農林省合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
支那大學堂及分學堂費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
加藤學校・金職學校費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
公立大學校補助費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
諸補助費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
文部省合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
內閣書記官年金	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
內閣文庫費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
內閣合計	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	〇
大藏省本省費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
稅務監督局費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
稅務署費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
稅關費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
專賣局費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
專賣署費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
專賣所費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
專賣支廳費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
專賣出張所費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
專賣局費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
大藏省合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
內閣官報局費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
內閣印刷局費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
內閣合計	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	〇
宮內省本省費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
宮內省合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
恩賜財團同潤會費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
恩賜財團合計	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	〇
總計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
陸軍本省費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
陸軍合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
海軍本省費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
海軍合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
內閣法制局費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
內閣合計	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	〇
司法省本省費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
司法合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
文部省本省費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
文部合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
醫師及藥劑師試驗費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
獸醫試驗費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
衛生試驗所費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
內務省本省費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
內務合計	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	〇
總計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
諸補助費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
諸補助費合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
關東廳時部費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
關東廳時部合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
外務省本省費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
在外公館費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
在外公館移轉費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
在外公館移轉費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
補助費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
在外國民保護費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
在外國民保護約束費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
在外國民保護獎勵費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
在外國民保護施設費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
在外國民保護臨時費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
在外國民保護費	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	〇
外務省合計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇
總計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	〇

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
在外公館創立費	二五〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
記錄整理費	二八、八〇〇	三〇、〇〇〇	△一、二〇〇
陸海時体整理費	三九、〇〇〇	三〇、〇〇〇	九、〇〇〇
國際會議費	二、六〇〇	二、〇〇〇	六〇〇
留地経費	〇	二、〇〇〇	△二、〇〇〇
居留民救恤費	三五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇
海外経済調査費	二、六〇〇	二、〇〇〇	六〇〇
海外調査費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇
在外居留民救恤費	七、三〇〇	七、〇〇〇	三〇〇
在外公館警備費	三四、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四、〇〇〇
在外公館庶務費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇
在外公館創立費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇
在外公館庶務費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇
在外公館警備

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
地租	一、〇三五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	円
地租名寄帳整理補助費	五六一、〇〇〇	五六一、〇〇〇	〃
公債費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〃
恩給費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〃
大喪費	九八、〇〇〇	九八、〇〇〇	〃
地方税徴収費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〃
国税徴収費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〃
国債費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〃
予備費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〃
陸軍省所管			
陸軍費	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	円
陸軍費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〃
陸軍費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〃
陸軍費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〃
陸軍費	一、〇〇〇	一

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
災害費	四八、三一六円	四一、三一八円	六、一四三円
震災復舊諸費	二、四六〇、六六	四、〇七一、〇〇〇	△一、六一一、三四四
震災復舊費貸付金	二、九七〇、〇〇〇	二、九七〇、〇〇〇	〇
緯度觀測所設備費	一六、〇六三	一六、〇六三	〇
合計	〇五三、四一八、二一	〇三三、四六〇、二二	△〇四八、一六九、二一
農林省所管			
産業奬勵費	九、四六二、一〇八	九、八三四、九〇二	△三五、七四四
農村振興費	三、四八一、九三三	三、八〇〇、六〇〇	△二八、七六八
調査及評究費	二四三、一二三	二四〇、〇四四	九、二六六
督繭費	五三一、一二六	六四〇、六三二	△六、四六六
家畜傳染病及寄生蟲豫防費	八二三、六三九	五五、八四〇	二七、七九九
治水事業費	八三九、七三二	八四二、二六九	△二、五九七
公有林野官行造林費	一、六八、七四四	一、七六、八八四	△五〇、二四〇
腦脂獸保護費	二六九、三九四	二六、八五三	四六八
漁業免許處分費	五、三六二	五、三六七	△二二
臨時漁業登錄事務費	八、八三一	九、〇九六	△六四四
臨時整理費	四一、二八八	四一、七四四	△五〇六
震災復舊及新營費	一五七、〇六六	一五五、九六六	一、二四〇
震災復舊費貸付金	二、九七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	〇
緯度觀測所設備費	一六、〇六三	一六、〇六三	〇
合計	〇五三、四一八、二一	〇三三、四六〇、二二	△〇四八、一六九、二一
商工省所管			
産業奬勵費	二、五六、六八	四、〇一六、六六	△一、四三七、七八
貿易振興費	五四一、一五三	六〇七、六五五	△一三、五五二
研究所費	四四、四六三	四一、一六三	△七、三〇
調査及試驗費	二四一、七一八	二四〇、六〇〇	四、四一八
營繕費	一、〇一一、八七七	一、〇九一、四六一	△九六、六四四
製鐵所擴張費	一、一七〇、九三七	一、二二、〇〇〇	△一四、〇六三
臨時整理費	七七、七三一	七七、七六六	△四
震災復舊及新營費	四六〇、九六三	四六〇、七六六	△九、八一三
震災地産業復興助成費	一、五〇一、五九	五九、六四六	九〇、六六三
及震災復興地産業助成費其他復舊費	一、四〇二、七八	一、一九、〇〇〇	一〇六、七八

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
青島牛及獸肉檢査費	四九、六〇四円	四九、六六三円	△一九六円
道路費負擔金	〇	七、一五四	△七、一五四
海外漁業取締費	四、三七〇	四五、〇〇〇	△七〇
沖繩縣産業助成費	五六、三〇三	五九、三〇三	〇
臨時・區區管理費	二四、三〇三	三二、六七一	△八、四九八
臨時外國行諸費	三、五一〇	一七、九〇二	四、六〇八
災害費	二一、七、九六六	三一、五三三	八、四三三
罹災復舊諸費及林地災害助成費	一六、一、四四四	一九、七〇〇	△三、四六六
合計	二九、三四、六三四	二四、〇八、六九二	△三四、〇三四
商工省所管			
産業奬勵費	二、五三、六八	四、〇一六、六六	△一、四三七、七八
貿易振興費	五四一、一五三	六〇七、六五五	△一三、五五二
研究所費	四四、四六三	四一、一六三	△七、三〇
調査及試驗費	二四一、七一八	二四〇、六〇〇	四、四一八
營繕費	一、〇一一、八七七	一、〇九一、四六一	△九六、六四四
製鐵所擴張費	一、一七〇、九三七	一、二二、〇〇〇	△一四、〇六三
臨時整理費	七七、七三一	七七、七六六	△四
震災復舊及新營費	四六〇、九六三	四六〇、七六六	△九、八一三
震災地産業復興助成費	一、五〇一、五九	五九、六四六	九〇、六六三

右大正十五年度歳入歳出總決算は、同年度各特別會計決算及會計檢査院の檢査報告と共に、昭和三年四月二十三日第五十五回帝國議會に提出せられたり。衆議院に在りては右第五十五議會に於ける慎重審議の結果、一般會計歳出に於て豫算目的外の支出を爲したるもの三件を不法なるものと議決し、決算委員會に於て審議は未了に終りしを以て、翌第五十六回帝國議會に於て審議を行ふことと爲し、

第二章　一般會計

第二十五節　大正十五、昭和元年度歳計

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
電信電話交換擴張及改良費	二、九六六、七三二	四八、八六六、五三二	四六、九六六、七三二
電信電話營繕費	九〇一、六四七	一、六六、九九九	△七六四、二五二
郵便年金事業實施準備費	一五、七三一	一五、八六一	△一九
合計	八九、九〇四、二四一	八六、七六、一四三	△三、一六〇、九二四
臨時部合計	四六六、六三、九四二	四六六、六三、九四二	△〇
歳出總計	一、六六、六三、四三二	一、六六、七四四、六六八	△七四一、二五六
電信擴張及改良費	二、九六六、七三二	四八、八六六、五三二	四六、九六六、七三二
電信電話營繕費	九〇一、六四七	一、六六、九九九	△七六四、二五二
郵便年金事業實施準備費	一五、七三一	一五、八六一	△一九
合計	八九、九〇四、二四一	八六、七六、一四三	△三、一六〇、九二四
臨時部合計	四六六、六三、九四二	四六六、六三、九四二	△〇
歳出總計	一、六六、六三、四三二	一、六六、七四四、六六八	△七四一、二五六
造船費	五三〇、六六三	五三〇、六六三	〇
海外商品陳列費	四九、〇〇七	四九、〇〇七	〇
國際博覽會五十年記念費	四六四、二九九	四七一、二七〇	△七、〇五一
國立博物館法施行費	一、四九九	一、五〇〇	△一
度量衡法施行費	六、二二一	九、三三一	△二
特許局審査處分費	三七、九三三	三七、七二二	二一一
臨時外國行諸費	一、七、九三三	一、三三、〇〇〇	△二一六、七六七
改正度量衡法施行費	一四、三一九	一四、三一九	〇
貯金事務取扱費	七、〇五五	七、〇五五	〇
郵便局所外貨入費	六〇二、四四三	六〇五、七三三	△二、七三〇
無線電話施設費	七四、一六六	七六、〇〇〇	△一、八三四
器具機械設備費	一七、三七三	二一、八四〇	△四、五六七
民設無線電信工事監督費	一〇、八九三	一三、一〇〇	△二、二〇七
信民施設無線費	六三、三五〇	七一、三六	△八、六六
電信連絡通費	九七七、六〇一	七一四、六七〇	二六三、六三一
震災復舊及新營費	二六、六九、六六六	二五、〇〇六、三四四	一、六三、三三四
臨時外國行諸費	一三、五六九	七、〇一九	六、五六〇
郵便年金事業實施準備費	一五、七三一	一五、八六一	△一九
合計	八九、九〇四、二四一	八六、七六、一四三	△三、一六〇、九二四
臨時部合計	四六六、六三、九四二	四六六、六三、九四二	△〇
歳出總計	一、六六、七四四、六六八	一、六六、六三、四三二	△七四一、二五六

し又一般會計歳入に於て租税の徴收に關し監督其の宜しきを得ざるもの一件、租税の徴收不足に屬するもの二十三件、租税の徴收過に屬するもの九件、寄付金を歳入に編入せざるもの一件、物件の賣拂に關し監督其の宜しきを得ざるもの一件、租税外歳入の徴收に關し監督其の宜しきを得ざるもの一件、計三十七件、同歳出に於て虚構の事實に對し支拂を爲したるもの三件、豫算の使用其の宜しきを得ざるもの二件、工事の施行其の宜しきを得ざるもの二件、不急の物品を購入したるもの一件、其の他二件、計十件を不當なるものと議決し、其の他四件は政府に警告を與ふべきものと議決し、一般會計に於て四件、一般會計及特別會計に共通する事項に於て二十四件は政府の注意を促すべきものと議決し昭和四年三月二十三日決算委員長伊坂秀五郎は、委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『決算委員會に於て、會計檢査院の報告及政府の辯明書を基礎として愼重審議を遂げたる結果、一般及特別兩會計を通じて、豫算の行使に關し不法と認めたるもの六件、不當と認めたるもの八十五件、警告を付すべきものとしたるもの十件、注意を促すものとしたるもの四十三件なりとす。

尙決算に關し從來衆議院が政府に警告を發し又は注意を促せしことあるに拘らず、尙屢同一の非難を受くるものを存するは頗る遺憾とする所なるを以て、衆議院は決算の權威を尊重すると共に、政府が將來に於て適當の方法を講せんことを希望する意味に於て、左の如き希望條件を附することを議決せり。

決算に對し會計檢査院報告書に於て指摘せられたる事項中、本院に於ても之を至當と認め、又は警告を附し注意を促したるものに付ては、政府は周到なる注意を拂ひ、將來斯の如き處置の誤なからむことを期せられたし。殊に一般會計及特別會計に屬する歳出に係る官吏の賞與又は慰勞金手當に付ては、曩に第五十回及五十二議會に於て本院より希望を附し注意を促したるにも拘らず、尙會計檢査院より同一事項に付き批難指摘せられたるものあるは妥當ならず。由て將來の爲更に注意を望む。

右の希望條件を附して委員會は、異議なく大正十五年昭和元年度決算を承認することに決定せり。』

斯くて本會議に於て採決の結果多數を以て委員長報告の通可決確定したり。

貴族院に於ても大正十五昭和元年度決算は、第五十五議會に於て審議未了に終りしを以て、翌第五十六議會に於て審議を行ふこととなし、決算委員會に於て審議の結果、一般會計に於て政府の處置穩當を缺くと認めたるもの八件、將來の注意を促すべきものと認めしもの七十三件にして、其の他は總て異議なしと議決し、昭和四年三月十二日決算委員長は委員會に於ける審議の經過及結果を本會議に報告せしが、本會議に於て採決の結果滿場異議なく委員長報告の通可決確定したり。

附表　大正十五年度以降一般會計所屬既定繼續費年割表（△印は減）

費目	總額	大正十四年度以前支出額	同十五年度以降支出額	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	自同二十二年度至同三十年度
内務省所管											
治水事業費 既定額	四六六、二三四、六九三円	三三三、八六〇、九〇五円	一七三、三七三、七八八円	一六、五二二、〇四四円	一六、二三四、〇六六円	一七、三〇一、三三四円	一七、二三二、八五五円	一六、六七二、〇〇四円	一六、〇五一、〇〇九円	一五、六〇三、〇〇〇円	五七、八七、九九六円
治水事業費 追加額	三五、三〇二、八〇〇	〇	三五、三〇二、八〇〇	一、〇一四、八〇〇	一、七七七、八〇〇	二、一九一、八〇〇	二、一九一、八〇〇	二、一九一、八〇〇	二、五四一、八〇〇	二、八六六、八〇〇	三〇、五三六、八〇〇
治水事業費 改定額	五三一、五三七、四九三	三三三、八六〇、九〇五	二〇八、六六七、五八八	一七、五二六、八四四	一八、〇〇一、八六六	一九、四九三、一三四	一九、三一九、九八五	一八、八六三、八七四	一八、五九二、八八九	一八、四六九、八〇〇	七八、四一四、一九六
關門海峽改良費	一〇、四一〇、〇〇〇	八、八七、〇〇〇	一、五三三、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五三三、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇

費目	穂積	以大正十四年度前支出額	以同十五年度前支出額	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	至自同同二十二年度
神戸港修築費	五六、三三三、三六円	一九、七五五、〇〇〇円	一六、四六八、三三六円	一、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	一、四〇〇、〇〇〇円	二、六〇〇、〇〇〇円	二、一〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	＊　一、三六、三三六円
門司港修築費	五六〇、〇〇〇	三、九六、七〇五、〇〇〇	一、三九、二〇五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四五五、一八六	三五、七三二	〇	〇	〇	〇
長崎港修築費	二、九五〇、〇〇〇	二、七一〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
下関港修築費	三、七四〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、八四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
清水港修築費	六、七二七、〇〇〇	四、七四〇、六六八	一、九六、三二二	六六六、三二二	六五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
境港修築費	一、九四〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
高松港修築費	二、一四四、七五五	一、六五五、〇〇〇	七一、九七七	三五五、〇〇〇	三七四、七七五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
賀茂港修築費	三、四四〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇	六一〇、〇〇〇	〇	〇	〇
釜石港修築費	五、六六三、〇〇〇	三、七五三、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇
小松島港修築費 既定額	三、四八一、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、九六一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	四五一、〇〇〇	七六〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	〇
小松島港修築費 追加額	二四七、五〇〇	〇	二四七、五〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四七、五〇〇	〇	〇	〇
小松島港修築費 改定額	三、七二六、五〇〇	五〇〇、〇〇〇	三、二六、五〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四九五、五〇〇	七六〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	〇
鹿児島港修築費	三、四七〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二、四五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
今治港修築費	三、〇五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四九五、五〇〇	七六〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	〇
伏木港修築費	五、〇〇〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	四、四五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
北海道改良費土地 既定額	二一、二七二、六五五	八、四〇三、〇九九	三、六九、九八二	二、二六四、七七七	一、二五五、〇九九	四一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
北海道改良費土地 追加額	四〇〇、〇〇〇	〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
北海道改良費土地 改定額	二一、五七二、六五五	八、四〇三、〇九九	四、一六九、九八二	二、二六四、七七七	一、二五五、〇九九	五一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
北海道治水費	三〇四、五六七	一五、八一一、九四四	一四、五六三、六五三	一、六一一、〇〇〇	一、六八八、四〇〇	二、六三一、八六六	一、一一一、六六八	一、六〇〇、〇〇〇	一、四五一、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	＊　一、六五五、九九
北海道港修費 既定額	四一、〇一一、三五六	三、六六七、一一四	三、三四一、一三三	一、一五五、六七三	一、一六八、一五九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
北海道港修費 追加額	四六八、七三三	〇	四六八、七三三	四六八、七三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

費目	穂積	以大正十四年度前支出額	以同十五年度前支出額	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	至自同同二十二年度
門司港修築費	六、三四二、一一	三、九五五、七一五	二、九四〇、六五〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	〇
陸上設備費	一一、七三五、六八	二、〇四、六五六	八、三六、六〇二	五〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八四六、六三
陸上設備費	六、三四二、一一	三、九五五、七一五	二、九四〇、六五〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	〇

第二章　一般會計　第二十五節　大正十五、昭和元年度歳計

費目	穂積	大蔵省所管	既定額	追加額	改定額	内閣	内務省	外務省	陸軍省	海軍省	文部省	農林省	商工省	鉄道省	逓信省	拓務省	朝鮮総督府	台湾総督府	関東庁	樺太庁	南洋庁	内閣	内務省	外務省	陸軍省	海軍省	文部省	農林省	商工省	鉄道省	逓信省	拓務省	朝鮮総督府	台湾総督府	関東庁	樺太庁	南洋庁
議院費	減額	一一、七〇五、三八八	〇	一一、七〇五、三八八	一一、七〇五、三八八	八、九一八、八一五	一一、六七一、五六五	一一、六七一、五六五	八、三〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
議院費	増額	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
議院費	改定額	一一、七〇五、三八八	〇	一一、七〇五、三八八	一一、七〇五、三八八	八、九一八、八一五	一一、六七一、五六五	一一、六七一、五六五	八、三〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
恩賜財団済生会		三、六六六、〇〇〇	〇	三、六六六、〇〇〇	三、六六六、〇〇〇	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
恩賜財団済生会		三、六六六、〇〇〇	〇	三、六六六、〇〇〇	三、六六六、〇〇〇	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三

費目	総額	以大正十五年度前額	以同十五年度前額	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	至自同同二十二年度
新嘗祭費	三〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
帝國學士院新嘗費	五〇、六三〇	三四、〇〇〇	一五、六三〇	一五、六三〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
簡易國勢調査費	三五、〇〇〇	一九、〇〇〇	六、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
失業統計調査費	一五、〇〇〇	一二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
復興税賦課費	五、二六三、〇〇〇	二、三五五、八四	一、六二六、一六六	一、九五五、六六七	一、〇九五、六六六	六三七、七七三	〇	〇	〇	〇	〇
舊令其他復員費	一、一三六、六六〇	一八、七六六〇	一〇、六六〇、〇〇〇	一〇、一一八	一〇、一一八	二一、一三六	二一、八六〇	二一、八六〇	一〇、七一三	〇	〇
舊令衆議院議員其他復員費	九六三、〇〇〇	五三一、三六六	四三一、四四四	三八五、一〇〇	四六、二三四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
舊令衆議院議員其他復員費	△ 三七三、三七七	〇	△ 三七三、三七七	△ 三四八、三七七	△ 三五、八〇〇	△ 三五、八〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
舊令衆議院議員其他復員費	六六〇、六三六	五三一、三六六	一五六、〇四七	一三六、六三四	一三、六三四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
印刷局其他復員費	一、八一六、〇七八	三、一六六、六〇一	一、一一一、九六六	一、〇三六、三一六	一、五〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六六六、六六七	〇	〇
舊令及工場費	九五五、〇〇〇	四三五、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	一五四、〇〇〇	一五四、〇〇〇	一五四、〇〇〇	一五四、〇〇〇	一五四、〇〇〇	〇	〇
其工場費	一五、〇五〇、〇〇〇	一、六二、一〇〇	一、一三六、六〇〇	一、一六七、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇	〇	〇
他專賣局所屬工場建造物修繕費	九五五、〇〇〇	四三五、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	一五四、〇〇〇	一五四、〇〇〇	一五六、〇〇〇	一五六、〇〇〇	一五六、〇〇〇	〇	〇
他專賣局所屬工場建造物修繕費	一、一六四、四九六	五、七四四、五七	五、七四四、五七	一〇、五四五	一五四、五四五	一五四、五四五	一五六、〇〇〇	一五六、〇〇〇	一五六、〇〇〇	〇	〇
他專賣局所屬工場建造物修繕費	一、五〇一、〇〇〇	三五六、〇〇〇	一、一〇六、〇〇〇	三五六、五五五	三五六、五五五	三五六、五五五	三五六、五五五	三五六、五五五	三五六、五五五	〇	〇
他專賣局所屬工場建造物修繕費	一、六三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
他專賣局所屬工場建造物修繕費	一、五〇〇

| 費目 | 總額 | 復命藏書建造物其他 | 防禦廳舍建造物復舊費 | 北海道廳他復舊費 | 樺太庁他復舊費 | 警視廳警部巡査教習所費 | 軍港防禦設備費 | 病院設備費 | 陸軍倉庫設備費 | 工作費 | 製紙局造船費 | 軍艦製造費 | 軍艦補充費 | 造船造兵及修理費 | 軍需品復舊費 | 海軍火藥製造費 | 海軍火藥製造所改築費 | 海軍火藥製造所新築費 | 海軍火藥製造所設備費 | 海軍火藥製造所設備費 | 海軍火藥製造所設備

費目	総額	同十五年度以前支出額	大正十五年度支出額	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	同二十二年度
商工省所管合計	二〇、二四二、三四二円	一、三三二、三三三円	一〇、二四二、三四二円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円
製鑑所復興補助費	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円
商工省所管合計	二〇、二四二、三四二円	一、三三二、三三三円	一〇、二四二、三四二円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円
製鑑所復興補助費	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円
商工省所管合計	二〇、二四二、三四二円	一、三三二、三三三円	一〇、二四二、三四二円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円
農林省所管合計	三、三三二、三三三円	三、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	三、三三二、三三三円	三、三三二、三三三円	三、三三二、三三三円	三、三三二、三三三円	三、三三二、三三三円	三、三三二、三三三円	三、三三二、三三三円	三、三三二、三三三円
農林省所管合計	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	一、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円
文部省所管合計	三〇、〇三三、三三三円	三〇、〇三三、三三三円	三、〇三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円
文部省所管	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円	七、七七七、七七七円
文部省所管合計	三〇、〇三三、三三三円	三〇、〇三三、三三三円	三、〇三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円

費目	総額	以降支出額	大正十五年度支出額	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	同二十二年度
司法省所管合計	二二、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円
東京刑務所移築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
刑務所復旧費	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円
刑務所建築費及支所移築費	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円
沖縄刑務所建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
京都刑務所建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
所長官舎建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
函館刑務所建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
宇都宮刑務所建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
所長官舎建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
岐阜刑務所建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
釧路刑務所建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
札幌控訴院建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
青森刑務所建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
大阪刑務所建築費	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
司法省所管合計	二二、三三二、三三三円	一、三三二、三三三円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円	二、二二二、二二二円
歳入歳出差額	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
繰越額	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
追加額	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円	三三、三三三円
減

費目	總額	以前大正十四年度迄	以同降十五年度迄	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	至自同同二十二年度
逓信省所管											
女島燈臺新設費	一五〇、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	九三、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
三郵便局新營費	三四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
電話交換擴張費	四四八、四五〇、一四二	一三、六六一、一四二	一〇八、八四〇、〇〇〇	四、六一二、〇〇〇	五、二一〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	四四、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
電話擴張及改良費	四七、八一〇、〇〇〇	四一、八一〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
施設費 無線電信 既定額	一〇、五〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	三、七五〇、〇〇〇	三、七五〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
施設費 無線電信 廢止額	△六、五〇〇、〇〇〇	〇	△六、五〇〇、〇〇〇	△三、七五〇、〇〇〇	△三、七五〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
施設費 無線電信 改定額	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
船舶試驗場設置費	九九、四四〇	七一、六四九	二四二、九五一	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六一、二五一	〇	〇	〇	〇
電信電話施設費	九二一、三〇〇、〇〇〇	七〇、三四三、一〇六	二一、八六六、八四	二一、八六六、八四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
郵便局令其他新營費	八、三一六、一六四	一、五六七、五四	六、六六〇、六五〇	九〇六、三五〇	一、三一七、七五〇	一、五三七、七五〇	二、〇一一、七五〇	九一九、〇一〇	〇	〇	〇
航路標識復舊費	五五六、一〇〇	四〇一、〇〇〇	一三、一〇〇	一三、一〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
貯金及簿記其他復舊費	三、〇六〇、〇〇〇	二、七五三、〇〇〇	三〇七、〇〇〇	三〇七、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
復舊費 物品整理其他設備費	一八、一一〇、一一四	九、三六二、一五〇	八、七四七、七一四	一、七七〇、〇〇〇	一、七七〇、〇〇〇	一、九一〇、〇〇〇	一、九一〇、〇〇〇	一、三六七、七一四	〇	〇	〇
逓信省所管計 既定額	五三〇、四三〇、〇六〇	一四一、一六六、〇六〇	三九九、五五三、三四〇	八八、六六六、三四〇	五六、一二一、〇六〇	四四、六六六、三四〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇
逓信省所管計 廢止額	△六、〇〇〇、〇〇〇	〇	△六、〇〇〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
逓信省所管計 改定額	五三〇、四三〇、〇六〇	一四一、一六六、〇六〇	三九九、五五三、三四〇	八八、六六六、三四〇	五六、一二一、〇六〇	四四、六六六、三四〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇
總計 減少額	△五、八八三	五、八八三	△一三、一一七	△一三、一一七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
總計 廢止額	△六、〇〇〇、〇〇〇	〇	△六、〇〇〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
總計 延增額	〇	〇	〇	△一、三一九、五三三	〇	一、三一九、五三三	〇	〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
總計 追加額	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
總計 減額	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
總計 改定額	五三〇、四三〇、〇六〇	一四一、一六六、〇六〇	三九九、五五三、三四〇	八八、六六六、三四〇	五六、一二一、〇六〇	四四、六六六、三四〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇

（備考）一、本表は圓位未滿を切捨て調製せり。
二、「自同同二十二年至同三十年度」の欄中中＊印を附せるは大正二十二年度限終了する經費なり。

附表

一

科目	第自一期明治三十年十一月至	第自二期明治三十二年九月至	第自三期明治三十三年九月至	第自四期明治三十七年十月至	第自同二十十年三月度	第自同二十一年三月度
歳入歳出差引不足額	一、三六四、三八六	三、六三四、三六五	四、二二〇、二四五	三、九七〇、三三三	八、〇〇一、三四〇	一二、六三四、三四〇
歳入歳出総計	三、〇三四、六六八	二、一二三、六三七	二、〇〇〇、三三〇	一、九七〇、三三三	八、〇〇一、三四〇	一二、六三四、三四〇
歳入歳出総計	三、〇三四、六六八	二、一二三、六三七	二、〇〇〇、三三〇	一、九七〇、三三三	八、〇〇一、三四〇	一二、六三四、三四〇
他人納入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	二、一二三、六三七	二、〇〇〇、三三〇	一、九七〇、三三三	八、〇〇一、三四〇	一二、六三四、三四〇	一二、六三四、三四〇
収納入金	一、〇三四、六六八	一、一二三、六三七	一、〇〇〇、三三〇	一、九七〇、三三三	八、〇〇一、三四〇	一二、六三四、三四〇
雑収入	一、〇三四、六六八	一、一二三、六三七	一、〇〇〇、三三〇	一、九七〇、三三三	八、〇〇一、三四〇	一二、六三四、三四〇
財産収入	0	0	0	0	0	0
繰越金	二、一二三、六三七	二、〇〇〇、三三〇	一、九七〇、三三三	八、〇〇一、三四〇	一二、六三四、三四〇	一二、六三四、三四〇
公債収入	0	0	0	0	0	0
雑収入	一、〇三四、六六八	一、一二三、六三七	一、〇〇〇、三三〇	一、九七〇、三三三	八、〇〇一、三四〇	一二、六三四、三四〇
歳入歳出差引不足額	一、三六四、三八六	三、六三四、三六五	四、二二〇、二四五	三、九七〇、三三三	八、〇〇一、三四〇	一二、六三四、三四〇

〔備考〕

一、本表は第一期明治九年度に在り宜上歳入歳出共差引不足額を合して一科目に付ては便宜上歳入歳出共差引不足額を合して一科目に付ては便宜上歳入歳出共差引不足額を合して一科目に付ては便

一般會計歲入歲出決算額累年一覽

附表

科目	第一期（自明治四十二年十一月至同年十二月）	第二期（自明治四十三年一月至同年十二月）	第三期（自明治四十四年一月至同年十二月）	第四期（自明治四十五年一月至同年十二月）	第五期（自大正元年一月至同年十二月）	第六期（自大正二年一月至同年十二月）	第七期（自大正三年一月至同年十二月）	第八期（自大正四年一月至同年十二月）	第九期（自大正五年一月至同年十二月）
歲入									
租稅	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
專賣收入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
官有財產收入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
雜收入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
公債收入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
減債基金繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
歲出									
宮廷費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
內閣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
內務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
外務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大藏省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
陸軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
海軍省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
司法省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
文部省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
農商務省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鐵道院	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
內閣直轄官廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
內務省直轄官廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
外務省直轄官廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大藏省直轄官廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
陸軍省直轄官廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
海軍省直轄官廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
司法省直轄官廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
文部省直轄官廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
農商務省直轄官廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鐵道院直轄官廳